資料１

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　事業者登録規程

平成８年１２月１６日　制定・施行
平成１３年７月２日　改正・施行
平成１７年７月１日　改正・施行
平成１８年７月３日　改正・施行
平成１９年７月２日　改正・施行
平成２０年７月１日　改正・施行
平成２１年７月１日　改正・施行
平成２２年７月１日　改正・施行
平成２３年７月１日　改正・施行
平成２４年７月１日　改正・施行
平成２４年１２月２６日　改正・施行
平成２５年７月１日　改正・施行
平成２６年４月　１日　改正・施行

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」又は「協会」という。）が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成七年六月十六日法律第百十二号（以下「法」という。））に基づき委託する分別基準適合物の再生処理の入札に参加する再生処理事業者として登録申請を希望される事業者の方には、以下の条件が適用されます。

１　法第三十七条第二項の政令で定める以下の基準（平成七年十二月十四日政令第四百十一号（以下「施行令」という。）第九条）に適合していること。

一　法第二十一条第一項に規定する指定法人の委託を受けて法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者（以下この条において「受託者」という。）が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二　受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七

号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ　法第三十七条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト　法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

（１）本店または支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（２）(1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

チ　個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

三　受託者が自ら法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者であること。

2　建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条及び第五十一条、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)並びにその他の関係法令及び地方自治体の定める条例に適合していること。

3　事業者に次の各号の一に該当することが生じたとき又は該当することが判明したとき、当該事業者は該当することが生じた日又は判明した日が属する年度及び次年度以降の協会が指定した特定期間において、原則として、再生処理事業者としての登録を行えないこと。

一　施行令第九条第二号ハに規定する法律に違反し、30 日以上の期間の事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用停止の行政処分を受けたとき。

二　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下

この号、次号及び第五号において同じ）又は役員であった者が当該事業者に在職中になした行為において施行令第九条第二号ハに規定する法律の違反又は禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起されたとき。

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる者、その構成員またはその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という）、又は反社会的勢力等でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配するとき又は役員として実質的に経営に関与するとき。

四　法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき。

五　事業者又はその役員若しくは役員であった者が法又は施行令第九条第二号ハに規定する法律若しくはこれらの法律に基づく行政処分に違反した者であるとき又は当該違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し違反行為を実行させ又は当該違反行為を助けた者であるとき。

六　入札に際し談合又は不当な連合を行う等、入札に関し協会による公正な執行を妨げたとき。

七　事業者が、法に基づき協会が締結した再商品化を委託する再商品化実施契約（以下「実施契約」という。）の現に契約事業者である場合又は過去五年以内に終了する事業年度のいずれかにおいて契約事業者であった場合で、実施契約の履行にあたり次の事項のいずれかに該当するとき。ただし、実施契約の履行に関して協会が定める再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程（以下「措置規程」という。）に基づき下記事項に起因して登録停止措置を既に受け、その停止期間を経過したときは、当該措置が適用された事項についてはこの限りではない。

イ　協会の承諾なく市町村に対し分別基準適合物の引取拒否の意思表示を直接行ったとき

ロ　登録施設以外で再生処理を行ったとき又は実施契約に基づき認められた事業者以外の者と再商品化業務を共同で実施したとき

ハ　再委託又は商法第十四条に規定する名板貸しをしたとき

ニ　実施契約に基づき定められた再商品化率又は再商品化製品品質基準に恒常的に未達成のとき

ホ　協会に対する再商品化に関する報告において虚偽又は不正をなしたとき

ヘ　協会による現地検査又は訪問調査の執行を拒否し、妨害し又は忌避したとき

ト　再商品化を行うことなく分別基準適合物を処分したとき

チ　残さを不適正処理したとき

リ　運搬事業者が事業者登録規程第１項若しくは第２項に違反すること又は事業者登録規程第３項第一号乃至第四号に該当することに関与し又は該当することを黙認し又は該当することを知りながら協会に報告しなかったとき

ヌ　再商品化製品の利用事業者における再商品化製品の不適正利用に関与し又は不適正利用を黙認し又は不適正利用を知りながら協会に報告しなかったとき

ル　実施契約に定める記録を行っていなかったとき

オ　措置規程に基づく契約解除（一部解除を含む）を伴う措置を適用されたとき又は業務改善指示に従わなかったとき

ワ　その他、実施契約の違反となる行為に該当するとき

八　前号において、契約事業者又は契約事業者であった者による実施契約の違反行為を要求し、依頼し、唆し違反行為を実行させ又は当該違反行為を助けた者であるとき。ただし、当該行為をしたときから五事業年度を経過しているときはこの限りではない。

九　事業者登録申請に関して協会に提出した書類や報告事項において虚偽の記載又は報告をしたとき。

十　協会による落札結果通知後に実施契約を締結しなかったとき。ただし、協会が認める合理的理由があるときはこの限りではない。

十一　各都道府県で施行されている暴力団排除条例の禁止規定に違反したとき。

４　事業者登録申請の内容は、事業者において登録申請内容が正確かつ真実であることを自らの責任において表明し保証するものであり、協会が登録申請書を受理したこと又は事業者の申請に基づく事業者登録がなされたことによって、不正確又は真実でない申請内容について協会が承認又は認定したとみなされるものではないこと。

５　事業者登録は協会が官報に公示する条件にしたがい各事業年度毎に行なわれ、対象とする当該事業年度において有効であり、前事業年度又は過年度に登録した事業者においても事業年度ごとに改めて登録が必要であること。

６　事業者登録後、事業者登録規程に違反していること又は事業者登録の欠格事由に該当する状態になったことが判明した場合、当該事業者は事業者登録資格を失い、その結果、入札資格を喪失すること。

７　入札後、事業者登録規程に違反していること又は事業者登録の欠格事由に該当する状態になったことが判明した場合、当該事業者の事業者登録資格は遡及的に喪失することになるため、実施済みの入札は無効となること。実施契約締結後、事業者登録規程に違反していること又は事業者登録の欠格事由に該当する状態になったことが判明した場合、当該事業者について契約無効又は契約解除の事由となること。

８　この事業者登録規程の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」（平成２１年３月２４日制定）の定めるところに拠る。

付則

この改正規程は、平成２６年４月１日から施行する。

事業者登録規程に関する運用基準

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
制定・施行　平成２４年７月１日
改正　平成２５年７月１日

この事業者登録規程に関する運用基準（以下「運用基準」という。）は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づき公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）が制定した事業者登録規程第１項第二号ホに定める「不正又は不誠実な行為をするおそれがある者」に関する規定について、その解釈・運用における基本的考え方を示し、公正、妥当な個別的判断を整合して行うことを目的とするものである。

１　行政処分の指針を参考とすること

事業者登録規程第１項第二号ホの「法第三十七条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に関する規定の解釈・運用においては、環境省が各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関して発出した「行政処分の指針について（通知）」（平成２５年３月２９日付け環廃産発第１３０３２９９号。以下「行政処分の指針」という。）を基本的考え方の参考とする。

２　不正又は不誠実な行為をするおそれがある者について

次のいずれかに該当するときは、事業者登録規程第１項第二号ホの「法第三十七条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する者とみなす。

一　行政処分の指針（第２　産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し　２　要件（４）③）を準用し、行政処分の指針において「その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」として例示されている場合に該当するとき

二　法に基づき協会との間で締結した再商品化に関する再商品化実施契約（以下「実施契約」という。）の現に契約事業者である場合又は過去において契約事業者であった場合で、当該法人が次のいずれかに該当するとき

イ　法又は事業者登録規程第１項第二号ハに規定する法令違反により、当該法人又はその役員（業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）、当該法人の５％以上の株主若しくは出資者、又は当該法人の使用人（本店若しくは支店又は廃棄物の運搬、処理若しくは再生に係る契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者）（以下、役員又は使用人について、下記ロにおいても同様。）について公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けているとき。

ロ　実施契約の履行に関して協会が定める再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程（以下「措置規程」という。）に定める不適正行為により実施契約の全部解

除又は事業者登録停止の措置の適用を受けた年度の末日から三年を経過していない場合又は事業者登録停止期間を経過していない場合に、当該不適正行為を行った時にその役員、使用人又は不適正行為に関して情状が特に重いと考えられるその他の使用人(上記イに規定される使用人以外の該当者)に該当する者であった者を含むとき

三　上記の各条項は、過去において実施契約の契約事業者でなかった事業者が事業者登録申請をなした場合において準用し、上記の各条項のいずれかに規定される者が登録申請事業者の役員（業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)、当該法人の５％以上の株主若しくは出資者、又は当該法人の使用人(本店若しくは支店又は廃棄物の運搬、処理若しくは再生に係る契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者）に含まれるとき

四　措置規程に定める不適正行為により実施契約の全部解除又は事業者登録停止の措置の適用を受けた年度の末日から三年未経過又は事業者登録停止期間未経過の実施契約事業者の管理者(上記第２項第二号イ又は第２項第三号で定義される役員又は使用人に該当しないその他の者で、かつ当該事業者の工場長、部・課長など業務執行上の管理者又はこれらに準ずる者)であった者（以下この号において「実施契約事業者の管理者」という。）が、登録申請事業者の管理者(工場長、部・課長など業務執行上の管理者又はこれらに準ずる者)に複数含まれるとき、又は実施契約事業者の管理者が登録申請事業者の役員又は使用人(上記第２項第二号イ又は第２項第三号で定義される役員又は使用人）若しくは当該法人の５％以上の株主、出資者に含まれるとき

３　適用

この運用基準は、法に基づき協会が実施する平成２６年度事業者登録の審査から適用する。

参考資料１

紙製容器包装再商品化実施契約書（見本）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「甲」という。）並びに紙製容器包装再生処理事業者○○○及び別紙１乃至３に示す事業者（以下これらの事業者を総称して「乙」という。）並びに本契約で定義する乙との緊密な関係を有する別紙５示す特定再商品化製品利用事業者（以下「丙」という。なお、丙に該当する特定再商品化製品利用事業者が不在の場合には、別紙５は添付しない）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７年法律第１１２号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に規定される紙製容器包装に係る分別基準適合物（以下「紙製容器包装」という。）の再商品化に関して、以下のとおり紙製容器包装再商品化実施契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約当事者）

第１条　本契約は、以下の指定法人及び個人又は法人を当事者とする。

甲：容器包装リサイクル法に基づき再商品化業務を行う指定法人として指定された公益財団法人日本容器包装リサイクル協会。

乙：第３条に基づき紙製容器包装の再生処理業務及び引取業務（引取作業と再生処理施設までの運搬業務をいう）又は再生処理施設間の運搬又は再商品化の行為として再商品化製品利用事業者まで運搬業務を受託する事業者。ジョイントグループを構成し当該事業者の総称として使用する。

丙：乙から引き渡された再商品化製品を使用又は利用する再商品化製品利用事業者で、第２０条で定義する乙との緊密な関係を有する者。本契約において「特定再商品化製品利用事業者」と称する。

（ジョイントグループ）

第２条　乙が複数の事業者で本契約に基づき再生処理業務及び運搬業務を受託するときは、事業者はジョイントグループを形成する。

２　本契約において、ジョイントグループの個々の事業者を指すときは「構成員」という。

（業務委託）

第３条　甲は、容器包装リサイクル法に基づき、甲の指定する市町村（市町村には一部事務組合、広域連合及び代表市町村を含む。以下「市町村」という。）の保管施設（別紙４の中に示すものをいい、以下「市町村保管施設」という。）に保管される紙製容器包装の予定委託数量の合計量の再生処理業務及び引取業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙の構成員は、別紙１の中で示す再生処理工程及び構成員間において別途締結されたジョイントグループ協定書に規定する業務の分担（以下、総称して「分担業務」という。）にしたがい、甲から委託された業務を実施する。

（法令等の遵守）

第４条　乙の構成員は、前条により受託した分担業務（以下「受託業務」という。）を本契約並びに再生処理事業者登録の申請に関する書面、入札の注意事項等入札説明会配布資料、再商品化事業者説明会資料及び本契約に関して別途甲が書面で提示するその他の基準（以下これらの書面において示される条件又は基準を「再商品化に係る実施基準」と総称する。）並びに容器包装リサイクル法及び容器包装リサイクル法施行令（平成７年政令第４１１号）に登載される「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の環境に関する法令及び受託業務の実施において遵守すべきその他の法令並びにこれらに関する政令、省令、告示、規則及び条例等（以下これらを総称して「関係法令」という。）を遵守しなければならない。

２　前項の規定による再商品化に係る実施基準は、乙を構成する構成員における本契約に関して適用されもしくは履行されるべき条件、基準又は細則について定めたものであり、構成員は、これを関係法令及び本契約と同等に誠実に遵守しなければならない。

（再委託の禁止及び連帯責任）

第５条　乙の構成員は、受託業務をそれぞれ自ら行うものとし、これを他の構成員又は第三者に再委託又は名板貸（商法（明治３２年法律第４８号）第１４条に規定するものをいう）をしてはならない。

２　構成員は、分担業務について連帯して責任を負うものとする。

（乙の代表事業者）

第６条　○○○を乙が構成するジョイントグループの代表事業者とし、以下「代表事業者」という。

２　代表事業者は、本契約の実施のすべての事項につき、乙の窓口として甲と折衝する。

３　甲から乙への書類は原則として代表事業者に対して提出され、乙から甲への書類は日報、月報、説明会参加申込書等甲が指定するものを除き原則として代表事業者からジョイントグループ名義で提出されるものとする。

（協定書の提出）

第７条　代表事業者は、各構成員の権利義務関係等を定め構成員間において締結されたジョイントグループ協定書の写しを甲に提出する。（ジョイントグループを構成する事業者が単数の場合は、本条は適用しない。）

（契約期間）

第８条　本契約の期間は、平成２９年４月１日から、平成３０年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙が平成３０年３月３１日までに市町村保管施設から引き取った紙製容器包装について、乙はその全量について遅くとも平成３０年６月３０日までに再商品化及び再商品化後の販売を完了しなければならず、当該再商品化及び販売が完了するまでの間は本契約の規定がその効力を有する。

３　前二項にかかわらず、第２２条の未処理在庫品の扱いに関する規定についてはその処置又は乙による費用負担もしくは終了報告が完了するまで、第３２条の秘密保持に関する規定については情報

又は知識が公知となるまで、第３４条の落札結果等の公表に関する規定については公表後相当の期間、第３３条の個人情報の保護及び第３８条の合意管轄裁判所に関する規定については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。

（予定委託数量）

第９条　本契約における予定委託数量は、別紙４に示される市町村保管施設別の予定委託数量の合計量とする。

２　予定委託数量は、市町村からの予測に基づく数量であり、その増減に関して甲は別紙４に示す数量を保証しない。

（委託単価）

第１０条　本契約における委託単価（運搬費用含む）は、別紙４に示すとおりとする。
なお、この委託単価には消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）は含まれないものとする。

２　委託数量が予定委託数量に対して変動しても、委託単価（消費税等は含まれない）は変更しないものとする。

（引取業務）

第１１条　乙は、市町村保管施設における紙製容器包装の引取作業及び第１３条に定める再生処理施設までの運搬業務（当該引取作業及び運搬業務を併せて、本契約において、「引取業務」という。）を行う。乙は、引取業務の実施日時等の連絡事項及びその方法について、市町村保管施設を管轄する市町村と事前に協議し、当該市町村から連絡を受けた後、再商品化に係る実施基準に定める要領にしたがい、速やかに引取業務を実施するものとする。

２　乙が市町村保管施設から行う引き取り単位は、原則として１０トン車１台程度とする。ただし、乙は、市町村の年間の分別収集量が１０トン車１台程度に満たない場合においても、年間最低１回の引き取りを行う。

３　乙は、市町村と事前に協議した方法に則り、引き取り数量を検量し、その検量票を保存する。

４　乙は、引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、遅滞なくその理由を添えて甲及び市町村に連絡する。

５　乙は、別紙４に示す委託数量の引き取りについて、市町村に直接その数量変更、中断、中途辞退又は解除を通知或いは申し出してはならない。

６　乙は、紙製容器包装の引取業務及び保管をジョイントグループ外の他の事業者と共同して行なってはならない。

（所有権及び管理義務等）

第１２条　紙製容器包装に対する所有権及び管理義務は、乙が紙製容器包装を市町村保管施設から引き取った時に甲から乙に移転する。

２　乙は、紙製容器包装を善良なる管理者の注意をもって引き取り、運搬、保管する。

３　乙は、紙製容器包装を本契約の実施以外の目的に使用又は処分もしくは担保への提供をしてはな

らない。

４　平成３０年６月３０日までに、再商品化又は再商品化後の販売が完了しない紙製容器包装及びその仕掛品については、甲が当該未処理在庫品の処置を決定するまでは、本契約の規定を適用する。

（再生処理業務）

第１３条　乙は、市町村保管施設毎に定められた再生処理施設（本契約において「再生処理施設」という。）において、本契約に基づき市町村から引き取った紙製容器包装の全量について容器包装リサイクル法に基づき適正に再商品化（本契約において「再生処理」又は「再生処理業務」という。）を実施しなければならない。

２　乙は、関係法令及び再商品化に係る実施基準に基づき、再生処理施設を適正に維持管理し、再生処理業務を適正に管理履行し、再商品化業務に関して合理的に必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、他の再生処理事業者と同一の事業場もしくは工場内又は敷地内で再生処理業務を行なってはならない。

４　乙は、紙製容器包装の再商品化を行なわず転売、譲渡又は担保に供する等のその他の処分をしてはならない。

５　乙は、紙製容器包装又はその再商品化製品を放置、投棄又は焼却してはならない。これらの予備又は未遂は、本契約の違反に相当するものとみなす。

６　乙は、再生処理施設又はその他の装置の故障等により、連続して２週間を超える期間操業ができないと思われる場合、遅滞なく甲に通知しその指示にしたがうものとする。

７　乙は、再生処理施設の移設、改造もしくは変更又は再生処理施設に関する許可内容に変更があるときは、事前に甲に通知するとともに、関係法令に基づく適切な手続を遅滞なくとらなければならない。再生処理業務に関連する危険物又は可燃物の貯蔵・取扱い等に関する官公署への届出内容に変更があるときも同様とする。

８　乙は、再生処理業務の実施に関し、帳簿を備え、再商品化に係る実施基準にしたがい実測に基づく記録を事業場ごとに実施日に記載し、月次にまとめて１年ごとに閉鎖し、閉鎖後５年間（第８条第２項の規定により延長された期間において再商品化製品が販売された場合、第１９条第２項の規定による期間において再商品化製品利用製品が販売された場合、又は第２２条第５項の規定により乙において未処理在庫品の処置がなされた場合にあっては、当該期間の経過時又は処置の終了時の属する年度の終了後それぞれ５年間）保管する。

（分別収集品の品質改善）

第１４条　市町村より引き取った紙製容器包装の品質が、甲が定める「平成２９年度引き取り品質ガイドライン」の基準より劣るときは、乙は、その旨を甲及び市町村に報告し、甲の指示にしたがい、当該市町村に対し分別収集品の品質の改善を要求するものとする。

２　前項の改善要求にかかわらず、市町村が分別収集品の品質を改善しないときは、乙はその旨を甲に通知するものとし、乙は甲の承諾を得ないで当該市町村に対して引き取りの中断又は拒否の意思表示をしてはならない。

（安全衛生管理責任）

第１５条　乙は、受託業務及び再生処理業務において、関係法令及び再商品化に係る実施基準を遵守して万全の安全衛生対策及び生活環境保全措置を講じ、健康障害、安全衛生上又は生活環境保全上の事故及び支障の発生を未然に防止しなければならない。受託業務以外についても同様に関係法令を遵守して、安全衛生の確保と生活環境の保全を図るものとする。

２　乙は、受託業務について安全衛生上又は生活環境保全上の事故や労働災害が発生した場合には、関係法令に則り、所轄の労働基準監督署等に適正に届け出を行うとともに、事故の概要と対応状況について甲に書面により直ちに報告しなければならない。

３　乙は、市町村保管施設に立ち入り又は作業を行う場合には、関係法令を遵守することはもとより、市町村の諸規則及び指示にしたがい、作業（市町村から運搬用機材を借り受けて積み込みする作業を含む）の際の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施する。

４　乙は、市町村保管施設からの引き取りに係る事故の対処については、市町村と誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

５　乙は、受託業務及び再生処理業務の実施中に発生した事故について、その一切の責任を負う。乙は、受託業務及び再生処理業務に関して健康障害もしくは安全衛生上の事故が発生したとき、又は再生処理施設において紙製容器包装の再生処理又は保管に伴って生じた汚水もしくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を所轄の官公署及び甲に届け出なければならない。

（再商品化製品の品質保持）

第１６条　乙は、再生処理に際し、再商品化製品の品質改善に努めるとともに、甲及び再商品化製品利用事業者の定める品質基準に適合するよう再生処理を行う。

２　乙は、再商品化製品の瑕疵に起因して、甲もしくは丙又は第三者に損害が発生した場合には、その損害の責任を負う。

（残さ処理）

第１７条　乙は、再生処理に伴い発生した残さを、関係法令、再商品化に係る実施基準及び甲が別途指示する方法に則り自らの責任において適切に処理する。

２　乙は、甲が要求したときは遅滞なく産業廃棄物処理に関するマニフェストの写し等、甲の求める関連書類を提出する。

（再商品化製品の販売）

第１８条　本契約において「再商品化製品」とは、本契約にしたがい容器包装リサイクル法第２条に定義される「再商品化」の行為がなされたものをいう。

２　乙は、市町村から引き取った紙製容器包装の全量について速やかに再生処理を行い、第１１条の規定による引き取りから原則として３ヶ月以内に、再商品化製品としてそれを使用又は利用する事

業者（本契約において「再商品化製品利用事業者」という。）に、乙の責任において販売又は引き渡さなければならない。

3　乙は、引き渡し未了の再商品化製品を善良なる管理者の注意をもって保管、管理するものとし、これらを不合理に、また正当な理由なく在庫、買戻し又は廃棄してはならない。

4　乙は、再商品化製品の安定的な販売先の確保に努め、甲の指定様式による再商品化製品利用事業者の引取同意書（以下「引取同意書」という。）を、再商品化製品の販売開始前に甲に提出して甲の承認を得なければならず、甲の承認を受けていない者に再商品化製品を販売又は引き渡してはならない。

5　乙は、関係法令の趣旨に基づき、再商品化製品利用事業者において再商品化製品が適正に利用されるよう再商品化製品利用事業者を指導するものとし、再商品化製品が引取同意書を逸脱して再商品化製品利用事業者に利用されたり加工されたりすることなく不合理な在庫、放置、廃棄又は転売されないよう合理的な注意を払うものとする。

6　引取同意書において虚偽記載が判明した場合（再商品化製品利用事業者と通謀して虚偽記載をした場合を含む）、甲は当該引取同意書を無効とすることができるものとする。乙は、再商品化利用事業者から引取同意書を受領するに際し、再商品化製品の適正利用の確保のため、再商品化に係る実施基準に準拠して、再商品化製品利用事業者における利用（加工）施設とその処理能力及び再商品化製品利用製品の用途について事前に現地を確認するなど合理的な注意を払わなければならない。また、再商品化製品利用事業者による引取同意書の遵守について留意し、引取同意書に関し再商品化製品利用事業者による虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背が判明した場合は、乙は直ちに甲に報告するものとする。

7　乙は、甲が再商品化製品利用事業者について情報の提供を求めたときは、遅滞なくその要求に応じるものとする。また、乙は、引取同意書の内容又は再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用、加工もしくは販売状況等について、甲及び技術顧問に代表される甲の代理人（以下「甲の代理人」とある箇所は同様）が再商品化製品利用事業者に赴き直接に確認することを希望し乙の協力を求めたときは、遅滞なく甲の求めに協力するものとし、甲の希望が適えられるよう適切な努力を行うものとする。

（自社利用）

第１９条　乙は、自ら再商品化製品利用事業者となる（以下「自社利用」という。）場合、第２２条による甲への報告において自社利用による報告数量を裏付ける帳票類及び自社利用に係る使用計画書を報告書に添付する等、当該利用数量を証明しかつ自社利用を証明するに足る充分な書面を提出しなければならない。

2　乙は、自社利用の場合、第２２条による報告対象期間の終了から最長３ヶ月以内に、再商品化製品を原料として使用もしくは利用して製造された製品（以下「再商品化製品利用製品」という。）を販売するものとし、不合理に、また正当な理由なく再商品化製品又は再商品化製品利用製品を在庫、移動（返品及び買戻しを含む）或いは廃棄してはならない。ただし、本項前段の規定による再商品化製品利用製品の販売期間については、乙がその適用除外を甲に事前に書面で申し出をなし、甲がその申し出を承諾したときはこれを適用しない。

3　乙は、自社利用の場合、再商品化製品の利用に係る部門や工程間の移動又は振り替え、再商品化

製品利用製品の販売及び在庫等について帳票に実施日及び月次で記録し、その帳票を本契約終了後５年間保管する。

４　乙は、自社利用に併せて他の事業者から供給された再商品化製品を利用する場合も、その利用の記録等について前項と同様に取り扱うものとする。

５　乙は、甲から前各項に係る情報の開示を求められたときは、遅滞なくその要請に応ずるものとする。

（特定再商品化製品利用事業者）

第２０条　本契約において丙とみなされる「特定再商品化製品利用事業者」とは、再商品化製品利用事業者であり、かつ乙との関係において次の各号のいずれかに該当するものをいう。

① ２０％以上の議決権を、実質的に所有している場合又は所有されている場合

② 持ち株会社もしくは会社法（平成１７年法律第８６号、以下、会社法とある箇所は同様）上の親会社又は議決権の過半数を所有する者を共通にする場合

③ 乙の代表者の親族又は乙の役員もしくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族又は当該事業者の役員もしくは使用人又はこれらであった者が、乙の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合

④ 乙の代表者の親族、乙の役員もしくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の議決権を合わせて２０％以上所有している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族、当該事業者の役員もしくは使用人又はこれらであった者が乙に対して合わせて２０％以上の議決権を所有している場合

２　乙は、再商品化製品の販売先が、丙に該当する場合で本契約の当事者となっていないことが判明したとき、又は新たに該当することとなったときは、速やかに甲に通知するとともに、丙を本契約当事者に加える変更契約の締結につき協力し、当該変更契約の締結が行われるよう適切な役割を果たすものとする。

３　乙が故意又は重大な過失により前項の通知、協力又は役割を怠ったときは、第２８条第１項第１５号に規定する違反に該当したものとする。

（特定再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用等）

第２１条　丙は、再商品化製品の乙からの引き取り、使用、利用及び在庫、再商品化製品利用製品の販売及び在庫について帳票に実施日及び月次で記録し、その帳票を本契約終了後５年間（第８条第２項の規定により延長された期間において再商品化製品が販売された場合又は第１９条第２項の規定により本契約の終了後の期間において再商品化製品利用製品が販売された場合にあっては当該期間の経過後５年間）保管する。

２　丙は、乙以外の事業者から供給された再商品化製品を利用する場合も、その利用の記録等について前項と同様に取り扱うものとする。

３　丙は、第２２条による報告対象期間の終了から最長３ヶ月以内に再商品化製品利用製品を販売するものとし、不合理に、また正当な理由なく再商品化製品又は再商品化製品利用製品を在庫、移動（返品及び買戻しを含む）或いは廃棄してはならない。ただし、本項前段の規定による再商品化製

品利用製品の販売期間については、乙がその適用除外を甲に事前に書面で申し出をなし、甲がその申し出を承諾した時はこれを適用しない。

４　丙は、甲から前各号に係る情報の開示を求められたときは、遅滞なくその要請に応じるものとする。

（報告事項及び未処理在庫品の扱い）

第２２条　乙は、当月に市町村から引き取った紙製容器包装の数量及び再商品化製品利用事業者へ引き渡した再商品化製品の数量を、それぞれ甲が定めた「引き取り実績報告書」及び「再商品化製品販売実績報告書」の様式に従い、翌月５日までに、甲に報告する。このとき、乙は、再商品化製品を再商品化製品利用事業者に引き渡した証として、乙は、甲の定めた「再商品化製品受領書」に再商品化製品利用事業者の「引取り伝票」の写しを添えて甲に提出しなければならない。

２　乙は、再商品化に関する受託業務の１ヶ月分の明細について、別途甲が定める書式に記録し、翌月５日までに甲に提出する。

３　平成３０年６月３０日までに本契約に基づく紙製容器包装の再商品化もしくは再商品化製品の販売や引き渡し又は再商品化後の自社利用もしくは再商品化製品利用製品の販売や引き渡しを完了することが困難であると判明したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

４　第１項及び第２項の報告又は前項の通知の内容に鑑み乙が平成３０年６月３０日までに紙製容器包装の再商品化及び再商品化後の自社利用又は再商品化製品の販売もしくは引き渡しを完了させることが困難であると甲が判断したとき、又は乙に対する行政処分もしくは乙の経営上の問題、重要な変更、天災地変により本契約の履行を乙が中断しもしくは中途で辞退したとき、再商品化製品の引き渡し未了の在庫、半製品、仕掛品及び乙が再生処理を完了していない紙製容器包装の在庫（本契約においてこれらを「未処理在庫品」という。）について、甲はその判断により、再商品化に必要な処置又はその他の適切な処置を自ら取り又は第三者に委託しもしくは乙に必要な処置を取ることを要求することができるものとする。甲が選択した処置のいずれの場合であっても、乙は遅滞なくかつ合理的に協力しなければならない。

５　前項の処置を取ることによって甲もしくは乙又は第三者に新たに発生した費用は乙の負担とする。また、乙において必要な処置を取ることとした場合、乙は本契約に準じた適正な処置を遅滞なく終了させ、甲に書面で終了報告をしなければならない。

６　第３項に規定する通知を乙が怠ったことによって、又は乙の不正もしくは虚偽の報告によって、又は第４項に規定する甲の要求に正当な理由なく乙が従わないことによって生じた、未処理在庫品の再商品化等に要する費用は、乙の負担とする。

７　本契約が第２８条の規定等に基づき解除された場合、未処理在庫品のうち乙が再生処理を完了していない当該契約解除に係る乙の紙製容器包装在庫の所有権は、甲に復するものとし、乙は甲の指示にしたがい、当該未処理在庫品を違法に処分及び廃棄することなく、甲が指定する者に遅滞なく全て引き渡さなければならない。

８　甲は、乙の再商品化製品に関して、その用途、品質状況及び環境負荷情報（残さの処理方法等）について乙に対し報告徴収をすることができるものとし、乙は甲の要請に応じて遅滞なく書面で甲に報告し、必要に応じて品質データを甲に提出するものとする。

（現地検査）

第２３条　甲は、必要があると認めたときは、本契約の履行に関する検査のため、乙及び丙の事業所及び再生処理施設、その他の施設に甲又は甲の代理人が立入り、現地検査を実施することができるものとする。この場合において、乙及び丙は当該現地検査を拒否、妨害もしくは忌避又は現地検査に対する不答弁もしくは虚偽の報告をしてはならず、受託業務及び再商品化製品について甲又は甲の代理人による関係帳票類の閲覧、複写、再生処理施設及びその他の関係施設等の検査、撮影、再生処理施設の稼働状況の確認、再商品化製品の品質検査等、受託業務及び再商品化製品に関する検査並びに調査に協力するものとする。

２　第２０条２項により本契約の当事者となるべき特定再商品化製品利用事業者が未だ本契約を締結していない状況において、甲が必要あると認めたときは、乙は、甲又は甲の代理人が当該特定再商品化製品利用事業者に対して前項の趣旨の現地検査ができるようその承諾を得る等、甲に協力するものとする。

（市町村による現地確認）

第２４条　乙は、市町村から甲を経由して乙に引き渡された紙製容器包装の乙における再生処理業務の履行に関して、乙の事業所、再生処理施設及びその他の施設において、乙による再生処理業務の履行状況を市町村が直接に確認することを目的とする現地確認（以下「現地確認」という。）を実施することを容認する。

２　現地確認を実施するときは、市町村から甲を介してなされた実施の事前申し入れについて甲乙が協議調整を行い、現地確認の実施日程を確定するものとする。

３　乙は、現地確認において市町村の職員が乙の事業所、再生処理施設又はその他の施設に立ち入り、再生処理施設の稼動状況について検査し、調査し、質問し、施設等の写真を撮影し又は再生処理業務に関する関係帳票類を閲覧しその複写をとることを認め、市町村による現地確認の実施に協力するものとし、現地確認を拒否、妨害もしくは忌避又は現地確認に対する不答弁もしくは虚偽の報告をしてはならない。

４　乙は、市町村が現地確認の結果について、乙の名称とともに公表することを容認する。

（委託料及び支払条件）

第２５条　委託料は、乙が再商品化製品利用事業者に引き渡した再商品化製品の数量を再商品化率０．９５で除して得られた数量に、別紙４に示す委託単価（消費税等は含まれない）を乗じて得られた金額とする。ただし、再商品化率で除して得られた数量は、市町村からの引き取り実績数量を超えないものとする。

２　甲は、再商品化率を実績に基づいて変更できるものとする。

３　甲は、第２２条の報告が各月の５日までに行われ、報告時の前項による総金額が正数であるときでかつ、報告内容が適正と認められた場合には、支払い対象数量について当月末までに当該総金額に乙が再商品化製品利用事業者に引き渡した時点で（自社利用の場合には自社の他部門や工程間の移動又は振り替えの時点で）適用される消費税率をかけて計算した金額（１円未満切捨て）を代表事業者名義の銀行口座へ一括して支払う。このとき、振込み手数料は乙の負担とする。また、報告内容に疑義が生じた場合は確認がとれるまで甲は金利を付することなく支払いを保留することがで

きる。

４　代表事業者は、第２２条の報告において、報告時の第１項による総金額が負数であるときは、当月末までに当該負号の後に示される総金額に乙が再商品化製品利用事業者に引き渡した時点で適用される消費税率をかけて計算した金額（１円未満切捨て）を甲が指定する甲名義の銀行口座へ代表事業者名義で一括して支払う。このとき、振込み手数料は乙の負担とする。なお、この場合、甲は自己の債権回収をはかるため、乙に対して時期を問うことなく物的担保もしくは人的担保の提供を要求することがある。

５　本条前二項の定めにかかわらず、平成３０年３月３１日までに市町村保管施設から引き取った紙製容器包装であって、同日までに再商品化が完了してない紙製容器包装については、市町村から引き取った旨の「引き取り実績報告書」が同年４月５日までに乙から甲に提出され、かつ同日までに乙へ引き渡した旨の「引き渡し実績報告書」が市町村から甲に提出された紙製容器包装であって、乙が同年６月３０日までに再商品化し、同年７月５日までに「再商品化製品販売実績報告書」及び「再商品化製品受領書」に再商品化製品利用事業者の「引取り伝票」の写しを添えて甲に提出した紙製容器包装についてのみ、甲、乙は前各号による支払いを行なう。

（構成員との金員の授受）

第２６条　構成員の分担業務に係る各構成員への委託料の授受につき、構成員はこれを代表事業者が代表事業者の名義をもって行うことを本条により代表事業者に委任する。また、当該授受に関して、代表事業者もしくは構成員における事情変更又は代表事業者と構成員との間にいかなる紛争が発生したとしても代表事業者及び構成員間にて解決し、甲には一切迷惑をかけないものとする。

２　委託料の金額の如何にかかわらず、委託料は運搬費用に係る構成員の持分を全て算入したものとして扱い、前項を適用する。

３　代表事業者は、甲から再商品化委託料の振込みを受けたときは、予め定められた配分に基づく各構成員の委託料をそれぞれの構成員が指定する銀行口座に直ちに振込まなければならない。

（措置規程の適用）

第２７条　乙においてなされた本契約履行上の不適正行為又は違反行為等について、甲は乙に対し、別途定める「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」（以下「措置規程」という。）による措置を講ずるものとする。なお、甲が措置規程を本契約の有効期間中に変更する場合には、甲は速やかにその内容を乙に連絡するものとし、乙は甲からの連絡後、遅滞なくその内容を丙にも連絡するものとする。

２　乙が過年度又は前年度において再商品化事業者（再生処理業務又は引取業務に携わる事業者）として甲との間において再商品化実施契約の締結事業者であったときは、本契約年度前における不適正行為についても措置規程に基づく措置が適用されるものとする。

３　甲は、前二項の規定による措置を講じた場合において、公表することが適切と甲が判断する場合、乙の事業者名、代表者名、所在地、不適正行為の概要、講じた措置の内容及び時期等について公表することができるものとする。

（契約解除）

第２８条　甲は、代表事業者又は構成員に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、該当事由を有する当該当事者に対し何らの通知を要することなく当該当事者に係る本契約の全部又は一部を解除することができる。

① 支払いを停止したとき、又は破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の申し立てをしたとき又は申し立てを受けたとき

② 約束手形・小切手又は引き受けた為替手形が不渡りになったとき

③ 差押や転付命令をうけたとき、仮差押、仮処分等の保全処分を受けたとき、又は競売の申し立てを受けたとき

④ 租税公課の滞納処分を受けたとき

⑤ 官公署から業の許可の取り消し、３０日以上の期間の事業停止、廃棄物処理施設設置許可の取り消し又は施設使用停止等の行政処分を受けたとき

⑥ 経営上の問題や重要な変更によって本契約の履行が困難となったとき

⑦ 甲に対する報告において虚偽又は不正をなしたとき、その他重大な背信行為があったとき

⑧ 再生処理業務上の重大事故を生じたとき、その他安全衛生上の事故を多発したとき又は生活環境保全上の支障があることを官公署により判定されたとき

⑨ 第２３条に違反したとき又は甲による現地検査の執行を拒み、妨げもしくは忌避したとき又は現地検査における不答弁もしくは虚偽の報告をなしたとき

⑩ 措置規程に基づく登録停止措置が適用されたとき又は措置規程に基づく甲の業務改善指示に合理的期間内に従わなかったとき

⑪ 甲の事前の承諾なしに本契約の契約上の地位を第三者に譲渡し又は移転したとき

⑫ 他の者又は事業者に対し、本契約又は関係法令又は関係法令に基づく処分もしくは命令の違反となる行為をすることを要求し、依頼し、唆し違反行為を実行させ又は当該違反行為を幇助したとき

⑬ 事業者登録規程に定める欠格事由に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき

⑭ 事業者登録規程に違反していることが判明したとき又は違反することとなったとき

⑮ 本契約の条項への重大な違反があるとき

⑯ 第２５条に定める甲への支払いを怠り、相当期間を定めて甲が催告した支払期限までになお全額の支払いをなさないとき

⑰ その他本契約の履行又は本契約の目的達成が困難となったとき

２　甲は、前項各号のほか、代表事業者又は構成員が関係法令の規定に違反したときもしくは適合しないとき又は関係法令に基づく行政処分に違反したとき又は再商品化に係る実施基準に違反したときもしくは適合しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（契約上の地位の譲渡及び債権債務の譲渡禁止）

第２９条　乙は、受託業務に関する権利もしくは義務又は地位を、書面による甲の事前の承諾なしに第三者に事業譲渡、会社分割、合併などその態様の如何を問わず、譲渡し、移転し又は承継させてはならない。

２　乙は、書面による甲の事前の承諾なしに、甲に対する債権債務を第三者に譲渡してはならない。

（損害賠償）

第３０条　本契約に違反して相手方に損害を与えた当事者は､その損害の賠償をしなければならない。ただし、機会損失、逸失利益などの間接損害、派生的損害については賠償の責を負わないものとする。

（通知）

第３１条　乙に次の各号の一に該当する事項が生じるとき、もしくは生じたときは、乙は直ちにその旨を書面により、甲に通知し、必要に応じてなされる甲の指示にしたがうものとする。なお、第５号から第７号に記載する事項の実施にあたっては、事前に甲の承諾を得るものとする。

① 氏名又は商号などの名称変更をしたとき
② 代表者の氏名又は本店の住所の変更をしたとき
③ 第２８条第１項の各号の一に該当するとき又はそのおそれのあるとき
④ 第２８条第２項に該当するとき又はそのおそれのあるとき
⑤ 会社法上の組織変更をするとき
⑥ 会社法上の組織再編をするとき(合併をしようとするとき又は再生処理業務に係る事業を会社分割もしくは事業譲渡しようとするときを含む)
⑦ 廃業又は解散をしようとするとき
⑧ 官公署による行政処分を受けたとき

（秘密保持）

第３２条　甲、乙及び丙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識などを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、再商品化に係る施策上の必要情報として国の機関から要請され当該機関に提出するもの、弁護士法に基づく照会によるもの、その他の法令に基づく調査嘱託もしくは捜査関係事項照会によるもの又は法律上の権限のある官公署により法令に基づく開示を命じられたものについては、この限りでない。

（個人情報の保護）

第３３条　本契約当事者は、本契約に関して入手した個人情報（平成１５年5月３０日・法律第５７号「個人情報の保護に関する法律」において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ。）を、その開示について事前の承諾がある場合又は本契約もしくは法令に基づく場合を除き、第三者に開示、提供してはならない。

２　甲は、本契約の実施において本契約当事者の個人情報を甲の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用するものとし、甲の業務委託先に開示しその取り扱いを委託し、又は本契約に関連して国の機関もしくは地方公共団体からなされた要請に協力するため必要

な限度において開示、提供することができるものとする。

（落札結果等の公表）

第３４条　甲は、再商品化委託の入札に関し、乙の名称、工場名、所在地、落札特定分別基準適合物の種類、落札数量、落札単価（消費税等は含まれない）、再商品化手法並びに落札市町村名及び市町村保管施設名など落札結果を公表することができる。

２　甲は、乙から報告徴収した再商品化製品の用途、品質状況、残さ処理方法及び環境負荷等に関する情報について公表することができる。

（権利の不放棄）

第３５条　本契約に定めるいずれかの条項における権利を甲が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を甲が放棄したと解されるものでない。

（代理人としての責務）

第３６条　代表事業者は、本契約中の各構成員及び丙に係わる条項内容について、本契約締結前に各構成員及び丙に対して十分な説明を行うとともに各構成員及び丙から同意を得て、本契約を円滑に履行できるよう代理人としての責務を十分に果たすものとする。

（協議事項）

第３７条　本契約当事者は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合、又は本契約に記載のない事項については、誠意をもって協議し、これを解決するよう努めるものとする。

（合意管轄裁判所）

第３８条　本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約は、電磁的記録にて作成され、本契約当事者は、本契約締結の証として各々これに電子署名するものとする。ただし、構成員及び丙については、ジョイントグループ協定書及び別途提出された「再商品化実施契約締結委任状」に基づき、それぞれ代表事業者が代理人として電子署名する。

平成 ２９年３月３１日

甲：東京都港区虎ノ門一丁目１４番１号
郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長　足立　直樹

代表事業者本人として並びに構成員代理人及び丙代理人として：

住　所

商　号

代表者

＜別紙１＞

＜別紙２＞

＜別紙３＞

＜別紙４＞

＜別紙５＞

参考資料２

再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
制定　平成 17 年 3 月 1 日
改正　平成 18 年 3 月 3 日
改正　平成 19 年 12 月 17 日
改正　平成 20 年 12 月 11 日
改正　平成 21 年 12 月 10 日
改正　平成 22 年 12 月 1 日
改正　平成 23 年 12 月 1 日
改正　平成 24 年 12 月 3 日
改正　平成 25 年 7 月 1 日
改正　平成 26 年 4 月 1 日
改正　平成 26 年 5 月 26 日
改正　平成 27 年 5 月 11 日
改正　平成 28 年 1 月 18 日
改正　平成 28 年 3 月 7 日
改正　平成 28 年 12 月 5 日
改正　平成 29 年 2 月 6 日
改正　平成 29 年 3 月 13 日
改正　平成 29 年 5 月 22 日

1.　目的

この規程は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）が再商品化事業者に委託する再商品化に関する契約において、再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置の基準を定めることにより公正かつ適正な運用を図り、不適正行為を抑止することを目的とする。

2.　定義

この規程における用語の意味は次のとおりとする。

(1) 法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
(2) 施行令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成 7 年政令第 411 号）
(3) 契約	法に基づき協会と再商品化事業者との間で締結された再商品化を委託する再商品化実施契約
(4) 再商品化に係る実施基準	再生処理事業者登録の申請に関する書面、入札の注意事項等入札説明会配布資料、再商品化事業者説明会資料、素材ごとの再生処理ガイドライン又は再生処理施設ガイドライン等において示された、契約に関して適用され若しくは履行されるべき条件、基準又は細則
(5) 登録	協会が委託する分別基準適合物の再商品化の入札に参加を希望する再生処理事業者の登録で入札の参加資格となるもの
(6) 事業者登録規程	法及び施行令に準拠して協会が定めた再生処理事業者の登録

	要件を定めた規程
(7) 優先資格	プラスチック製容器包装分別基準適合物の再商品化の入札において、材料リサイクル手法による入札を特例的に他のリサイクル手法による入札に優先させることとした優先入札資格
(8) 落札可能量	事業者の設備、販売能力等に応じ協会が各登録事業者毎に査定した入札における最大落札可能量

3. 措置

この規程に基づく措置は下記の契約解除、登録停止、業務改善指示等とし、その基準は「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程上限基準」（以下「別表」という）の措置内容を上限とする。

(1) 契約解除	契約の全部又は一部を解除すること
(2) 登録取消し	指定年度の登録を取り消して登録事業者リストから抹消し、入札参加資格を喪失させること
(3) 登録停止	指定年度における登録の申請を受理しないか登録を無効とし入札参加資格を喪失させること
(4) 優先資格停止	入札における優先資格を喪失させること
(5) 落札可能量削減	指定年度において落札可能な上限の量を削減すること
(6) 再商品化製品販売停止指示	再商品化製品の販売停止を指示すること
(7) 再商品化製品販売数量削減	再商品化製品利用事業者への再商品化製品の販売可能数量を削減すること
(8) 引取同意書無効	再商品化製品利用事業者による引取同意書を無効とすること
(9) 業務改善指示	再商品化事業において改善すべき事項を、期限を定めて書面で指示すること

4. 措置適用の特例

(1) 措置の加重

再商品化事業者又は特定再商品化製品利用事業者の不適正行為が次の各号のいずれかに該当する場合、協会は別表に定める措置を超えて加重することができるものとし、情状に応じて第 3 項各号の措置項目を選択のうえその措置内容と期間を定めて措置を実施する。この場合において、複数の措置を適用することを妨げない。

① 不適正行為の状況が特に悪質又は社会的影響が重大であると認められるとき

② 同時期に複数の不適正行為をしたとき、又は不適正行為を繰り返したとき（同一の契約年度内に限定されない）。

③ 協会による措置に相当期間内に従わないとき又は業務改善指示を複数回受けたとき（同一の契約年度内に限定されない）

④ その他、措置を加重するに足りる相当の理由があると認められるとき

(2) 措置の軽減

再商品化事業者又は特定再商品化製品利用事業者の不適正行為が次の各号のいずれかに該当する場合、協会はその情状に応じて、別表に定める措置を軽減することができるものとする。

① 不適正行為後、自主的に又は協会の指示に誠実に従い、適切な是正措置を講じたと認められるとき

② その他、不適正行為が全て当該事業者の責によるとはいえないときなど措置を軽減する

に足りる相当の理由があると認められるとき

5.　違反の幇助等の場合における適用

この規程は、再商品化事業者若しくは特定再商品化製品利用事業者又はその役員、従業員若しくは役員、従業員であった者による不適正行為のほか、それらの者が当該不適正行為を要求し、依頼し若しくは唆して不適正行為を実行させ又は不適正行為を助けた場合についても適用されるものとする。

6.　現行契約年度前における不適正行為

この規程は、現行契約年度前（過去 5 年以内に終了する事業年度を限度とする。以下、この項において同じ。）における不適正行為が現行契約年度において判明した場合又は現行契約年度前に協会が措置を実施した不適正行為の状態が是正されていないことが契約年度中に判明した場合も、当該不適正行為又は不適正行為の状態について適用されるものとする。

二　不適正行為又は不適正行為の状態の判明後に協会が当該事業者と契約を締結したとしても、契約の締結によって協会が当該不適正行為又は状態を容認したと解されるものでない。

7.　関係法令の適用

この規程に基づきひとたび措置が実施された後においても、当該措置適用の事由とされた事項が関係法令に基づく違反行為に該当するに至った場合は、この規程に基づく措置の実施終了又は停止期間の経過後においても、関係法令違反に基づく措置を限度とする措置の追加実施を妨げない。

8.　措置の決定及び通知

この規程に基づき措置を決定した場合、協会は当該事業者に書面で通知するものとする。なお、複数の素材に関わる措置の通知は、関係する事業部長連名で通知することがある。

9.　措置を決定する前の前置指導としての指導票

前置指導としての指導票とは、再商品化事業者に業務改善指示の発行には至らないが、安全衛生事故に代表される各種の問題が発生した場合に、協会が初動対策として行うものであり、再商品化事業者に対し、今後の注意及び改善を促すことを目的として発行するものである。なお、安全衛生事故の場合には、後日、労働基準監督署又は裁判所から，経営責任等について指導票、勧告書、命令ならびに裁定が発せられた段階で、別表に定める措置を付加実施することができる。

付則　この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 18 年 3 月 3 日改正）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 19 年 12 月 17 日改正）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 20 年 12 月 11 日改正）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 21 年 12 月 10 日改正）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 22 年 12 月 1 日改正）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 23 年 12 月 1 日改正）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 24 年 12 月 3 日改正）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 25 年 7 月 1 日改正）

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

付則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 26 年 5 月 26 日改正）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

付則（平成 27 年 5 月 11 日改正）

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

付則（平成 28 年 1 月 18 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 28 年 3 月 7 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 28 年 12 月 5 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 29 年 2 月 6 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 29 年 3 月 13 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 29 年 5 月 22 日改正）

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表　再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程上限基準

平成29年5月22日改正　平成29年7月1日施行

関係領域	不適正行為	措置内容
一. 登録要件関係	(1) 事業者登録規程1. 第二項に規定する事項に該当した場合、又は該当することが発覚した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび事業者登録規程に定める欠格事由が解消されるまでの期間登録停止 (法律違反について公訴が提起された場合には、刑の確定をまたず措置を行うものとする)
	(2) 建築基準法第48条、第51条、都市計画法、その他の関係法令又は地方自治体の定める条例に適合していない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3) 施行令第9条第二号ハに規定する法律等、関係法令の規定に違反した場合又は適合しない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(4) 事業者登録規程に規定される役員又は役員であった者が当該事業者に在職中になした行為において施行令第9条二号ハに規定する法律の違反又は禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起された場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる者、その構成員またはその構成員から成る企業体(以下総称して「反社会的勢力等」という)、又は反社会的勢力等でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配するとき又は役員として実質的に経営に関与するとき。各都道府県で施行されている暴力団排除条例の禁止規定に違反したとき。	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(6) 法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(7) 運搬事業者が上記に示す6項目の不適正行為に該当した場合 (再生処理事業者が指示、事前に認識していた、あるいは事後に認識しつつ協会に報告しなかった場合)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(8) 運搬事業者が上記に示す6項目の不適正行為に該当した場合 (再生処理事業者が事前に認識せず責のない場合)	当該運搬事業者について契約解除および次年度ジョイント形成禁止(他の再生処理事業者とのジョイントを含む)
二. 入札関係	(1) 入札に際し談合又は不当な連合を行う等、入札に関し協会による公正な執行を妨げた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
三. 再商品化業務実施主体・実施施設関係	(1) 再委託又は名義貸しを実施した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) ジョイントグループ外の事業者と再商品化業務を共同実施した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3) 登録施設以外で再生処理を実施した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(4) 他の事業者と同一敷地内、工場で再生処理業務を実施した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(5) 事前の通知及び承諾手続きを得ることなく再生処理施設を改造・変更等を実施した場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(6) 再生処理施設について法令に基づく許可又は変更許可を受けることなく再生処理を実施した場合	契約解除、当該年度登録取消し、次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
四. 通知義務関係	(1) 商号、本店移転、合併等に関する通知を怠った場合	業務改善指示
	(2) 操業の中断、再生処理施設の移設・改変等に関する通知を怠った場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
五. 契約上の地位の譲渡、債権債務の譲渡	(1) 契約上の地位を第三者に無断譲渡もしくは移転し又は承継させた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度登録停止
	(2) 協会に対する債権債務を第三者に無断譲渡し又は承継させた場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
六. 引取業務関係	(1) 分別基準適合物の引取業務を遅延した場合	業務改善指示
	(2) 分別基準適合物の引取業務困難時の連絡を怠った場合	業務改善指示
	(3) 市町村に対して分別基準適合物の引取拒否の意思表示を直接行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(4) 分別基準適合物の運搬業務(引取作業、運搬、保管等)に関し、不適正な行為を行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
七. 再生処理業務関係		
1. 再生処理業務	(1) 再商品化を行わず転売、譲渡又はその他の処分をした場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
	(2) 再商品化を行わず放置、投棄又は焼却した場合(予備、未遂を含む)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
	(3) 再商品化製品を放置、投棄又は焼却した場合(予備、未遂を含む)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
	(4) 協会指定外の再生処理実施方法により業務を実施した場合	契約解除および当該年度登録取消し(次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(5)協会指定外の管理方法により業務を実施した場合	業務改善指示(次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(6) 再生処理施設の維持管理義務に違反した場合	業務改善指示(次年度落札可能量削減措置および次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(7) 再生処理業務の管理履行義務に違反した場合	業務改善指示(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(8) 安全衛生上の重大事故を生じた場合又は事故を多発した場合(注)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度登録停止
	(9) 生活環境保全上の支障があることを官公署によって判定された場合	契約解除および当該年度登録取消し
	(10) 一般廃棄物処理施設設置許可条件への違反 (恒常的:頻繁に能力、操業時間の超過稼動が行われている場合)	契約解除、当該年度登録取消し、次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(11) 一般廃棄物処理施設設置許可条件への違反 (偶発的:年間数日以内で、能力、操業時間の超過稼動が行われた場合)	業務改善指示
	(12) 指定可燃物の貯蔵届出量超過、保管方法違反を行った場合(恒常的)	契約解除、当該年度登録取消し、次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(13) 指定可燃物の貯蔵届出量超過、保管方法違反を行った場合(偶発的)	業務改善指示
	(14) 協会要請に対するマニフェスト提出義務に違反した場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(15) 残さを不適正処理した場合(廃棄物処理法違反)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止
	(16) 協会の指示する残さ処理方法に違反した場合(プラスチック製容器包装)	業務改善指示(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(17) 産業廃棄物処理委託契約書未提出業者へ廃棄物処理委託した場合	業務改善指示
2. 品質	(1) 再商品化製品品質基準が未達成の場合(恒常的)(プラスチック製容器包装)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 再商品化製品品質基準が未達成の場合(偶発的)(プラスチック製容器包装)	業務改善指示(次年度優先資格停止措置を付加することができる)
	(3) 再商品化率(収率)が未達成の場合(恒常的)(プラスチック製容器包装)	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(4) 再商品化率(収率)が未達成の場合(偶発的)(プラスチック製容器包装)	業務改善指示
	(5) 材料リサイクルに関し、品質試料を提出しない場合(プラスチック製容器包装)	材料リサイクルに関して契約解除(次年度優先資格停止を付加することができる)
3. 行政処分違反、違反幇助	(1) 関係法令に基づく行政処分に違反した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 他の者もしくは事業者に法令違反又は行政処分違反又は契約違反となる行為を要求し、依頼し、唆し、違反行為を実行させ又は違反行為を助けた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止

(注) ①措置内容における「次年度優先資格停止措置」は、プラスチックに限定して適用する。
②措置内容における「次年度落札可能量」は、PETボトルは「翌半期落札可能量」とする。
③七. 再生処理業務関係　1.再生処理業務(8)に関して:「事故」とは、労基署から指導票を発行されたり、是正勧告又は使用停止命令等を受けるに留まるような安全衛生事故(地検には未送検のもの)をいう。「重大事故」とは、検察庁から略式命令又は公判請求をされて、裁判所から罰金刑又は懲役刑を科される処分を受けるような安全衛生事故(業務上過失致死傷罪に至った場合、もしくは労働安全衛生法違反により罰則を受けた場合)をいう。「事故を多発」とは、直近1年間内に「事故」を複数回発生させ、労基署から指導票以上の処分に伴って、協会から業務改善指示以上の措置が3回以上となる場合をいう。「直近」とは、最終の「事故」に関する措置が行われてから遡って1年をいう。

関係領域	不適正行為	措置内容
八. 再商品化製品の販売関係	(1) 引取同意書未提出事業者へ再商品化製品を販売した場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
	(2) 引取同意書を提出したが、協会の承認前に再商品化製品を販売した場合	業務改善指示
	(3) 引取同意書並びに再商品化製品受領書の虚偽記載又は実態との齟齬を事前に認識していた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(4) 引取同意書並びに再商品化製品受領書の虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背を事後に認識しながら協会への報告を怠った場合	引取同意書並びに再商品化製品受領書の無効および次年度落札可能量削減
	(5) 引取同意書並びに再商品化製品受領書の虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背について協会に報告がなされ、かつ再商品化事業者に責のない場合	引取同意書並びに再商品化製品受領書の無効、ただし業務改善指示を付加することができる
	(6) 引取後、3カ月以内に再商品化製品の販売に至らない場合（数量が少量のため期間内に再商品化および販売を行うことが非効率な場合を除く）	
	(7) 契約年度終了後3ヶ月経過時（暦年6月末）において依然再商品化製品の販売に至らない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(8) 再商品化製品利用事業者に関する情報提供等の協力を行わない場合	業務改善指示
九. 記録・報告関係	(1) 協会に提出する書類や報告事項に関し虚偽の記載・報告を行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 操業に関する記録を行っていない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3) 操業に関する記録等、提出義務のある書類の提出を怠った場合	業務改善指示
	(4) 提出書類の内容に不備があった場合	業務改善指示
	(5) 報告書類の保管義務に違反した場合又は保管状況が不備な場合	業務改善指示
	(6) 業務中の事故等、届出義務に違反した場合	業務改善指示
十. 委託料関係	(1) 協会から委託料を不正に受領し役員もしくは従業員又はこれらであった者が委託料の不正受領に関する犯罪容疑で逮捕又は公訴提起された場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降無期限の登録停止
	(2) 協会から委託料を不正に受領したことが発覚した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降無期限の登録停止（全額を返還した場合は契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止、）
	(3) 協会に支払うべき委託料の全額について支払を怠った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降無期限の登録停止
	(4) 協会に支払うべき委託料の一部について支払を怠った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
十一. 現地検査、市町村現地確認関係	(1) 現地検査に関し拒否、妨害、忌避、不回答又は虚偽報告をした場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 市町村による現地確認に関し拒否、妨害、忌避、不回答又は虚偽報告をした場合	次年度落札可能量削減および次年度優先資格停止
十二. 、市町村ベール品質調査関係	(1) 市町村ベール品質調査（通常調査及び特別調査をいう）の実施予定日を、当該市町村に伝えた場合（プラスチック製容器包装）	業務改善指示（次年度落札可能量削減措置を付加することができる）
十三. 自社利用関係		
1. 再商品化製品利用	(1) 再商品化製品を不適正に利用した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 引取同意書未提出の再商品化製品利用事業者に販売した場合	再商品化製品販売停止指示および次年度落札可能量削減
	(3) 引取同意書記載内容と相違する販売をした場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
2. 記録・報告	(1) 協会に提出する書類や報告事項に関し虚偽の記載・報告を行った場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 再商品化製品の利用に関する記録を行っていない場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3) 再商品化製品の利用に関する記録等、提出義務のある書類の提出を怠った場合	業務改善指示
	(4) 提出書類の内容に不備があった場合	業務改善指示
	(5) 報告書類および契約上保管義務のある帳票の保管義務に違反した場合	業務改善指示
	(6) 帳簿類の保管・管理状況が不適切な場合	業務改善指示
3. 再商品化製品利用製品の販売	(1)再商品化製品利用製品を報告対象期間終了から3ヶ月以内に販売することができなかったとき（ただし、再商品化製品利用製品の販売期間について再生処理事業者がその適用除外を書面で事前に申し出て、協会がその申出を了解した場合を除く）（ガラスびん・紙製容器包装・プラスチック製容器包装）	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度落札可能量削減（次年度優先資格停止措置を付加することができる）
	(2) 再商品化製品利用製品を不合理に処分した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
4. 現地検査	(1) 現地検査に関し拒否、妨害又は忌避した場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
十四. 特定再商品化製品利用事業者関係		
1. 再商品化製品利用	(1) 再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が指示、事前に認識していた、あるいは事後に認識しつつ協会に報告しなかった場合）	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が事前に認識せず責のない場合）	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
2. 記録・報告	(1) 協会に提出する書類や報告事項に関し虚偽の記載・報告を行った場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	(2) 再商品化製品の利用に関する記録を行っていない場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	(3) 再商品化製品の利用に関する記録等、提出義務のある書類や再生処理事業者との必要な契約を締結していない場合又は適正に更新していない場合（プラスチック製容器包装）	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
	(4) 提出書類の内容に不備があった場合	業務改善指示
	(5) 報告書類の保管義務に違反した場合	業務改善指示
	(6) 特定再商品化製品利用事業者に関する情報開示に協力しなかった場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
3. 再商品化製品利用製品の販売	(1) 再商品化製品利用製品を不合理に在庫又は廃棄した場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減 （不法投棄、焼却については、契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長5年間登録停止）
	(2) 再商品化製品利用製品を報告対象期間終了から3ヶ月以内に販売することができなかったとき（ただし、再商品化製品利用製品の販売期間について特定再商品化製品利用事業者がその適用除外を書面で事前に申し出て、協会がその申出を了解した場合を除く）（ガラスびん・紙製容器包装・プラスチック製容器包装）	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止（次年度優先資格停止措置を付加することができる）
4. 現地検査	(1) 現地検査に関し拒否、妨害又は忌避した場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
十五. 一般の再商品化製品利用事業者関係		
1. 再商品化製品の利用	(1) 再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が指示、事前に認識していた、あるいは事後に認識しつつ協会に報告しなかった場合）	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2) 再商品化製品を不適正に利用した場合 （再生処理事業者が事前に認識せず責のない場合）	引取同意書無効および次年度落札可能量削減 ただし、適正利用の確保に関して引取同意書の記載事項を再商品化製品利用事業者に適切に指導をしている場合は引取同意書無効のみ適用する
2. 情報提供への協力	(1) 協会への情報提供（業務上必要な調査等）に協力しなかった場合	引取同意書無効および次年度落札可能量削減
3. 再商品化利用事業者の基本要件	(1)再商品化利用事業者が要求された基本条件を満たさないと協会が判断した場合（プラスチック製容器包装；登録説明会資料 「再商品化製品の適正利用の確保」の「4.再商品化製品利用事業者の基本条件」参照）	引取同意書無効
十六. 再商品化に係る実施基準違反	(1) 再商品化に係る実施基準違反で上記以外の不適正行為がある場合	業務改善指示
十七. 指導票	(1)指導票記載の協会改善指示事項につき、改善事項が未履行もしくは不十分であると判断される場合	業務改善指示
十八. 業務改善指示	(1) 業務改善指示に相当期間内に従わなかった場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度落札可能量削減（次年度優先資格停止措置を付加することができる）
	(2) 契約年度前における契約締結事業者であった場合において業務改善指示された事項が契約年度においても是正されないまま依然残存している場合又は是正が不完全である場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(3) 業務改善指示を契約年度内に複数回受けた場合又は契約年度前における契約締結事業者であった場合において契約年度前から契約年度にわたり相当回数の業務改善指示を繰返し受けた場合	契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
十九. 実施契約の中途解約、辞退	(1)再生処理事業者が実施契約締結後、期初もしくは期中に、実施契約を解約または辞退した場合	当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止
	(2)再生処理事業者が実施契約締結後、期初もしくは期中に、実施契約別紙に記載する市町村指定保管施設の予定委託数量の一部を解約または辞退した場合	一部の解約または辞退に伴い履行できなかった予定委託数量相当分を上限に、次年度落札可能量から削減する。ただし、当該年度登録取消し措置を付加することができる。
	（注）実施契約の中途解約あるいは辞退が、市町村に起因し、再商品化事業者に帰責事由がないと認められる場合には、本措置を適用しない	

平成30年度　紙製容器再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト(選別・材料・固形)

事業者名		工場名		受付番号(協会使用欄)	

申請書を提出する際には、チェックリスト右上( )内の選別・材料・固形のいずれかを〇で囲んでください。
工場名につきましては、単一・複数の申請に限らず、必ず事業者名の横に明記してください。
作成した申請書類の内容を確認のうえ、「申請者欄」に〇を記入してください。その後、記入済みのチェックリストのコピーを提出書類と一緒に協会に提出してください。尚、書類が全て揃っていない場合には登録できませんので十分にご注意ください。
申請書類は正、副(コピー)2部提出してください。ページ番号は各書類の右下に記入ください。

注)平成29年度登録事業者と新規登録申請事業者では、提出書類の内容が一部異なりますのでご注意願います。
　平成29年度登録事業者で工場を追加登録する際には、16及び23の資料の提出も必要となりますのでご注意願います。

◎提出書類明細

	H29登録事業者	新規事業者	申請者欄	協会欄	ページ番号	
1	〇	〇			1-1～1-(　)	登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)
2	〇	3年分〇			2-1～2-(　)	財務諸表類(新規登録申請事業者は直前3年分、平成29年度登録事業者は前年度分) (債務超過等の場合、別途関連書類が必要です。詳しくは「財政的基礎審査について」をご参照ください。)
3	〇	〇			3-1～3-(　)	国税、地方税、社会保険料の支払いに係る申告書および納税証明書等、暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書(資料8末尾に添付された「納税証明等について」をご参照ください。)
4	〇	〇			4	印鑑証明書 (法人の場合には法人の印鑑証明書、個人事業主の場合には個人の登録印鑑証明書が必要です。)
5		〇			5-1～5-(　)	相談役又は顧問に関する書類 (該当者がいない場合にはその旨を記載した書類をご提出ください。)
6		〇			6-1～6-(　)	百分の五以上の出資者に関する書類 (該当者がいない場合にはその旨を記載した書類をご提出ください。)
7	〇	〇			7	再生処理事業者登録申込書(様式1)
8	〇	〇			8	再生処理事業者登録申込書(様式1-②)
9		〇			9	再生処理事業者登録申込書(様式1-③)
10	〇	〇			10-1～10-(　)	再商品化製品引き取り同意書(選別は様式4-1または様式4-2、材料・固形は様式4) (利用先の工場毎に同意書が必要です。又、日付の記載、押印が必要です。)
11	〇	〇			11-1～11-(　)	引き取り先の品質規格書 (利用先の工場毎に同意書が必要です。又、日付の記載、押印が必要です。)

	H29登録事業者	新規事業者	(工場毎に記入) 工場①	工場②	協会欄	ページ番号	
							*既設の施設に関する書面を提出してください。
12	〇	〇				12	再生処理事業者登録申込書(様式2)
13	〇	〇				13	再生処理事業者登録申込書(様式2－②)
14	〇	〇				14	再生処理事業者登録申込書(様式3)
15	〇	〇				15-1～15-(　)	一般廃棄物処理施設設置許可証のコピー (許可取得後に変更または変更届がある場合は、その変更内容に関する書類もあわせてご提出ください。)
16		〇				16	使用前検査確認済証のコピー
17	〇	〇				17-1～17-(　)	指定可燃物貯蔵・取扱届出書のコピー (届出書に添付した保管場所の図面及び消防設備の配置図もあわせてご提出ください。)
18	〇	〇				18-1～18-(　)	再生処理工程ブロックフロー図(A4サイズ)
19	〇	〇				19-1～19-(　)	立地付近見取図(A4サイズ)
20	〇	〇				20-1～20-(　)	工場配置図(A3サイズ)
21	〇	〇				21-1～21-(　)	設備レイアウト図(A3サイズ)
22	〇	〇				22-1～22-(　)	主要設備の図面 (A3ｻｲｽﾞ/使用予定の主要設備(圧縮梱包機、選別用ｺﾝﾍﾞｱが該当)毎に鮮明な図面をご提出ください。)
23		〇				23-1～23-(　)	土地の公図(法務局発行)の写し、建築確認済証の写し、土地及び建物の登記簿謄本 (土地及び建物を賃貸している場合は所有者の登記簿謄本及び賃貸契約書の写しを提出)

参考資料に基づき、鮮明な図面をご提出ください。

尚、施設(工場)の新設又は改造実施中の事業者の場合は、上記資料に加え下記資料が必要です。

24	〇	〇				24-1～24-(　)	施設設置スケジュール
25	〇	〇				25-1～25-(　)	施設発注請書および発注仕様書のコピー
26	〇	〇				26-1～26-(　)	試運転開始予定日および試作スケジュール
27	〇	〇				27-1～27-(　)	建築確認申請による'確認通知書'交付書のコピー
28	〇	〇				28-1～28-(　)	土地、建物の登記簿謄本および公図のコピー
29	〇	〇				29-1～29-(　)	再生処理事業者登録申込書(様式5)

※12～29の書類は、工場毎に作成・提出してください。
※3つ以上の工場についての申請を行う場合には、本チェックリストをコピーの上お使いください。
※会社案内、パンフレット等があれば同封してください。

資料３

平成 29 年７月１日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
（改定日：平成 26 年７月１日）

財政的基礎審査について

１．再生処理事業者の登録申請をされる事業者に適用される条件の一つに、「容リ法第二十一条第一項に規定する指定法人の委託を受けて同法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること」があります（事業者登録規程１．一参照）。

２．その内の財政的基礎については、次のいずれかに該当する場合は、原則としてこれを有しているとは認められず、登録欠格事由となります。

(1) 対外金銭債務の不履行または履行遅延の発生後、１年未経過である事業者
(2) 民事再生手続または会社更生手続にあって、再生手続終結決定または更生手続終結決定の見込みが立たない段階にある事業者
(3) 債務超過である事業者
(4) その他財政的基礎を有しないと判断される合理的な理由がある事業者

なお、上記(1)～(3)に関しては、当協会が、対象容器包装の再商品化委託の基調が逆有償であるか有償であるかの別、債務超過の程度、その他事業者の事業運営上の諸条件を総合的に判断し、再商品化委託に問題がないと判断する場合は必ずしも欠格事由とする限りではありませんが、この判断はあくまで当協会に属するものといたします。

３．上記２．の各号に関し、登録審査における判定については、次の通りとします。

(1) 対外金銭債務の不履行または履行遅延の発生後１年経過の有無は、当年６月 30 日現在で見ます。但し、その後登録審査時までに当該事由を発生させた場合は１年未経過とみなします。
(2) 民事再生手続または会社更生手続にあっての再生手続終結決定または更生手続終結決定の見込みいかんについては、登録審査時の事業者の状況において見ます。
(3) 債務超過の有無は直近決算で見ます。但し、直近決算後登録審査時までに債務超過に陥った場合は債務超過とみなします。
(4) その他財政的基礎を有しないと判断される合理的な理由の有無は、登録審査における認知に係るものとします。

（なお、登録申請における本件関係申告での虚偽申告や、事業者登録後に上記２．の欠格要件に該当することとなった場合は、登録を前提とする当協会関係の手続及び業務

上の諸資格を喪失します（事業者登録規程 第 4 項，第 6 項及び第 7 項参照)。また、登録審査後に財政的基礎を回復したとしても、再審査は行いませんので、次の機会にあらためて申請してください。）

4．次のいずれかに該当する事業者は、添付別紙「債務超過事業者等の提出書類」に示す各書類（以下「当書類」）を、その他の登録申請書類と合わせて、本年 7 月 31 日までに当協会へ提出してください。

(1) 上記３．(1)の基準で対外金銭債務の不履行または履行遅延の発生後１年未経過であって、なお登録を希望する事業者

(2) 民事再生手続開始申立または会社更生手続開始申立をなした事業者で、なお登録を希望する事業者

(3) 上記３．(3)の基準で債務超過であって、なお登録を希望する事業者

(4) 登録申請事業者のうち、当協会が当書類の提出を依頼した事業者（但し、この場合は当書類の提出期限は依頼後１ヶ月以内とします）

（当然の事ながら、当協会の当書類の受理は財政的基礎を有していることを意味するものではありません。）

5．提出された資料等に基づき、当協会あるいは当協会が委嘱した中小企業診断士や公認会計士等による財政的基礎に関する詳細調査あるいは診断を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

（なお、債務超過事業者等に該当しない場合でも、状況によっては財政的基礎審査の目的で同様の調査あるいは診断を行うことがあります。）

6．財政的基礎審査の結果、再生処理事業者として必要な財政的基礎を有していないと判断された場合には、登録が認められません。

以上

別 紙

債務超過事業者等の提出書類（紙製容器包装）

(1)３期分の法人税申告書のコピー

以下の①～③のコピー。
連結決算をしている場合は④についても提出のこと。

①法人税申告書の「別表」（添付詳細は不要）
法人税の申告に関して作成された全ての「別表」。
（例）・別表一「確定申告書」
・別表二「同族会社の判定に関する明細書」　など

②それに付帯する決算報告書
・貸借対照表
・損益計算書（「販売費及び一般管理費内訳書」を含む）
・製造原価報告書　※ある場合
・株主資本変動計算書

③勘定科目内訳書
申告に際し添付された全ての勘定科目内訳書
（例）・預貯金等の内訳書
・受取手形の内訳書
・売掛金（未収入金）の内訳書　など

④連結決算における、②決算報告書、③勘定科目内訳書
※連結決算のある場合

(2)会社案内

・パンフレットもしくは会社概要がわかるもの
・会社全体の組織図
・グループ企業がある場合はグループ関係がわかる構成図
＊グループ企業とは、①資本関係があること、②役員の兼任関係があること、③代表者間の関係が親族（父母、配偶者、子）であること、のいずれかに該当する企業のこととする。

(3)主要売上先実績

過去３ヶ年の各年度上位１０社程度の売上先別売上金額がわかるもの
（既存の取引先売上データなどでも可）

(4)会社全体の資産・損益・資金計画

様式１（１）～（３）参照

(5)債務超過解消計画（直近期債務超過事業者のみ提出）

様式２参照

以上

＜様式1：会社全体の資産・損益・資金計画＞（*債務超過事業者等が提出）

（１）会社全体の資産計画（貸借対照表）　（単位：千円）

			平成　年度〈実績〉	平成　年度〈見込み〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉
			年　月期	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
資産	流動資産	1					
	固定資産	2					
	繰延資産	3					
	合　計	4(1+2+3)					
負債	流動負債	5					
	固定負債	6					
	合　計	7(5+6)					
純資産	Ⅰ株主資本	8					
	資本金	a					
	資本余剰金	b					
	利益余剰金	c					
	自己株式	d					
	Ⅱその他	9					
	合　計	10(8+9)					
負債・純資産合計		11(7+10=4)					

（２）会社全体の損益計画（損益計算書）　（単位：千円）

紙製容器包装再生処理に関する売上高	12						
その他の売上高	13						
売上高	14(12+13)						
紙製容器包装再生処理に関する原価	15						
その他の売上高に関する原価	16						
売上原価	17(15+16)						
売上総利益	18(14-17)						
販売費及び一般管理費	19						
営業利益	20(18-19)						
受取利息	21						
その他営業外収益	22						
営業外収益	23(21+22)						
支払利息及び割引料	24						
その他営業外費用	25						
営業外費用	26(24+25)						
経常利益	27(20+23-26)						
特別利益	28						
特別損失	29						
税引前当期利益	30(27+28-29)						
法人税等	31						
税引後当期利益	32(30-31)						

※12、15の紙製容器包装再生処理に関する売上高・原価は協会委託分のほか、協会委託外の分を含む。

（３）会社全体の資金計画

（単位：千円）

			平成　年度〈実績〉	平成　年度〈見込み〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉
			年　月期	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
期首現預金		33(前期の57)					
経常収支	税引後当期利益	34					
	減価償却費	35					
	資金支出入の伴わない損益	36					
経常収支		37(34+35+36)					
調達	短期借入金	38					
	長期借入金	39					
	出資	40					
	（　　）	41					
	（　　）	42					
	（　　）	43					
	その他	44					
資金調達		45(38～44の計)					
運用	建物	46					
	設備	47					
	土地	48					
	短期借入金返済	49					
	長期借入金返済	50					
	（　　）	51					
	（　　）	52					
	（　　）	53					
	その他	54					
資金運用		55(46～54の計)					
当期資金過不足		56(37+45-55)					
期末現預金		57(33+56)					

＜様式2:債務超過解消計画＞(直近期債務超過事業者のみ提出)

1. 全体方針

2. 損益に関する計画

(1)売上

①紙製容器包装再生処理に関する売上高(単位:トン・千円)

		平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
売上高	12					
売上原価	15					
仕入	15内訳					
労務費	15内訳					
外注費	15内訳					
減価償却費	15内訳					
その他	15内訳					
売上総利益	※12-15					
売上総利益率	※÷12	%	%	%	%	%

＜具体的な計画(根拠)＞

②その他の売上高(単位:千円)

		平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
売上高	13					
売上原価	16					
仕入	16内訳					
労務費	16内訳					
外注費	16内訳					
減価償却費	16内訳					
その他	16内訳					
売上総利益	※13-16					
売上総利益率	※÷13	%	%	%	%	%

＜具体的な計画(根拠)＞

(2)販売費および一般管理費(単位:千円)

	平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
販管費合計　19					
人件費　19内訳					
福利厚生費　19内訳					
水道光熱費　19内訳					
通信費　19内訳					
消耗品費　19内訳					
修繕費　19内訳					
地代家賃　19内訳					
支払手数料　19内訳					
租税公課　19内訳					
減価償却費　19内訳					
(　　)　19内訳					
(　　)　19内訳					
(　　)　19内訳					
(　　)　19内訳					
(　　)　19内訳					
その他経費　19内訳					

＜具体的な計画(根拠)＞

(3)営業外損益・特別損益(単位:千円)

	平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
合計					
(　　)　※内訳					
(　　)　※内訳					
(　　)　※内訳					
その他　※内訳					

＜具体的な計画(根拠)＞

3. 資産に関する計画(単位:千円)

	平成　年度 ＜実績＞	平成　年度 ＜見込み＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞	平成　年度 ＜計画＞
合計					
(　　)　※内訳					
(　　)　※内訳					
(　　)　※内訳					
その他　※内訳					

＜具体的な計画(根拠)＞

＜会社全体の資産・損益・資金計画＞の作成の仕方

（１）会社全体の資産計画（貸借対照表）の作成の仕方

○単位：千円

①年度の記入

年度は決算年度を記入。

直近決算期、現在経過中の決算年度（見込み）、今後３ヶ年の決算年度の５ヶ年を記入。

			平成　年度〈実績〉 年　月期	平成　年度〈見込み〉 年　月期	平成　年度〈計画〉 年　月期	平成　年度〈計画〉 年　月期	平成　年度〈計画〉 年　月期
資産	流動資産	1					
	固定資産	2					
	繰延資産	3					
	合　計	4(1+2+3)					
負債	流動負債	5					
	固定負債	6					
	合　計	7(5+6)					
純資産	Ⅰ株主資本	8					
	資本金	a					
	資本余剰金	b					
	利益余剰金	c					
	自己株式	d					
	Ⅱその他	9					
	合　計	10(8+9)					
負債・純資産合計		11(7+10=4)					

②資本金(a)、資本剰余金(b)、利益剰余金(c)、自己株式(d)、を記入。

株主資本(8)を(a)＋(b)＋(c)－(d)から記入。

直近期の株主資本(8)が株主変動計算書の額と一致していることを確認。

※　利益剰余金の前年からの増減額と損益計算書の当該年度の「税引後当期利益(32)」の額は通常一致。

※　利益剰余金(c)が欠損の場合は金額をマイナス（△）表示する。

⇒　まず「（２）会社全体の損益計算書」の作成。

③純資産の合計(10)を(8)＋(9)から記入。

④流動負債(5)、固定負債(6)を資金計画の借入金の増減（調達と運用の差）等を勘案し、記入。

⑤負債の合計(7)を(5)＋(6)から記入。

⑥流動資産(1)を資金計画の期末現預金(57)の前年からの増減額等を勘案し、記入。

⇒　「（３）会社全体の資金計画」の作成。

⑦固定資産(2)を固定資産の減価償却、資金計画の設備投資等を勘案し、記入。
⑧繰延資産(3)を償却など勘案し、記入。
⑨資産の合計(4)を(1)＋(2)＋(3)から記入。
⑩負債・純資産合計(11)を(7)＋(10)から記入。
⑪資産の合計(4)と負債・純資産合計(11)が一致することを確認。
※必ず一致するので、一致しない場合は計画を見直し。

（２）会社全体の損益計画（損益計算書）の作成の仕方

○単位：千円

○「紙製容器包装再生処理に関する売上高」(12)、「紙製容器包装再生処理に関する原価」(15)は協会委託分のほか、協会委託外の分を含めて記入。（紙製容器包装再生処理以外は「その他の売上高」(13)、「その他の売上高に関する原価」(16)に含める）。

○年度は（１）会社全体の資産計画（貸借対照表）と同じ。

紙製容器包装再生処理に関する売上高	12					
その他の売上高	13					
売上高	14(12+13)					
紙製容器包装再生処理に関する原価	15					
その他の売上高に関する原価	16					
売上原価	17(15+16)					
売上総利益	18(14-17)					
販売費及び一般管理費	19					
営業利益	20(18-19)					
受取利息	21					
その他営業外収益	22					
営業外収益	23(21+22)					
支払利息及び割引料	24					
その他営業外費用	25					
営業外費用	26(24+25)					
経常利益	27(20+23-26)					
特別利益	28					
特別損失	29					
税引前当期利益	30(27+28-29)					
法人税等	31					
税引後当期利益	32(30-31)					

⇒　売上高、売上原価記入にあたり、別紙「債務超過解消計画」の作成を行う。

①紙製容器包装再生処理に関する売上高(12)を記入。計画として妥当な金額を記入。

②その他の売上高(13)は、紙製容器包装再生処理に関する売上高(12)以外の妥当な金額を記入。

③売上高の合計(14)を（12)＋(13)から記入。

④紙製容器包装再生処理に関する原価(15)を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑤その他の売上高に関する原価(16)は、紙製容器包装再生処理に関する原価(15)以外の妥当な金額を記入。

⑥売上原価の合計(17)を(15)＋(16)から記入。

⑦売上総利益(18)を(14)－(17)から記入。

⑧販売費及び一般管理費(19)を記入。

⇒販売費及び一般管理費記入にあたり、別紙「債務超過解消計画」の作成を行う。

⑨受取利息(21)、その他営業外収益(22) を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑩営業外収益(23)を(21)＋(22)から記入。

⑪支払利息および割引料(24)、その他営業外費用(25) を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑫営業外費用(26)を(24)＋(25)から記入。

⑬経常収益(27)を(20)＋(23)－(26)から記入。

⑭特別利益(28)、特別損失(29) を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑮税引前当期利益(30)を(27)＋(28)－(29)から記入。

⑯法人税等(31) を記入。計画として妥当な金額を記入。

⑰税引後当期利益(32)を(30)－(31)から記入。

（３）会社全体の資金計画の作成の仕方

○単位：千円

①年度の記入

年度は決算年度を記入。

直近決算期、現在経過中の決算年度（見込み)、今後３ヶ年の決算年度の５ヶ年を記入。

			平成　年度〈実績〉	平成　年度〈見込み〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉	平成　年度〈計画〉
			年　月期	年　月期	年　月期	年　月期	年　月期
期首現預金		33(前期の57)					
経常収支	税引後当期利益	34					
	減価償却費	35					
	資金支出入の伴わない損益	36					
	経常収支	37(34+35+36)					
調達	短期借入金	38					
	長期借入金	39					
	出資	40					
	（　　）	41					
	（　　）	42					
	（　　）	43					
	その他	44					
	資金調達	45(38～44の計)					
運用	建物	46					
	設備	47					
	土地	48					
	短期借入金返済	49					
	長期借入金返済	50					
	（　　）	51					
	（　　）	52					
	（　　）	53					
	その他	54					
	資金運用	55(46～54の計)					
当期資金過不足		56(37+45-55)					
期末現預金		57(33+56)					

②期首現預金(33)を前期の期末現預金(57)から転記。

＜経常収支＞

③税引後当期利益(34)を損益計算書(32)から転記。

④減価償却費(35)（繰延資産の償却なども含む）を記入。

この際、債務超過解消計画の各減価償却費の合計と一致すること。

⑤資金支出入の伴わない損益(36)を記入。

例えば特別損益に計上された固定資産売却損＝資金支出なしは、経常収支の加算金額として記入。

⑥経常収支(37)を(34)＋(35)＋(36)から記入。

＜調達＞

資金の調達となるものを記入。

⑦短期借入金(38)の借入調達金額を記入。

なお、借入に伴う支払利息は損益計算書の支払利息および割引料(24)に記入。

⑧長期借入金(39)の借入調達金額を記入。

なお、借入に伴う支払利息は損益計算書の支払利息および割引料(24)に記入。

⑨出資(40)を記入。

⑩その他の資金調達を(41)～(43)のかっこ内に科目を記入の上、金額を記入。

なお、３項目で収まらない場合は主要なもの以外をまとめ、その他(44)に記入。

⑪資金調達(45)に(38)～(44)の合計を記入。

＜運用＞

資金の運用となる３項目を記入。

⑫建物(46)、設備(47)、土地(48)の取得などの資金運用を記入。

⑬短期借入金返済(49)金額を記入。

⑭長期借入金返済(50)金額を記入。

⑮その他の資金運用を(51)～(53)のかっこ内に科目を記入の上、金額を記入。

なお、３項目で収まらない場合は主要な３項目以外をまとめ、その他(54)に記入。

⑯資金運用(55)に(46)～(54)の合計を記入。

⑰当期資金過不足(56)を(37)＋(45)－(55)から記入。

⑱期末現預金(57)を(33)＋(56)から記入。

＜債務超過解消計画＞の作成の仕方

１．全体方針

債務超過を解消するための全体方針を記入。

なお、内容を具体的に記入し、数値計画や対策内容は「２．損益に関する計画」以降に記入。

２．損益に関する計画

損益計算書に係わる計画を（１）売上に関する部分、（２）経費に関する部分、（３）営業外損益・特別損益に関する部分に分けて記入。なお、計画として妥当な金額を記入のこと。

（１）売上

「紙製容器包装再生処理に関する売上高」と、「その他の売上高」に分けて計画を記入。

①売上高は「会社全体の損益計画（損益計算書）」の数値(12)(13)と一致すること。

②売上原価は「会社全体の損益計画（損益計算書）」の数値(15)(16)と一致すること。

③売上原価の内訳を「仕入」「労務費」「外注費」「減価償却費」「その他」の内容で記入。

④売上総利益を「売上高－売上原価」にて計算し、記入。

⑤売上総利益率を「売上総利益÷売上高」にて計算し、記入。

⑥①～⑤の上昇、改善があったものについては、＜具体的な計画（根拠）＞に必ずその具体的な対策内容を記入。

（２）販売費および一般管理費

①販管費は「会社全体の損益計画（損益計算書）」の販売費および一般管理費の数値(19)と一致する。

②販管費の内訳を「人件費」「福利厚生費」「水道光熱費」「通信費」「消耗品費」「修繕費」「地代家賃」「支払手数料」「租税公課」「減価償却費」の内容で記入。

その他の販管費をかっこ内に科目を記入し、金額を記入。なお、５項目で収まらない場合は主要な５項目以外をまとめ、「その他経費」に記入。

③①～②の改善があったものについては、＜具体的な計画（根拠）＞に必ずその具体的な対策内容を記入。

（３）営業外損益・特別損益

①損益計算書に係わる営業外損益・特別損益のものをかっこ内に科目を記入し、金額を記入。なお、３項目で収まらない場合は主要な３項目以外をまとめ、「その他」に記入。

②①の合計を「合計」に記入。

③①～②の改善があったものについては、＜具体的な計画（根拠）＞に必ずその具体的な対策内容を記入。

３．資産に関する計画

①貸借対照表に係わるものをかっこ内に科目を記入し、金額を記入。なお、３項目で収まらない場合は主要な３項目以外をまとめ、「その他」に記入。

②①の合計を「合計」に記入。

③＜具体的な計画（根拠）＞に必ずその具体的な対策内容を記入。なお、計画として妥当な金額を記入のこと。

資料４

平成29年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

登録申請書類の提出要領

紙製容器再生処理事業者登録申請書類は、以下の要領により提出してください。

1. 提出書類の部数

原本1部とコピー1部、合計2部提出してください。

複数の工場がある場合は、工場毎に分けて提出してください。各工場に共通する本社関係の書類は、共通書類としていずれかの1工場の書類に纏めて綴じ込んでください。その上で、工場毎に提出される「提出書類チェックリスト」の工場名の欄外に『共通資料は・・・工場にファイル』と注記してください。（共通書類： チェックリスト 1～11）

2. 提出時の形態

市販の、書類の着脱が容易にできるファイルに提出書類全体を綴じてください。原本とコピーでファイルを分けてください。ファイルの表紙と背表紙に再生処理事業者名と、原本とコピーの区別を表示してください(図1)。

3. 書類の寸法

原則としてA4(210×297mm)を使用してください。印鑑証明書等の公文書は原紙の大きさのままとします。図面でA4では読みにくい場合はA3、A2またはA1等のA版を使用し、見やすい図面としてください。

4. 書類の向き

長辺方向が縦にくるようにしてください(図2)。

5. 綴じ穴の開け方

綴じ穴は縦方向の左側の真ん中に 2 穴開けてください。綴じしろ用に別の紙を貼り合わせず、書類に直に穴を開けてください。(図3)。

6. 綴じる順番

(1)資料 2 の提出書類チェックリストに記載されている関係書類番号 1「登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)」から順に綴じてください。

1. 登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)

例. 1－1、1－2、……

7. ページ番号

各書類の右下隅に、提出書類チェックリストの書類番号をページ番号として付してください。資料作成の都合上、途中で書類を挿入する場合は、ページ番号の後ろに「－（ハイフン）」で枝番号をつけてください。

例. 1－1、1－2、……

8. 留め具等

ホッチキス（ステープラー）やクリップ等の留め具を使用しないでください。書類を透明な袋（ポケットファイル）等に入れないでください。

9. 書類の見出し

（1）書類に耳状の見出し（インデックス）をつけないでください（図3）。

（2）提出書類の目次や、書類の名称のみを記載した中表紙のようなものは作成しないでください（図4）。

10. 該当する書類がない場合

該当事項がないためにその書類を提出しない場合は、その理由を記載した書類を該当するページに入れてください。

11. 大判の折り方

ファイル折り（書類の左側に綴じ穴を開けられるように折りたたむ方法）をしてください（図5）。

12. 書類の綴じ方はJIS　Z8311を基本にしています。日本工業標準調査会のホームページから検索ページを経由して閲覧が可能です。URL：http://www.jisc.go.jp/

13. 書類が適切に作成されていなく、コピーを繰り返して文字や図が読めない書類は提出されていないものとみなしますので、十分ご注意ください。

また、両面コピーは不可としますので、十分ご注意ください。

図１　提出時の形態

図２　書類の向き

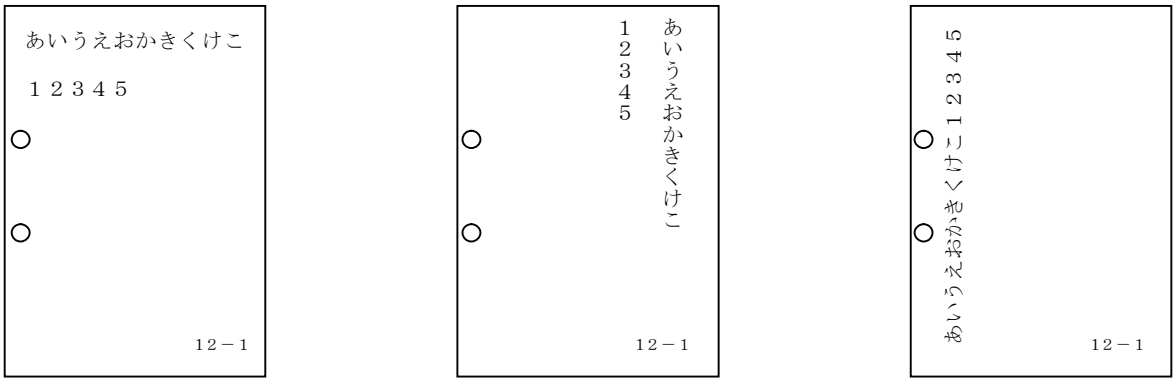

図３綴じ穴

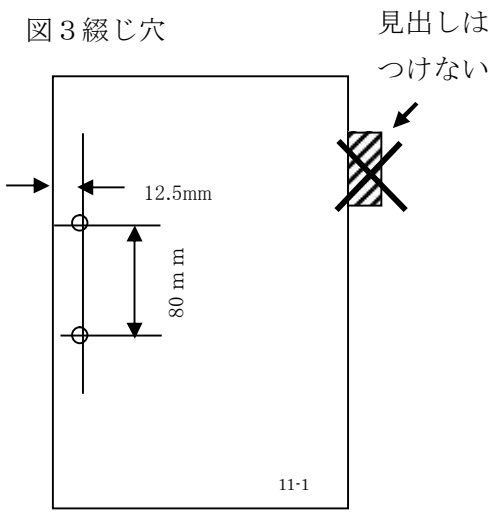

図４　目次や中表紙は入れない

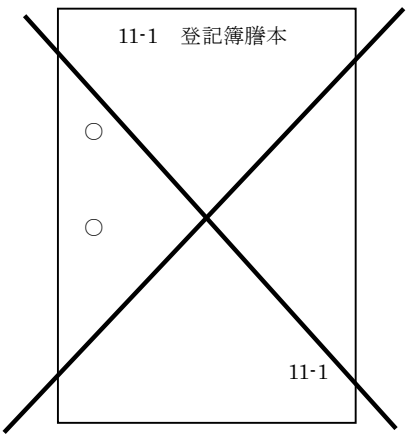

図５　大判の折り方

Ａ３

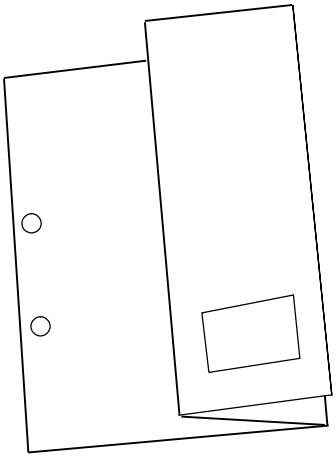

Ａ２

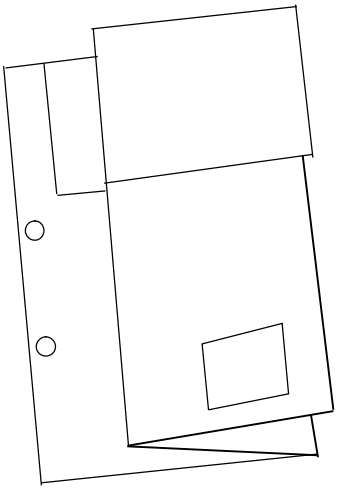

資料５

平成 29 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

オンラインによる登録申請に関するお願い

拝啓　時下益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より当協会の容器包装リサイクルの事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。当協会では登録申請に際して、再生処理事業者の方々にオンラインシステムであるＲＥＩＮＳに手続きをお願いしてきましたが、平成 26 年度の登録申請から、利用事業者より入手していただく「引き取り同意書」、再生処理事業者の現場の状況を報告していただく「紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書②－②」につきましても、ＲＥＩＮＳへのオンライン入力をしていただくこととしました。

ＲＥＩＮＳへのオンライン入力につきましては、別紙の入力方法を参考に進めていただきますが、特に「引き取り同意書」につきましては、以下の点にご注意の上、利用事業者からの受け取り、並びに入力をお願いします。

又、「紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書②－②」につきましては、従来手書きにて申請をしていただいていた内容をＲＥＩＮＳにオンライン入力していただく項目ですが、特に資格所有者につきましては３項目ともに必須項目ですので必ず入力をしてください。

敬具

記

１．「引き取り同意書」の確認事項について

オンライン入力に先立って、利用事業者の方々と事前に引き取り条件を確認の上、利用事業者との間で合意された内容を、オンラインで入力してください。

確認事項は以下の通りです。

◎３手法（選別、固形燃料化、材料リサイクル）共通事項

・利用事業者基本情報

利用事業者の社名、本社所在地、代表者名、担当部署名、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号

①選別（様式 4-1）：利用事業者の社名、工場名、所在地、責任者、担当部署、担当者、電話番号、ＦＡＸ番号、引き取り同意量、引取品の銘柄、用途別、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者又は同一のグループ企業の確認

②選別（様式 4-2）：利用事業者の社名、工場名、所在地、責任者、担当部署、担当者、電話番号、

ＦＡＸ番号、引き取り同意量、引き取り時の荷姿の形態、引き取り品の銘柄、用途別、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者又は同一のグループ企業の確認

③固形燃料化（様式 4）：利用事業者の社名、工場名、所在地、責任者、担当部署、担当者、電話番号、 ＦＡＸ番号、引き取り同意量、ボイラーの効率、利用施設のエネルギー利用率、引取品の銘柄、用途別、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者又は同一のグループ企業の確認

④材料リサイクル（様式 4）：利用事業者の社名、購入部署又は工場名、所在地、購入部署又は工場の責任者、電話番号、ＦＡＸ番号、引き取り品名、引き取り同意量、用途例、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者又は同一のグループ企業の確認、前年の総利用量販売量、商社等で最終ユーザー以外の引き取り同意書の場合の最終販売先

２．「引き取り同意書」の入手について

①ＲＥＩＮＳに入力の後、印刷した「引き取り同意書」を利用事業者へ提出の上、社印（朱印）の押印のある「引き取り同意書」を入手してください。
②「引き取り同意書」原本、及び、コピー１部を提出期限までに当協会へ提出ください。

又、様式 4-2 のケースでは直納事業者又は商社の社印（朱印）を必ず受領の上、提出期限までに当協会へ提出ください。

３．「紙製容器包装分別基準適合物の再生市処理事業者登録申込書②－②」の入力にいて

①事業責任者の業務経歴：できる限り詳細に入力をしてください。
②現場責任者の業務経歴：できる限り詳細に入力をしてください。
③再生処理事業の実施に掛かる資格所有者の項目は、現場の維持管理、安全管理の上で重要な資格です。必須項目ですので必ず入力をしてください。

以上

ご参考

資料６

平成 28 年 12 月 8 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
（改定日：平成 24 年 12 月 6 日）

平成 29 年度紙製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法および選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

Ⅰ．再商品化事業者の選定方法

１．入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の１保管施設について１再商品化事業者（ジョイントグループ）落札とする。

２．再商品化事業者の落札可能量

ジョイントグループを形成する再生処理事業者の①施設の能力、②古紙、産業廃棄物、事業系一般廃棄物、他材料の処理量、③再商品化製品利用事業者の引取同意量、等により再商品化事業者の落札可能量を査定する。

各再生処理事業者の査定能力については、平成 28 年 12 月 22 日（木）に当該再生処理事業者に通知します。

３．落札事業者の決定

保管施設ごとに、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

４．入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記①②の優先順位で入札条件を比較し、落札者を決定する。

① ジョイントグループを形成する再生処理事業者の内、選別事業者、材料リサイクル事業者の再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。

② 製紙原料化と古紙ボード等の製造を行う材料リサイクルの比率が最も高いこと。

５．個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い

個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記①②③の優先順位で落札保管施設を決定する。

① 入札事業者が単数の保管施設

② 落札価格の安い保管施設

③ 落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設

（ただし、当該事業者の落札可能量にできるだけ近づける趣旨で、落札決定の後順の段階で全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。）

６．第５項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い

当初の一番札を除外した上で、第４項、第５項を適用する。この場合、第５項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。

７．入札事業者がなかった保管施設、重複入札等の理由で欠格札となり選定対象事業者のない保管施設および入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する。（ただし、入札対象量等により 上記手順が不適当と判断される場合には、この限りではない。）

８．社会通念上問題とされる著しく不合理な価格の入札札は入札選定において除外する。その結果、落札事業者がない保管施設が発生した場合には、当該保管施設の入札事業者にその旨通知すると共に、あらためて第７項記載の手順により当該保管施設の落札事業者を決定する。

Ⅱ．選定結果の連絡方法

選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、電子メールにて、落札した保管施設をお知らせします。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、電子メールにてその旨をお知らせします。（代表事業者宛）

なお、保管施設ごとの落札状況については、平成 29 年 4 月に当協会のホームページにて公表します。

以上

資料7

平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者 登録申込書（様式1−③）
新規登録申請事業者のみ記入

事　業　者　名	代　表　者　名	作　成　日
		平成　　年　　月　　日

経営の見通し等　（業を的確かつ継続して行うに足りる経営的基礎に関する説明）

（1）事業方針

（2）紙製容器包装再生処理事業の全社事業における位置づけ

（3）紙製容器包装再生処理事業の収支見通しについて（様式1－②の収支見通しと関連付けて内容を説明してください）

平成29年7月31日（月）締め切り

平成30年度　紙製容器包装再商品化製品引き取り同意書（固形燃料化事業者用）（様式4）

平成　　年　　月　　日
（ 必ず記入してください）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿
（再生処理事業者名）

社　　名
工　場　名
工場所在地 〒
工場責任者役職名
工場責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（再商品化製品利用事業者）

担当部署
担　当　者
電話番号
ＦＡＸ番号

当社は再生処理事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が製造する固形燃料について、当社が提示する品質規格を満足していることを確認の上、当該固形燃料を引き取り、適正に利用することに同意します。

必ず全てご記入ください

平成30年度 紙製容器包装の固形燃料 引き取り同意量 ：		トン/年
ボイラー効率利用施設の	ボイラー効率〔JIS B8222適用〕	％
エネルギー利用率利用施設の	①燃料低位発熱量 ：	Gcal／年
	②その他入熱量(空気顕熱等) ：	Gcal／年
	③熱利用量 ：	Gcal／年
	④電力発生量(一次ｴﾈﾙｷﾞｰ換算値) ：	Gcal／年
	エネルギー利用率＝ $\frac{③熱利用量＋④電力発生量}{①燃料低位発熱量＋②その他入熱量}$ ×100% ：	％
再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者、又は同一のグループ企業で（ □ある／ □ない）（上記いずれかにチェックをつけてください。）		

上記の各数値の定義については「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」を参照してください。

※ 本同意書は再商品化製品利用事業者の工場（事業所）毎に作成してください。また、コピーではなく原本を送付ください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会より利用事業者の方へお願い

1：本同意書には、引き取り品質規格書を添付してください。なお、引き取り品質規格書にも再商品化製品利用事業者の社名・工場（事業所）名の明記、押印が必要です。

2：引き取り同意量は、貴社（再商品化製品利用事業者）が本書持参の再生処理事業者から平成30年度中に引き取り可能な紙製容器包装再商品化製品の量をご記入ください。
この数値は、当協会が再生処理事業者の再商品化受託可能量を査定する際の重要な資料となります。
なお、引き取り同意量の記入がなければ、登録はできませんので十分ご注意ください。

3：下記書類につきましては、当協会より利用事業者の方へ直接確認させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
◆利用施設の燃料使用実績
・燃料別使用実績（官庁報告書類のコピー等）
・平成30年度新規稼働施設にあっては計画届出書
◆ボイラー効率算出計算書
・使用数値等については、同数値の記載された各種官庁提出書類等
◆エネルギー利用率算出計算書
・使用数値等については、同数値の記載された各種官庁提出書類等
◆利用施設を保有することを示す書類（写し）
・電気事業法、労働安全衛生法、大気汚染防止法関連の許可書等
・平成30年度新規稼働施設にあっては計画届出書類
◆紙製容器包装固形燃料使用ボイラーの使用条件に関する書類
・蒸発量、蒸気圧力、蒸気温度、ボイラー型式等

4：再商品化製品につきまして利用状況など調査を行うことがございますがご協力をお願いいたします。

ご不明な点等につきましては、下記までお問い合わせください。
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　紙容器事業部（電話：03－5532－8588、8609）

平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者 登録申込書（様式5）

新規に設備を設置する事業者のみ記入してください

事　業　者　名	代　表　者　名	作　成　日
		平成　　年　　月　　日

紙製容器包装再生処理事業に関わる設備投資等の経費内訳

1．施設名称・所在地

施設名称	
所在地	〒

2．施設設置期日

平成　　年　　月

3．施設設置に関わる経費内訳

区　分				金　額
土地取得費	（面積:　　㎡）		購入　賃貸	百万円
施設関係整備費	建　物	（延べ床面積:　　㎡）	購入　賃貸	
	設　備		購入　賃貸	
その他経費				百万円
計				百万円

4．資金調達方法

上記経費に関わる資金調達方法について記入してください。

資金の総額	万円
自己資金	万円
借入金	万円
その他（補助金等）	万円

※借入金がある場合は、借入先を確認させていただくことがあります。

資料８

平成 29 年 7 月 1 日
（改定日：平成 28 年 7 月 1 日）

「紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録」の申請方法について

固形燃料化事業者用

１．登録対象者

（１）登録対象者は、再生処理事業を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者に限ります。

（２）再生処理施設は、平成 29 年 9 月 30 日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。（平成 29 年 10 月 1 日以降に施設完成を予定している事業者は、翌年度以降の登録申請となります。）

（３）平成 29 年 7 月 31 日時点において、法人の場合は、会社設立後、1 年を経過していること、また個人の場合は、事業開始後、1 年を経過していること。但し、当協会の登録事業者である法人が、合併又は分社化等により再生処理事業を承継させ又は分離独立させた場合あるいは別の法人が当協会の登録事業者を買収した場合において、当協会が当該事業の承継又は分離独立あるいは買収に伴う事業の継続性を認めた場合はこの限りではありません。

（４）登録対象者は、「事業者登録規程」に適合している事業者に限ります。

（５）新規登録申請事業者は平成 28 年度（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末日迄の期間）に固形燃料化製品の製造販売実績があることが必要です。

２．「平成 29 年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」に関する注意事項

提出書類は、「平成 29 年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」とで異なるものがあります。

平成 29 年度に再生処理事業者登録を受けた事業者は、「平成 29 年度登録事業者」、事業者登録を受けていない事業者は、「新規登録申請事業者」にあたりますので、注意のうえ書類を提出してください。

３．申請先・申請期限

登録申請にあたっては、下記「４.」項に記載の必要書類を、当協会紙容器事業部宛に配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）方法で郵送してください。（事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送記録の残らない郵便やゆうパックを含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」で送付してください。

また、配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。

なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が 90cm 以内で且つ 4kg 以下）を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付してください。）提出期限は平成 29 年 7 月 31 日（月）（当日消印有効）です。

【送付先住所】
〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号　郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　紙容器事業部　宛

４．提出書類

登録申請には、下記書類の正・副（コピー）2 部の提出が必要です。提出にあたっては「提出書類チェックリスト」により書類の有無を確認するとともに、当協会からの問い合わせがあった場合に対応が可能なように書類一式（チェックリストを含む）のコピーをとり、控えとして保管してお

いてください。
提出書類に不備がある場合には、事業者登録が行えない場合がありますのでご注意ください。
注）説明の中で参考資料についての記載がありますが、詳細につきましては、「紙製容器再生処理施設ガイドライン」の「Ⅱ.再生処理手法毎の施設ガイドライン」をご確認ください。

（１） 登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）
「平成 29 年度登録事業者」「新規登録申請事業者」双方
・申請者が法人である場合には登記簿謄本（取得後 3 ヵ月以内。法務局等から取り寄せた原本）
・申請者が個人である場合には、住民票の写し（取得後 3 ヵ月以内。市役所等から取り寄せた原本）及び給与支払い事業者の開設届けなど、事業開始後一年を経過していることが証明できる書類

（２）財務諸表類
「平成 29 年度登録事業者」
・申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書を提出してください。
・申請者が個人である場合には、直前の事業年度における資産に関する調書（法人の貸借対照表に相当するもの）を提出してください。
「新規登録申請事業者」
・申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（設立後三年を経過していない場合には、設立後のもの）を提出してください。
・申請者が個人である場合には、直前三年の各事業年度における資産に関する調書(法人の貸借対照表に相当するもの)、事業開始後三年を経過していない場合には、事業開始後のものを提出してください。

（３）国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書及び納税証明書等
「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」
・本資料に添付された「納税証明等について」を参照の上、「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」に事業者名、日付、代表者名を記入して、代表者登録印（個人の場合は実印）を押印したものを提出してください。
「納税証明書等」
・平成 29 年度登録事業者であり且つ債務超過でない場合には、「法人税または所得税」「消費税及び地方消費税」に係る証明書類（正本・直前年度分）を提出してください。
・平成 29 年度登録事業者で債務超過の事業者並びに新規登録申請事業者の場合には、「法人税または所得税」「消費税及び地方消費税」「法人都道府県民税または個人都道府県民税」「固定資産税」に係る証明書類（正本・３ヵ年分、ただし設立３年を経過していない場合は設立後のもの）、及び社会保険料納入確認書又は納入証明書と労働保険料納入証明書（正本・２ヵ年分、ただし設立２年を経過していない場合は設立後のもの。社会保険料については直近の５月分を含めた２ヵ年分のもの）を提出してください。
注：法人の場合には、法人税、法人都道府県民税に係る証明書類を、個人の場合には所得税、個人都道府県民税に係る証明書類を提出

（４）印鑑証明書（取得後３ヵ月以内）
「平成 29 年度登録事業者」、「新規登録申請事業者」双方
法人の場合には法人の印鑑証明書、個人事業主の場合には個人の印鑑証明書を提出してください。

（５）財政的基礎審査について
直近期が債務超過である事業者及び民事再生、会社更生等、法的状況のいかんによらず、平成 29 年 6 月 30 日現在で、対外債務の不履行あるいは履行遅延の発生後 1 年未経過であ

る事業者については、「財政的基礎審査について」の別紙を参照の上、関係書類を提出してください。

「新規登録申請事業者」で、申請者が非上場企業又は個人である場合には、下記の（６）、（７）の書類を提出してください。（上場企業の場合、下記の（６）、（７）の書類の提出は必要ありません）

（６） 相談役又は顧問に関する書類

申請事業者に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類（該当者がいない場合は、その旨を記した書類）を提出してください。

（７） 百分の五以上の出資者に関する書類

申請事業者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は出資者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類（該当者がいない場合は、その旨を記した書類）を提出してください。

（８）再生処理事業者登録申込書（様式１～３：うち様式１－③については新規登録申請事業者のみ）

（９）再商品化製品引き取り同意書（様式４）

日付の記載並びに引き取り先の押印が必要です。

(10) 引き取り先の品質規格書

日付の記載並びに引き取り先の押印が必要です。

(11) 一般廃棄物処理施設設置許可証のコピー（資料 10-12 参考資料-１を参照）

申請する再生処理施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合は同項の許可を受けていることが必要です。

取得済みの場合は一般廃棄物処理施設設置許可証のコピーを提出してください。

許可申請中の場合には 9 月 30 日までに許可を受けて、使用前検査も完了していることが必要ですので、申請手続の進捗状況記載書面、および許可取得、使用前検査完了時期等の見込み時期を記載した詳細なスケジュール表を提出してください。

なお、事業協同組合等で、再商品化事業を実施する場合は、組合として一般廃棄物処理施設設置許可を取得する必要があります。

また、一般廃棄物処理施設設置許可証の取得後に変更申請を行った場合は一般廃棄物処理施設変更許可証及び変更内容が明記された書類、軽微変更を届け出た場合には、行政当局の受理印が押印された一般廃棄物処理施設軽微変更届出書及び変更内容の明記された書類のコピー等もあわせて提出してください。但し、平成 29 年度登録事業者の登録工場については、平成 29 年度の事業者登録申請書類等として既に提出された軽微変更届出書のコピーは提出不要です、それ以降に届出された軽微変更届出書のコピーを提出してください。

なお、新規登録申請事業者及び平成 29 年度登録事業者であって新規に再生処理施設を申請する事業者の場合は、使用前検査を完了し合格したことについての通知書ないしは確認済証のコピーも提出願います。

※「廃棄物再生事業者登録証明書」、「一般廃棄物収集運搬業許可証」、「一般廃棄物処分業許可証」等は該当書類ではありませんので提出不要です。

(12) 指定可燃物貯蔵・取扱届出書のコピー（資料 10-13 参考資料-２を参照）

指定可燃物に該当する固形燃料製造の原料（紙くずに相当する古紙、紙製容器包装、合成樹脂類に相当する廃プラスチック、木くず等）及び再生資源燃料に相当する製品の固形燃料を条例に規定された数量以上当該再生処理施設に保管する場合は、これらを対象とした「指定可燃物貯蔵・取扱届出書」のコピーを提出してください。また、届出書に添付した保管場所を示す図面及び消防設備の配置図のコピーもあわせて提出してください。なお、申請書類の作成にあたっては、この届出書に記載の品名、最大数量、1 日の最大取扱数量等との整合性を取ってください。

(13) 施設審査関係書類一式

詳細は下記「６.」項を参照してください。

(14) 土地の公図(法務局発行)の写し・建築確認済証の写し・土地及び建物の登記簿謄本

①土地の公図(法務局発行)の写し

・**公図は平成 29 年 4 月以降発行の法務局発行のもの**とします。

・土地を賃貸している場合も必ず提出してください。

・対象となる配置図(資料 10-16 参考資料-５)又は立地付近図(資料 10-15 参考資料-４)に示されている施設敷地全体の形状を公図上に縮尺と方位を合わせ図示してください。

②建築確認済証の写し

・**敷地内の対象となる建築物の全てについて、**建築基準法第 6 条 1 項による**建築確認申請に係る確認済証**（第七号様式）**または確認通知書**(旧第 1 号様式副本)**の写しを提出**してください。

・確認済証と対象建築物との照合を出来る様に配置図(資料 10-16 参考資料-５)上の建築物のそれぞれに確認済証の番号を付記してくだい。

・対象建築物の増改築のため、確認申請が複数回行われている場合には、その経緯を明らかにし、その都度の確認済証の写し(または確認通知書の写し)を全て提出してください。なお、直近の確認済証で現存する建物が全て照合できれば、以前の都度の確認済証の提出は必要ありません。

・主要処理工程が主要用途を「倉庫」とする建築物内に収納されている場合には、「工場」への用途変更につき都道府県の建築関係部署や指定確認検査機関又は建築主事の指示を仰ぎ、必要な手続きを済ませておいてくだい。

・建築物を賃貸している場合も同様に、建築確認済証の写しを提出してくだい。

・確認済証を紛失した場合には、都道府県の建築関係部署か建築主事等より所定の内容を記載した建築確認済証交付証明書(建築確認済証等が発行済であることの証明)等の交付を受け、提出してください。

・地域や用途(仮設など)又は構造により建築確認は不要と考える場合は、都道府県の建築関係部署か建築主事等と確認し不要であるとの証明書の交付を受け、提出してください。

・建築物は土地に定着しているものとされます。移動のための保守がされていないものや配管等の取り外しに工具を要するもの又は公道への移動のために通路がない場合は建築物とみなされます。

・なお、市町村(長)が発行する、課税や消防に係る証明類は、建築基準法関係の証明に代わるものとはなりませんので、都道府県の建築関係部署か建築主事等と相談してください。

③土地及び建物の登記簿謄本

・**平成 29 年 4 月以降発行のもの**を提出してください。

・土地及び建物の広さが、配置図(資料 10-16 参考資料-５)等と合致していることを確認ください。

・土地または建物を賃貸している場合は、所有者の登記簿謄本及び賃貸契約書の写しの両方を必ず提出してください。

・**賃貸借契約書に明記されている対象物件の地番、住居表示が現在の表示と異なる場合は、写しに現在の地番、住居表示を添え書き**してください。

・登録申請のための様式類の様式 2 に入力された工場の所在地と照合してください。

・登記簿謄本に複数の物件が記載されている場合は、どの物件が対象の土地及び建物に該当するか丸で囲むなどして明示してください。

上記(1)～(7)及び(8)の様式１、1－②、1－③、(9)、(10)については事業者ごとに一式、(8)の様式２、２－②、様式３及び(9)～(14)については登録しようとする（再生処理を行う予定の）工場（事業所）ごとに一式提出してください。

５．申込書の作成方法

平成 30 年度の登録申込書は、選別事業者、材料リサイクル事業者及び固形燃料化事業者等それぞれの事業者ごとに専用の申込書となっていますので、作成の際はご注意ください。（同一工場内において、選別事業と固形燃料化事業等複数の事業を行う場合には、それぞれの登録申込書を作成、提出する必要があります。）

なお不備がある場合には、事業者登録できませんので十分ご注意ください。

（１）（様式１）について

① 「再生処理事業者名」欄での法人の種類を表わす文字及びそのカナ名称は省略せず、正式名称を入力してください。

（例） 誤…（株）○○

正…株式会社 ○○

② 代表者が担当者を兼任する場合には、担当者氏名欄にも代表者の氏名を入力してください。

③ 資本金及び年間売上高は、直前の事業年度の金額を入力してください。（売上高の入力にあたっては損益計算書と整合させてください。資本金については期末時点での資本金額を入力してください。）

④ 従業員数は、作成日現在で入力してください。

⑤ 工場（事業所）数は、申請する工場を含め全ての工場数を入力してください。

⑥ ホームページをお持ちの場合にはホームページのＵＲＬを入力してください。

⑦ 「代表者登録印」は、法人の場合には法人の、個人事業主の場合には個人の印鑑登録印を押印してください。

⑧ 代表者の署名欄の日付を記入してください（オンライン入力はできません）。

（２）（様式１－②）について

固形燃料化事業に係る収支を入力してください。新規登録申請事業者は平成 28 年度（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末日迄の期間）に固形燃料化製品の製造販売実績があることが必要です。

（３）（様式１－③）について

「新規登録申請事業者」のみ提出してください。

①事業方針を記入してください。

②紙製容器包装処理事業の全社事業における位置づけを記入してください。

③紙製容器包装再生事業の収支見通しについて、様式 1－②の収支見通しと関連付けて、記入してください。

（４）（様式２）について

様式２については、登録しようとする（再生処理を行う予定の）工場すべてについてそれぞれ作成してください。

① 「工場名または事業所名」は、○○株式会社△△工場（あるいは△△支店、△△営業所）等の場合のように工場（あるいは支店、営業所）名がついている場合、△△工場（あるいは△△支店、△△営業所）と入力してください。なお、本社と工場が同一の場合、あるいは固有名称がない場合には「本社工場」と入力してください。

② 施設の所在地が様式１の事業者所在地と同じ場合でも、その所在地を入力してください。（担当者名、電話番号、FAX 番号等も同様です。）

③ 人員構成について、現業部門（現場作業部門）で交替制を実施している場合には、記入欄に交替数を入力してください。交代制を実施していない場合は１を記入してください。

④ 「固形燃料等の年間販売量」及び「紙類の年間使用量（うち紙製容器包装の使用量）」には、前年度の販売量及び使用量等を入力してください。

⑤ 紙製容器包装の固形燃料化に際して紙製容器包装に他材料（例えば産廃プラなど）を混

合して製造する場合は、紙製容器包装の配合予定比率を入力してください。紙製容器包装のみの場合は100%と記入してください。

⑥ 「固形燃料化施設の状況」には、工場ごとに該当する項目をチェックして、「新設中」、「改造中」の場合には完成予定年月日を入力してください。

⑦ 再生処理能力とは、再生処理工程の時間当たりの設備能力及び年間の生産能力のことです。例えば、固形燃料の場合、通常の操業状態で生産できる量のことです。
※「一般廃棄物処理施設設置許可証」の処理能力を踏まえて入力してください。

⑧ 「原料としての紙製容器包装引受処理能力」（A）とは、以下の算出式を満足する量としてください。即ち、A，B，Cの関係は以下の通りとなります。

「1年間の処理能力」:（B）
「紙製容器包装の配合予定比率（%）」:（C）

Aは（B×C÷１００）としてください。

なお、この原料としての紙製容器包装引受処理能力を超えて再商品化事業を受託することはできません。

（5）（様式２－②）について

様式２－②については、登録しようとする(再生処理を行う予定の)工場すべてについてそれぞれ作成してください。

①施設の事業責任者および現場責任者の主な再生処理事業に係る業務経歴について記入してください

②再生処理事業の実施に係る資格(廃棄物処理施設技術管理者の資格、フォークリフト、クランプリフト、パワーショベル等の運転に関する資格)の所有者全員の氏名を記入してください

（6）（様式３）について

様式３については、登録しようとする（再生処理を行う予定の）工場すべてについてそれぞれ作成してください。

① 紙製容器包装の保管場所は、申請した「紙製容器包装引受処理能力」に対応して充当する予定の面積・保管可能量を入力してください。また、その位置・場所・寸法面積・保管可能量を申請書類の「設備レイアウト図」に必ず記載してください。但し、「設備レイアウト図」の表示範囲外に保管場所がある場合は該当する保管場所を「工場配置図」に記載してください。なお、消防への届出との整合性を確認してください。保管場所は「紙製容器包装」とそれ以外の「産廃プラスチック」等とを区別して記載してください。なお、紙製容器包装の保管場所は指定可燃物貯蔵・取扱届出書に明記された場所とし、且つ屋内であることが必須です。
※「指定可燃物貯蔵・取扱届出書」の内容・数字とを踏まえて入力してください。

② 主要設備の仕様については、設備名、設備の有無、台数、製造メーカー・型式、時間当たり・設備当たりの能力、動力等を製造メーカーの図面、仕様書等に記載されている内容に基づいて表示してください。
仕様の異なる同じ名称の設備（計量設備、破砕機、定量供給機、成形機等）が複数ある場合は、設備名称に番号を付記し表示する行を変えて表示してください。
（例：破砕機－１、破砕機－２等と設備名称に番号を付記する）
表示可能な設備数は計量設備を含め１０となっています。１０を超える場合は、計量設備、破砕機、定量供給機、成形機を優先して表示してください。
なお、他材料の選別に係る前処理部分の設備については表示不要です。

③ 固形燃料化製品の保管場所について、紙製容器包装を原料とした固形燃料化製品を充

当する予定の面積・保管可能量を入力してください。また、その位置・場所・寸法面積・保管可能量を申請書類の「設備レイアウト図」に必ず記載してください。但し、「設備レイアウト図」の表示範囲外に保管場所がある場合は、該当する保管場所を「工場配置図」に記載してください。なお、保管場所は指定可燃物貯蔵・取扱届出書に明記された場所とし、且つ屋内であることが必須です。

※「指定可燃物貯蔵・取扱届出書」の内容・数字とを踏まえて入力してください。

（7）（様式４）　引き取り同意書について

本同意書は、再商品化製品（固形燃料）の利用先である国内の再商品化製品利用事業者（製紙会社等）に工場（事業所）毎に作成していただくと共に、利用先工場の担当部署、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号も記入をしてもらってください。

◆再商品化製品引き取り同意書

・再商品化製品引き取り同意書とは、再商品化製品利用事業者が、再生処理事業者の製造する再商品化製品について、引き取り利用することへの同意を証明した書類です。
・再生処理事業者は、登録審査提出書類の一つとして、自らの再商品化製品の利用に同意する事業者から、再商品化製品引き取り同意書を受け取り、協会に提出してください。
・このとき、再商品化製品利用事業者は、複数の再生処理事業者への引き取り同意書の提出が可能です。
（再生処理事業者の能力（施設能力・販売能力）を超えた量についても、引き取り同意書を提出して構いません。）

① 登録には、再商品化製品の引き取り先が確保されていることが条件となります。固形燃料の利用先（販売先）の引き取り同意書を提出してください。利用先工場の担当部署、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号も記入もれのないこと。
※引き取り同意書は、利用先（販売先）の事業者に社名及び必要事項の記入、押印をしてもらうことになります。記入依頼に際しては、『紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針』及び、「様式４参考資料　ボイラーにおけるエネルギー収支の考え方」（エネルギー利用率算出に使用）を参照するように依頼してください。
② 再商品化製品利用事業者が自社の場合にも提出してください。
③ 引き取り同意量の記入がなければ登録はできませんので十分ご注意ください。また、引き取り同意量の合計を超えて再商品化業務を受託することはできません。
④ 引き取り同意書には、利用先の発行した品質規格書を添付してください。
⑤ 「同一のグループ企業」とは、両事業者間に①資本関係がある、②役員の兼任関係がある、③再商品化製品利用事業者の代表者が、再生処理事業者の代表者の親族（父母、配偶者、子）である場合を指します。

（注１）再商品化製品利用事業者の要件

平成 29 年 9 月 30 日までに、再商品化製品を利用する施設が設置されていることが必要です。

（注２）再商品化製品利用事業者の調査

当協会は、再生処理事業者から提出された引き取り同意書に基づき、登録審査期間中に再商品化製品利用事業者に対して調査を行うことがあります。
当協会は、必要に応じて、直接、再商品化製品利用事業者への再商品化製品の利用状況等の調査を行います。
また、当協会は、再商品化製品引き取り同意書の有効性を判断し、再生処理事業者の登録の可否・能力査定への反映を行います。

（注３）引き取り品質規格について

引き取り先の発行した品質規格書（利用先の事業者名・工場名を明記、押印があること）を提出してください。

6．施設審査関係書類の作成方法

施設審査関係書類については、登録しようとする（再生処理を行う予定の）工場（事業所）毎に下記の書類一式を提出してください。なお、各書類は、添付の参考資料に準じて作成してください。また、用紙は定められたサイズとし、文字・数字がはっきりと見えるような、見やすい資料で提出してください。

注）説明の中で参考資料についての記載がありますが、詳細につきましては、「紙製容器再生処理施設ガイドライン」の「Ⅱ.再生処理手法毎の施設ガイドライン」をご確認ください。

（1） 現在、再生処理施設を有する事業者

現在、再生処理施設を有する事業者については、下記①～⑤の書類の提出が必要です。

① 再生処理工程ブロックフロー図（資料 10-14 参考資料-３参照）

② 立地付近見取図（資料 10-15 参考資料-４参照）
方位・道路及び目標となる地物を明示してください。また、最寄駅からのアクセス方法を余白にご記入ください。

③ 工場配置図（資料 10-16 参考資料-５に準じて作成してください）
工場敷地と敷地境界線及び敷地に接する道路、幅員を明示すると共に縮尺、方位を記載し、敷地内における事務所、再生処理設備が設置されている建屋、倉庫、トラックスケール、設備レイアウト図の範囲外に設置される原料・製品の保管場所等の位置を図示してください。建築物、保管場所等については、枠線で囲い縦横の寸法を記入してください。

④ 設備レイアウト図（資料 10-17 参考資料-６に準じて作成してください）
様式３、再生処理工程ブロックフロー図等に明示された主要設備の設置位置、固形燃料の原料（紙製容器包装及び他材料（廃プラスチック、木くず等））の保管場所、固形燃料化製品の保管場所の位置を明示してください。保管場所については枠で囲い、縦横の寸法、品名、様式３に明示されている面積、保管可能量を明示してください。
但し、設備レイアウト図の範囲外に設置される保管場所等については工場配置図に記載してください。
なお、指定可燃物貯蔵取扱届出書の添付図面として消防用設備の設置場所を示す図が添付されていない場合は設備レイアウト図に消防用設備の設置場所を明示してください。

⑤ 主要設備の図面
様式３、設備レイアウト図等に明示した主要設備の中、破砕機、定量供給機、成形機について、カタログではなく設備の「製造メーカー名」、「型式」、「寸法」、「動力」、「処理能力」等が記載されているメーカー作成の図面を提出してください。
図面の余白に様式３に表示した設備名称を明記してください。
図面に「製造メーカー名」、「型式」、「処理能力」等が記載されていない場合は余白に記入してください。

（2）施設の新設または改造中の事業者について

現在、施設の新設または改造中の事業者については、（1）に記載された①～⑤の書類に加え、下記⑥～⑪を提出してください。

なお、平成 29 年 9 月 30 日までに使用前検査も完了して稼動できることが必要です。また、法的手続きには相当の時間を必要としますので、計画には十分に期間を見込んでください。

⑥ 施設設置スケジュール

⑦ 施設発注請書および発注仕様書のコピー

⑧ 試運転開始予定日および試作スケジュール

⑨ 建築確認申請による“確認通知書”交付書のコピー
⑩ 土地、建物の登記簿謄本および公図のコピー
- 土地、建物を賃借している場合は、それらの賃借契約書一式のコピーも提出すること。

⑪ 再生処理事業者登録申込書（様式５）
- 「新規に設備を設置する事業者」のみ記入してください。
- 登録しようとする(再生処理事業を行う予定)工場すべてについてそれぞれ作成してください。

以上

添付資料

納税証明等について

平成２９年７月１日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 事業者登録規程」３．四には、再生処理事業者としての登録を行えない事由の一つとして、「法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき」が挙げられています。

当協会では、平成２６年度再生処理事業者登録申請より、納税証明書等に係る書類審査等の運用基準を厳格化しております。平成３０年度の登録申請における事業者区分に応じた書類審査の対象は、下表のとおりです。事業者区分に応じて、全て正本のご提出をお願いいたします。

<table>
<tr><th>事業者区分</th><th>債務超過でない場合に
必要となる証明書類</th><th>債務超過の場合に
必要となる証明書類</th></tr>
<tr><td>平成２９年度の登録事業者（既存の登録事業者）</td><td>直前年度分
①法人税または所得税
②消費税及び地方消費税
に係る証明書類</td><td>（１）３ヵ年分（設立３年を経過していない場合は設立後のもの）
①法人税または所得税
②消費税及び地方消費税
③法人事業税または個人事業税
④法人都道府県民税または個人都道府県民税
⑤固定資産税
に係る証明書類
（２）２ヵ年分（設立２年を経過していない場合は設立後のもの）
⑥社会保険料納入確認書又は納入証明書(直近の５月分を含めた２ヵ年分)
⑦労働保険料等納入証明書
に係る証明書類</td></tr>
<tr><td>新規登録申請事業者</td><td colspan="2">（１）３ヵ年分（設立３年を経過していない場合は設立後のもの）
①法人税または所得税
②消費税及び地方消費税
③法人事業税または個人事業税
④法人都道府県民税または個人都道府県民税
⑤固定資産税
に係る証明書類
（２）２ヵ年分（設立２年を経過していない場合は設立後のもの）
⑥社会保険料納入確認書又は納入証明書（直近の５月分を含めた２ヵ年分）
⑦労働保険料等納入証明書
に係る証明書類</td></tr>
</table>

表中の各証明書類には、「国税、地方税、労働保険料等の支払いに係る申告書」を添付の上、代表者印を押印した上でご提出をお願いいたします。

納税証明書・保険料納入証明書等についての取得方法

税目・保険料	区分	税・保険料の内容	納税証明書・保険料についての取得方法
法人税・所得税	国税	法人等の事業年度における利益に課税される	税務署宛の納税証明書交付請求書の「その１」の中の「法人税」「申告所得税」「消費税及び地方消費税」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。
消費税・地方消費税	国税・地方税	間接税であり、国にいったん納税後、国から地方消費税相当分が地方公共団体に交付される	
法人事業税・個人事業税	地方税 ※地方税は、登録施設所在地に係る納税証明書を提出願います。	法人・個人の行う事業の利益に対して、事業の所在地の都道府県が課す税金	都道府県税事務所宛の納税証明申告書の「法人事業税」・「個人事業税」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。
法人都道府県民税・個人都道府県民税		法人の存在する事業所に対して都道府県が課税する税金（個人の場合には市町村税と併せて課税される）	都道府県税事務所宛の納税証明申告書の「法人都道府県民税」（法人市民税は除く）を選択して申請納税証明書を取得し提出願います。
固定資産税		土地建物については市町村が課税、土地以外の有形固定資産（償却資産）について、一定額を超える場合は市町村を包括する都道府県が課税	都道府県・市町村税事務所宛の納税証明申告書の「固定資産税（土地家屋）：市町村税務署宛」、「固定資産税（償却資産）：都道府県税事務所宛」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。
社会保険料	保険料 ※原則として保険料は、登録施設所在地に係る納入証明書等を提出願います。	日本年金機構が管理運営する健康保険料や厚生年金保険料等。	日本年金機構の各年金事務所長の発行する社会保険料納入確認書（「各月の納入額内訳」でなく、「未納の有無」を確認する証明書で直近の５月分を含めた２ヵ年分）を提出願います。なお、一括適用事業所の場合には、厚労省年金局の発行する社会保険料納入証明書を発行願います。
労働保険料		厚生労働省が管理運営する労災保険と雇用保険の双方に係る保険料。	都道府県の労働局長が発行する労働保険料納入証明書を提出願います。

注）地方税については、地方公共団体によって納税証明書の様式が異なる場合があります。　詳しくは所轄の都道府県・市町村の税事務所にお尋ねください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書

（事業者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 事業者登録規程」の３．四に記載の通り法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の全ての国税又は地方税、及び社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているもののいずれについても、本書面の提出日の段階で、過去分も含めて一切滞納していないことを申告いたします。万一、本申告書提出後に、上記税及び保険料等の滞納の事実が発覚した場合には、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」の「別表　再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程上限基準」の一.（６）の定めに従い、契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長３年間登録停止の処分を受けても異議は申しません。

平成　　年　　月　　日

事業者名：

代表者名：　　印

（代表者登録印、または個人の場合は実印）

平成　　年　　月　　日

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長　齋藤　信雄殿

事業者名：

代表者名：　　印

（代表者登録印、または個人の場合は実印）

１．当社は、本書面「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」について、十分に理解し、誠実に、かつ偽りなく表明、確約いたします。

２．当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。

① 暴力団、② 暴力団員、③ 暴力団準構成員、④ 暴力団関係企業、⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、⑥ 暴力団員でなくなってから５年を経過していない者、⑦ その他前号に準ずる者

３．当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。

①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係、②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係、③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係、④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係、⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

４．当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。

①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為

５．当社は、下請け又は委託先業者との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。

①下請け又は委託先業者が現時点においても、将来においても前第１項、第２項及び第３項に該当しないこと、②下請け又は委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること

６．当社は、下請け又は委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合はこれを拒否し、又は下請け又は委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴協会に報告し、貴協会の捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします。

７．当社は、上記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで貴協会との取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより貴協会に損害が生じた場合は、一切当社の責任とすることを表明、確約いたします。

以上

資料９

平成 29 年 7 月 1 日

平成 30 年度　紙製容器包装再商品化能力査定に関する基本的考え方
（材料リサイクル・固形燃料化）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

１．再生処理事業者落札可能量の査定の概要

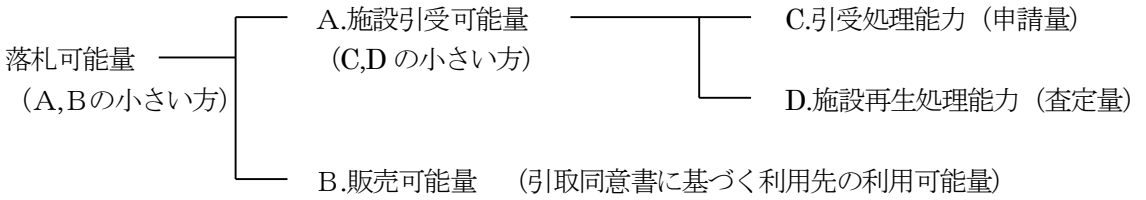

２．施設再生処理能力の査定の方法について

施設再生処理能力＝（設備の時間当たり処理量）×（年間稼働時間）×（紙製容器包装の配合比率）

⑴ 設備の時間当たり処理量

①実績値（新規の場合は、現地審査時の実測値）による。

なお、登録時の申請値の方が小さい場合は、申請値を採用する。

また、一般廃棄物処理施設設置許可の条件を上限とする。

⑵ 年間稼動時間

①２,４００時／年　　（8 時間／日　＊　300 日）　とする。

ただし、登録時の申請値の方が小さい場合は、申請値を採用する。

また、交替勤務を行っている工場等、１日８時間以上の稼動が確実に可能な場合は個別に査定する。

⑶ 紙製容器包装の配合比率

・［固形燃料化］　　７０％
・［フラフ化］　　１００％
・［材料リサイクル］　手法ごとに設定

３．販売可能量

販売可能量は、利用先引取同意量に紙製容器包装の配合比率を乗じたものとする。

ただし、利用先の規模・実績・実態確認等に基づき、下方修正することがある。

以上

資料１０

紙製容器包装再生処理施設ガイドライン

（固形燃料化事業者向け：抜粋）

平成１６年７月

財団法人日本容器包装リサイクル協会

紙製容器包装再生処理施設ガイドライン

目　次

Ⅰ.紙製容器包装再生処理施設ガイドラインの概要 1

１．ガイドラインの目的 2

２．ガイドラインの位置づけ 2

３．再生処理手法 3

４．再生処理施設の基本要件 6

５．再生処理施設の管理項目 7

※　固形燃料化については、別途設けられている、「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」が適用されます。

本ガイドラインは、容器包装の再生処理に関する知見を有する、学識経験者、関連団体、関連業界をメンバーとする「プラスチックおよび紙製容器包装再生処理施設ガイドライン策定委員会（委員長：鍋島淑郎 元玉川大学教授)」により策定されたものである。

（策定：平成 11 年 7 月、第 1 回改訂：平成 12 年 7 月、第 2 回改訂：平成 13 年 7 月、第 3 回改訂：平成 14 年 7 月、第４回改訂：平成 15 年 7 月）

Ⅰ. 紙製容器包装再生処理施設ガイドラインの概要

１．ガイドラインの目的

財団法人日本容器包装リサイクル協会では、市町村が分別収集を行った分別基準適合物について、再商品化事業者に委託することにより再商品化を行う。

本ガイドラインは、容器包装リサイクル法における段ボール、飲料用紙パック（アルミが利用されているものを除く）以外のその他紙製容器包装（以下、「紙製容器包装」という）の再商品化を円滑に実施するため、市町村が分別収集した紙製容器包装の再商品化を行う事業者が備えるべき施設や管理すべき項目について、参考となる指針を提示するものである。

２．ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、再商品化事業が適正に行われるために、再商品化事業者に対する施設のガイドラインを提示する役割と、財団法人日本容器包装リサイクル協会が再商品化事業者の有する施設が適切であるかどうかを判断するための指針としての役割を有する。

また、本ガイドラインは、紙製容器包装の再商品化が円滑に実施されるために、以下の３点に資するべきものであることに主眼をおいている。

① 再商品化事業への参入を促進するものであること
② 再商品化事業における不適正処理の未然防止に資するものであること
③ 再商品化事業が適正に実施されるための施設整備に資するものであること

なお、本ガイドラインは、あくまでも指針であり、再商品化事業者の施設の内容を詳細に規定するものではない。本指針の内容とは異なる施設であって適切に再商品化を実施することができる施設を排除するものではない。

また、本ガイドラインは、分別収集および再商品化の開始に向けて、現時点における再生処理の技術や事業者の状況に基づき策定したものであり、分別収集と再商品化に関する実績や技術の進展等により改訂の必要が生じた場合には、その実態を踏まえ改訂する。

３．再生処理手法

紙製容器包装の再商品化の方策としては、下記の３つが認められている。

１）製紙原料等及び燃料化

異物の除去、選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙、パルプモールド等の原料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破砕等をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化（以下、これらを「固形燃料化」という。）がされる。

２）古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化

異物の除去、選別をした後、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料として利用できる選別後の分別基準適合物については、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、破砕、成形加工等をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得ることにより、再商品化がされる。（以下、これらの再商品化手法を「材料リサイクル」という）

また、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破砕等をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

３）製紙原料等並びに古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化

異物の除去、選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙、パルプモールド等の原料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物のうち、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料として利用できるものについては、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、破砕、成形加工等をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得ることにより再商品化がされる。

さらに、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物は、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破砕等をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

注１）事業者登録の区分

紙製容器包装の再生処理事業者登録は、①選別事業者、②材料リサイクル事業者、③固形燃料化事業者の３区分で行います。

① 選別事業者

選別事業者は、製紙原料、パルプモールド原料等として利用可能なものを選別し、これらを選別された状態で加工することなく利用事業者に販売する。

② 材料リサイクル事業者

材料リサイクル事業者は、原料として利用可能な紙製容器包装を選別、加工して、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤又は古紙破砕解繊物等を製造し、利用事業者へ販売を行う。

③ 固形燃料化事業者

固形燃料化事業者は、製紙原料等、材料リサイクル原料として利用困難なものについて、固形燃料等の製造を行い、固形燃料利用事業者に販売を行う。

注２）再商品化製品

紙製容器包装の再商品化製品を以下に示す。

① 製紙原料等

製紙原料等は、紙製容器包装分別基準適合物を選別して得られる。これらは選別された状態で加工することなく製紙原料、パルプモールド原料等として用いられる。

② 古紙再生ボード

古紙再生ボードは、古紙再生ボードの原料として選別した紙製容器包装について、破砕、成形加工等を行い得られる。古紙再生ボードはコンクリート型枠等の建設用資材等として用いられる。

③ 古紙破砕解繊物

古紙破解繊物は、古紙敷料等の原料として選別した紙製容器包装について破砕、解繊等を行い得られる。古紙敷料等は、家畜用敷料等として用いられる。

④ 溶鋼用鎮静剤

溶鋼用鎮静剤は、溶鋼用鎮静剤の原料として選別した紙製容器包装について破砕、成形加工等を行い得られる。溶鋼用鎮静剤は製鉄所内の高炉で生産された溶鉄を純酸素で精錬し溶鋼する製鋼設備の転炉に使用する添加剤で酸素を吹込み精錬する際に転炉内内容物（鋼さいおよび溶鋼）が炉外に噴出しないよう湯面を鎮静化する目的で使用される。

⑤ 固形燃料等

固形燃料等は、製紙原料等、材料リサイクル製品として利用することが困難なものについて成形、加工して得られる。固形燃料等は、固形燃料又はフラフ燃料として使用される。

1）製紙原料等及び燃料化

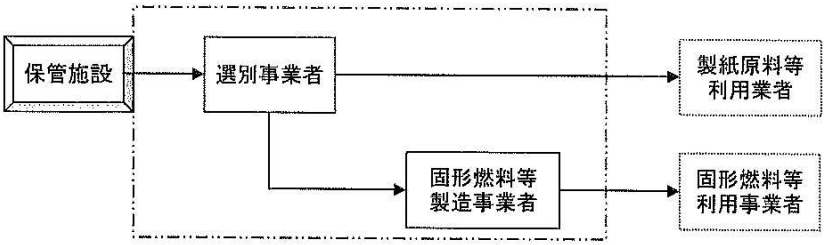

2）古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化

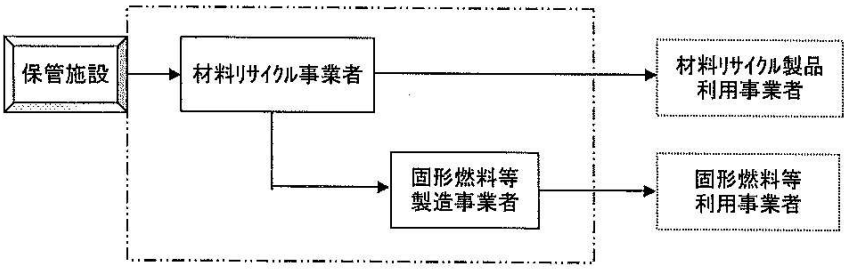

3）製紙原料等並びに古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化

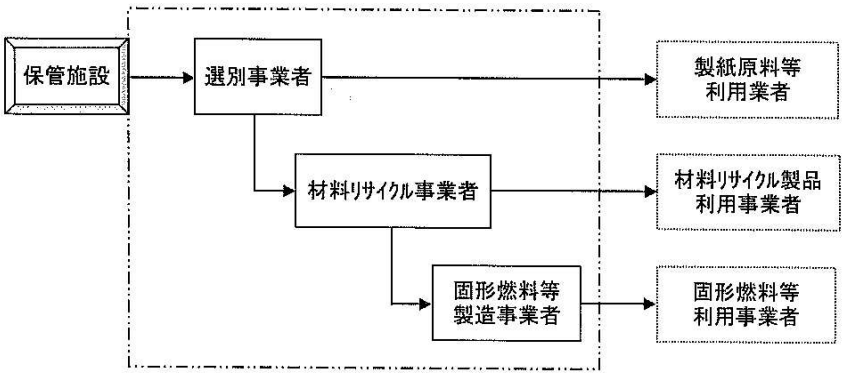

＊点線内の事業の組み合わせにより、再商品化が行われる。

４．再生処理施設の基本要件

紙製容器包装再生処理施設が満たすべき基本要件は、以下のとおり。

① 一般廃棄物処理施設の許可の取得

紙製容器包装の再生処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）における一般廃棄物処理施設に該当する。このため、廃棄物処理法における政令に従い、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上の場合には、一般廃棄物処理施設の許可を受けなければならない。

② 施設から排出される廃棄物の産業廃棄物としての処理

紙製容器包装の再生処理施設から排出される廃棄物は産業廃棄物の扱いであり、廃掃法に基づき産業廃棄物として適正に処理することが必要である。

③ その他の法律の遵守

紙製容器包装の再生処理施設は、廃棄物処理法、消防法等により規制を受けるため、これら関係する法規においてそれぞれ定められた届け出等を行うとともに施設の運転には定められた資格が必要となる。

なお、紙製容器包装の再生処理施設は、一般廃棄物処理施設に該当するため、遵守すべき法規制は、一般廃棄物処理施設に対して適用されるものであることに留意することが必要である。

再生処理手法や施設規模等により、適用される法規制は異なるが、参考として必要な資格および関連する法規制の例を以下に示す。

（参考）再生処理施設に関連する法規制の例

廃棄物処理法、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、消防法、労働安全衛生法、電気事業法、工場立地法、建築基準法、都市計画法、電波管理法、公害防止組織整備法、各地域の公害防止条例及びそれに基づく協定　等

(参考)必要な資格の例

危険物取扱者、ごみ処理施設技術管理者、電気主任技術者 等

④ 再生処理施設のその他基本要件

設備は再生処理専用とし、再生処理（再商品化）施設エリアと廃棄物処理処分（再資源化しない）の施設エリアが明確に区分されていることが必要である。

また、同一敷地内において、複数の再生処理事業者の施設登録は認めない。

５．再生処理施設の管理項目

本ガイドラインでは、再商品化事業者の有する施設が紙製容器包装を適正に再商品化することが可能か否かを判断するために必要な項目を管理項目として示す。

施設については、施設に搬入される物質と施設から搬出される物質・物量に関して管理することを基本とする。

具体的な施設の管理項目としては、受入施設、再生処理不適物対策、悪臭対策、廃棄物対策、排ガス処理、排水処理、再商品化製品の保管・貯蔵施設等に関する管理事項を示す。また、施設全体の管理項目として、再商品化製品の品質及び適正利用の確保、物質収支に関して管理すべき項目および目標となる基準を示す。

なお、再商品化施設によっては必ずしも本ガイドラインどおり適用することができない施設もありえるが、基本的に個々の項目について独自の方式で対処可能であれば適正と判断される。

① 物質収支の管理項目について

物質収支（再生処理工程での重量管理）については、市町村から引取った紙製容器包装または選別事業者から引取った選別品が適正に再生処理されたことを管理するため、下記の項目について管理することが必要となる。

①市町村または選別事業者からの引取量、②容器包装と併せて再生処理される他材料の量、③再生処理施設への投入量、④市町村から引取った紙製容器包装または選別事業者から引取った選別品の引取り在庫量、⑤再生処理施設から外部に排出される産業廃棄物の発生量、⑥再商品化製品または選別品の生産量、⑦再商品化製品販売量または選別品引渡量、⑧再商品化製品または選別品在庫量

なお、上記項目は、再生処理手法によって若干異なる場合があるが、基本的に市町村または選別事業者から引取りを行った紙製容器包装について、再生処理された数量と再商品化製品として販売された量の把握が必要となる。

（物質収支に関する管理項目例）

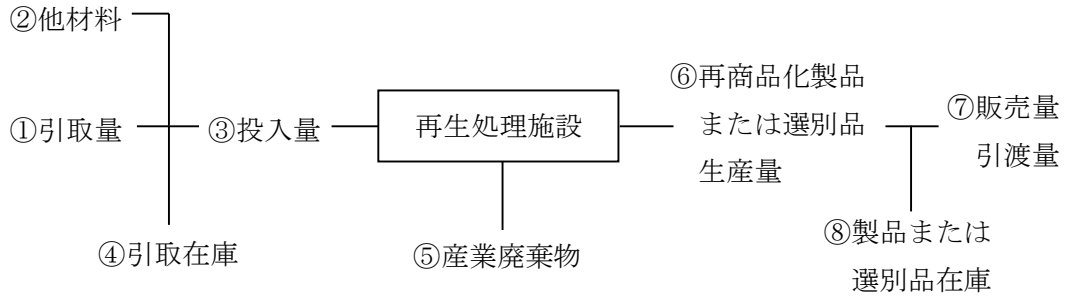

② 収率について

収率について、材料リサイクルでは、重量ベースで下記の式に定められた収率 90%以上を目標とする。

・工程投入量に対しての収率

$$\text{（重量）}\frac{\text{再商品化製品生産量―他材料寄与分}}{\text{工程投入量}} \times 100\% \geqq 90\%$$

紙製容器包装再生処理施設の管理項目（製紙原料等及び燃料化）

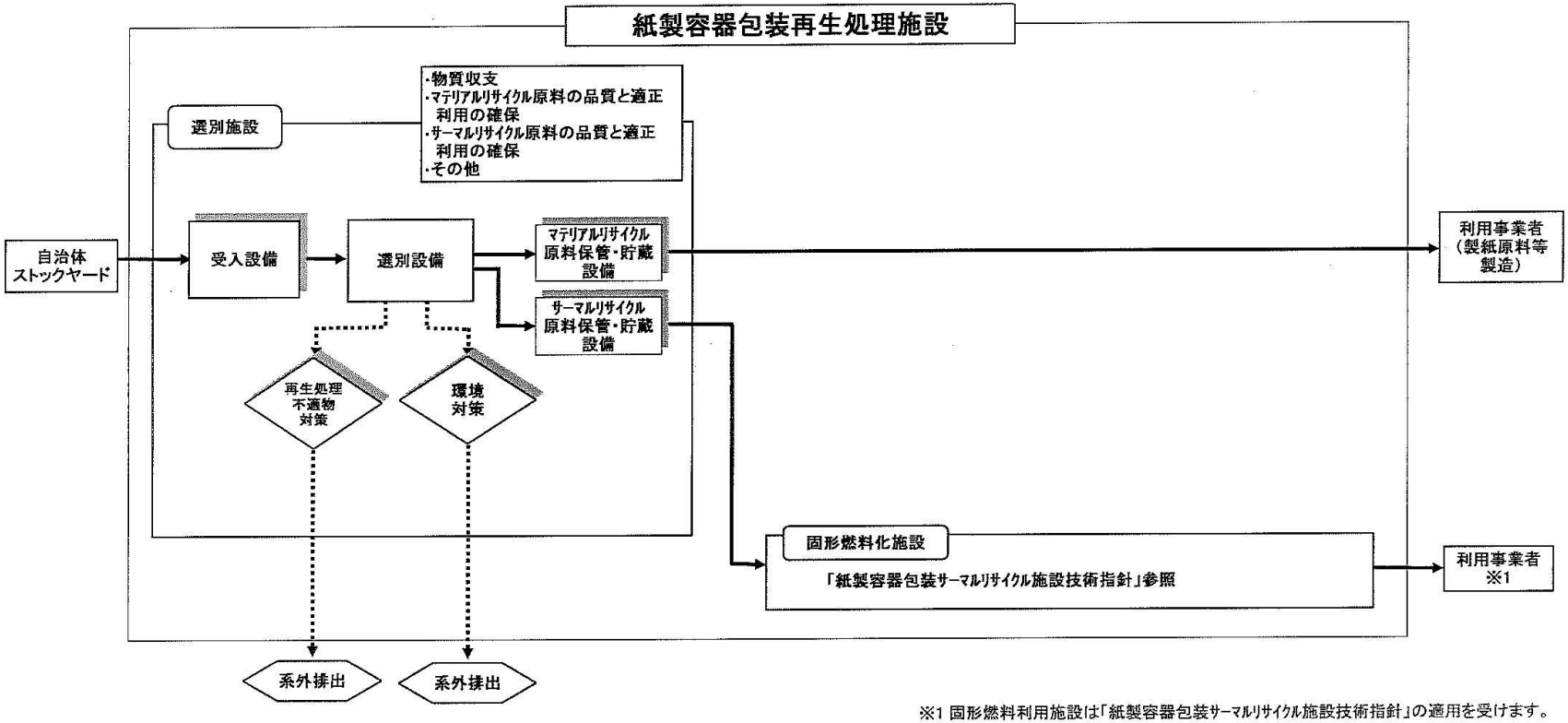

※1 固形燃料利用施設は「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」の適用を受けます。

紙製容器包装再生処理施設の管理項目
（古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化）

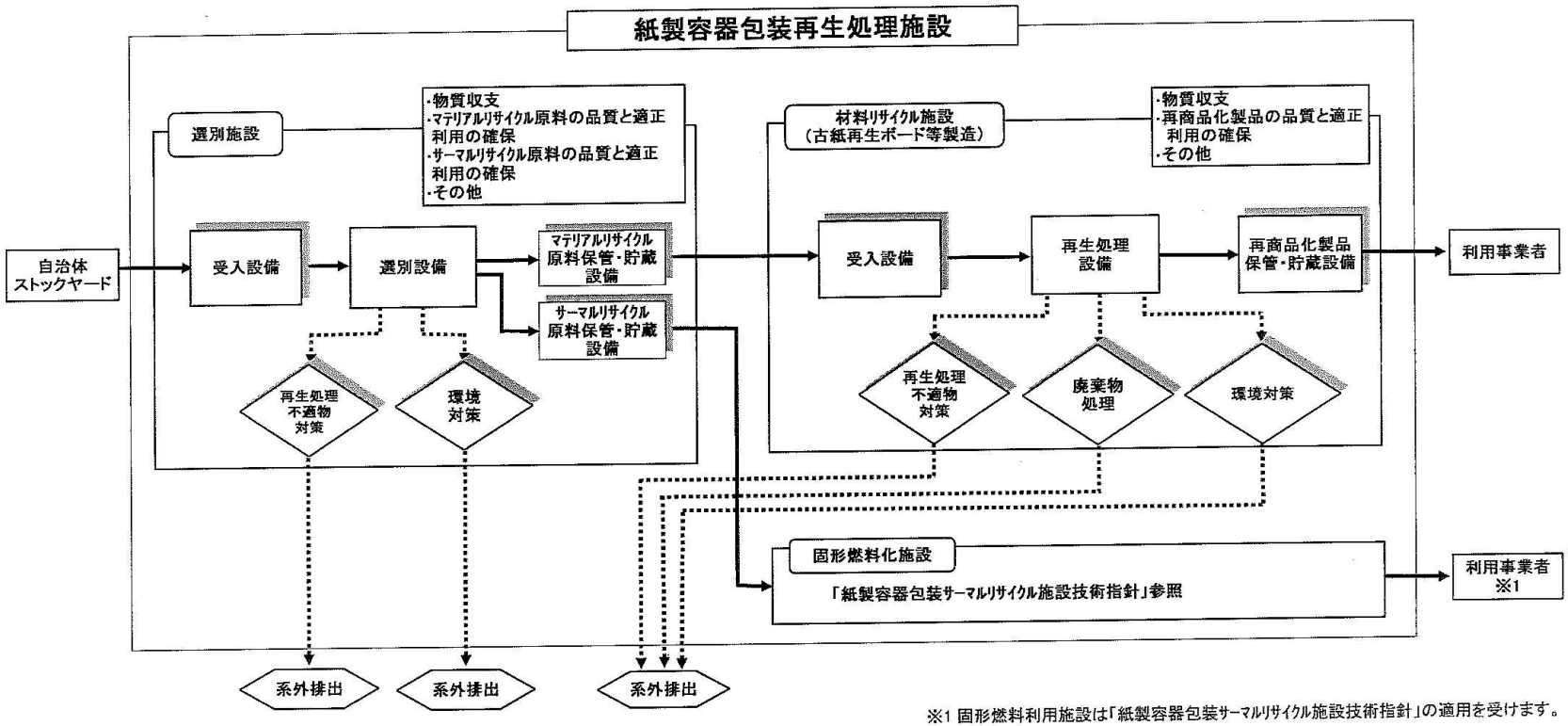

※1 固形燃料利用施設は「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」の適用を受けます。

紙製容器包装再生処理施設の管理項目
（製紙原料等並びに古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化）

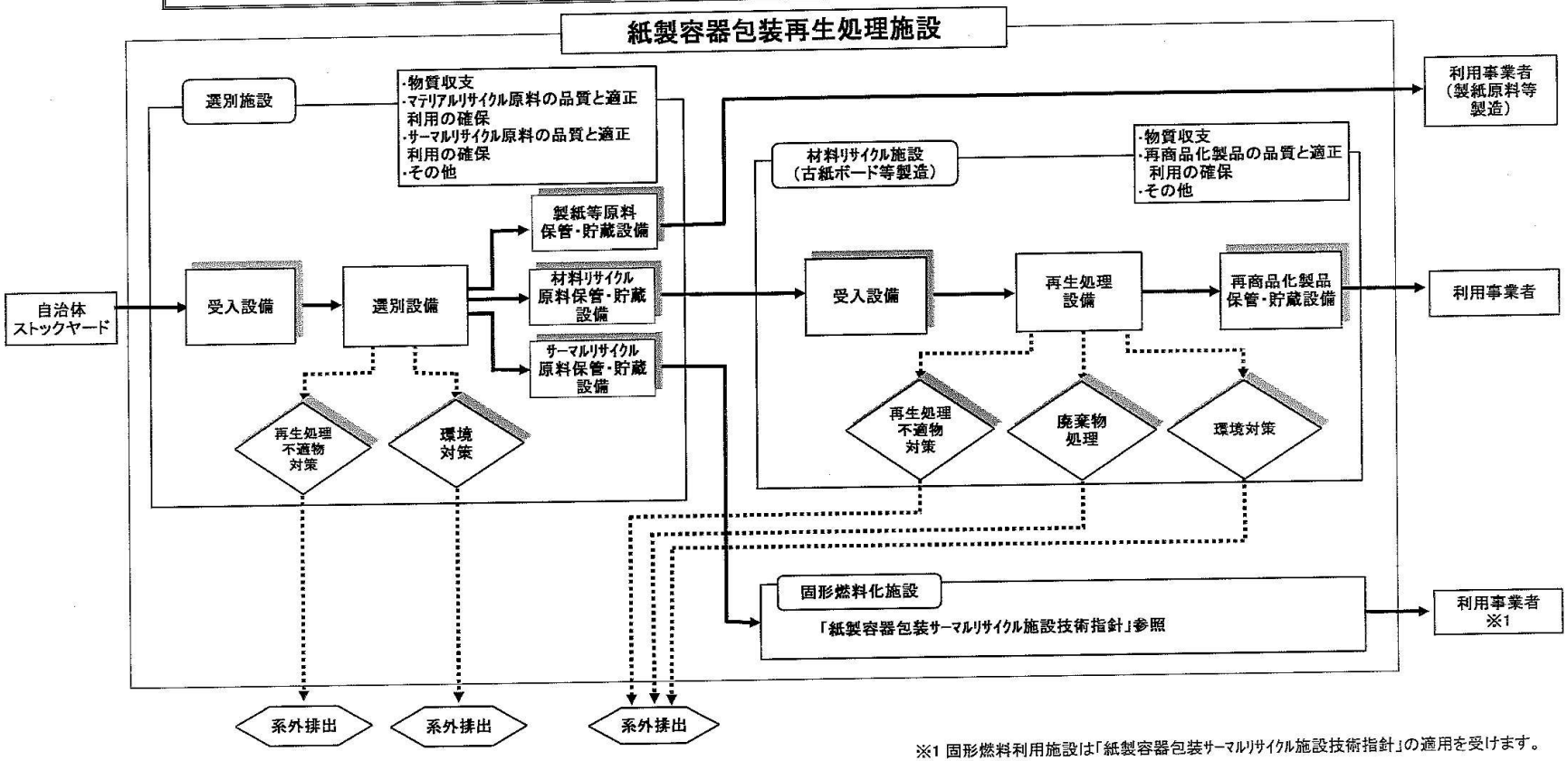

※1 固形燃料利用施設は「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」の適用を受けます。

＜参考資料１＞※本書類は様式の例示です。

一般廃棄物処理施設設置許可証

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

許可の年月日	平成　　年　　月　　日	許可番号	第　　号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力	t／日（　　時間）		
許可の条件			
留意事項	１．施設の設置（変更）に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 ２．計画内容などに変更があった場合は速やかに連絡し、支持を受けること。 ３．施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

＜参考資料２＞**※本書類は様式の例示です。**

第 14 号様式

~~少量危険物~~　貯蔵
指定可燃物　取扱　　届出書

<table>
<tr><td colspan="5">平成　　年　　月　　日
消 防 署 長　様
届出者
住　所
（電話　　）
氏　名　　印</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貯 蔵 又 は 取 り扱 い の 場 所</td><td colspan="4">所在地</td></tr>
<tr><td colspan="4">名　称</td></tr>
<tr><td rowspan="2">類、品名及び最大数量</td><td>類</td><td>品　名</td><td>最大貯蔵数量</td><td>一日最大取扱数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>貯蔵又は取扱い方法の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>消防用設備等の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他必要な事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※　受　付　欄</td><td colspan="3">※　経　過　欄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

３　※の欄は、記入しないこと。

４　貯蔵又は取り扱い場所の見取図を添付すること。

＜参考資料3＞ 「再生処理工程ブロックフロー図」の作成例（固形燃料化）

1. 様式3に記載されている、選別機、破砕機、乾燥機、定量供給機、成型機、成型品冷却機等の他、手選別コンベア、磁選機、アルミセパレータ、風力選別機等設置されている主要な機器を記載してください。
2. 再生処理工程が複数系列から構成されている場合は系列毎にフローを記載してください。
3. 各機器が複数設置されている場合は当該機器を複数記載してください。
4. 紙製容器包装の投入ラインと他材料（種類を明示する）の投入ラインを記載してください。
5. 図面のサイズはA4としてください。

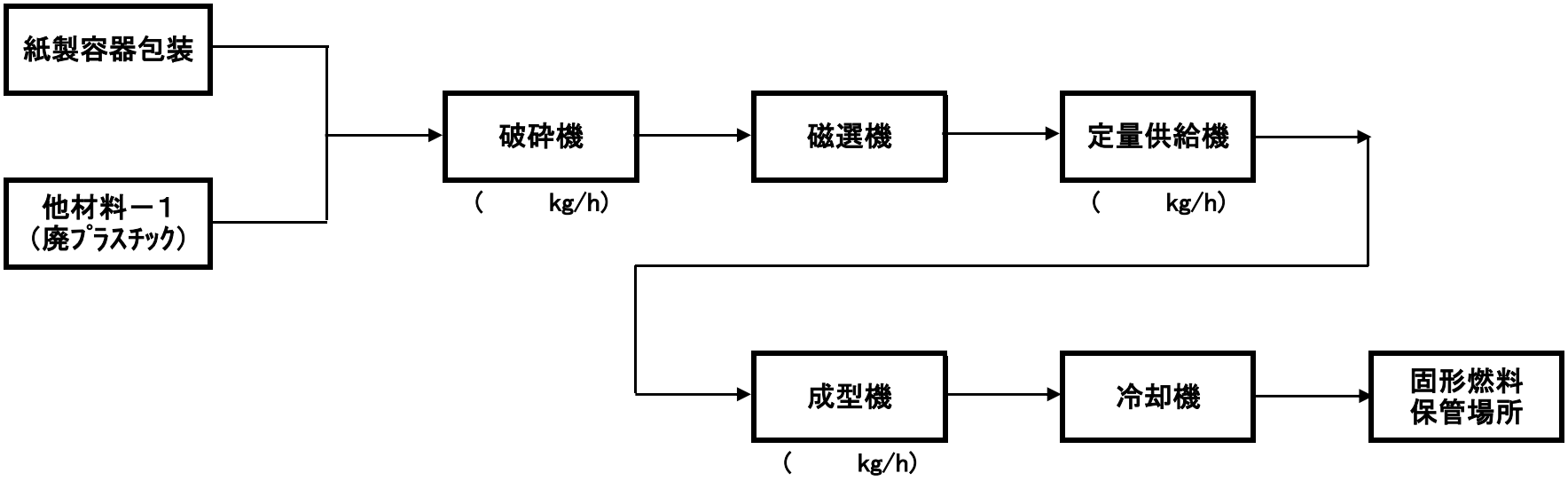

＜参考資料４＞　「立地付近見取図」の例

（施設審査関係書類作成時の参考として下さい。図面のサイズはＡ４としてください。）

①～③を余白にご記入ください。

① 最寄り駅名：（例：○○本線○○駅）
② 工場までの交通アクセス（例：○○駅から約○○ｋｍ）
③ 所要時間（例：○○駅から徒歩○分、または○○駅から車で○分）

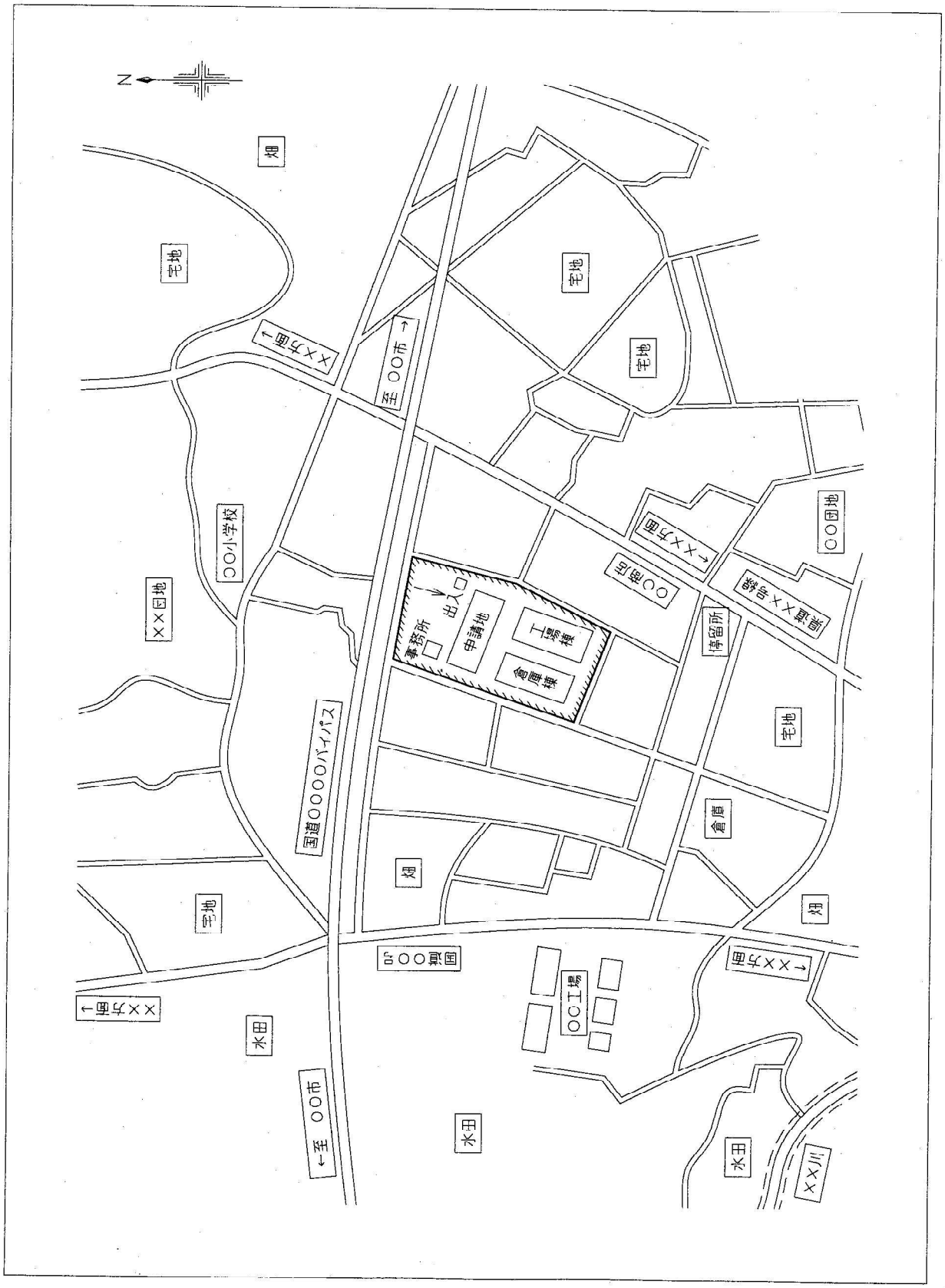

＜参考資料5＞「工場配置図（固形燃料化）」の作成例（施設審査関係書類作成時の参考として下さい）

1. 工場（事業所）の総敷地面積及びそれぞれの建物の位置と面積、屋外に設置されている設備の位置及び道路の幅員等を記入してください。
2. 模式的な図ではなく、実際の配置を縮尺して描いてください。
3. 図面に縮尺を記入し、また、出来る限り寸法を記入して下さい。
4. 図面のサイズはA3以上として下さい。

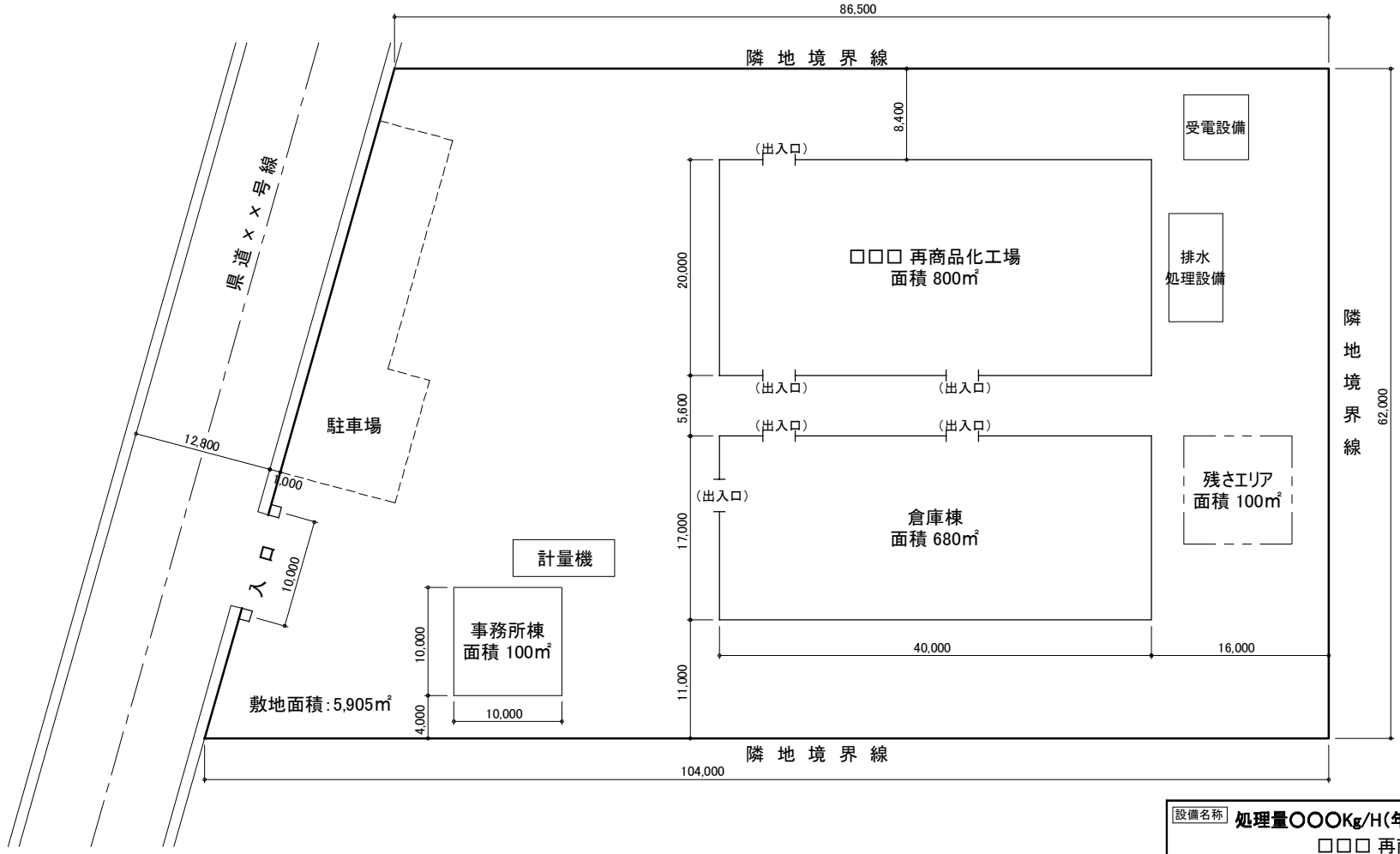

4						／／
3						／／
2						／／
1						／／
0	検討用					／／
変更	変更事由・内容	製図	設計	検図	承認	日 付

設備名称 **処理量○○○Kg/H（年間処理量 *** トン/年）**

□□□ 再商品化工場

JOB NO. AB-0841 | ACCOUNT | CUSTOMER'S ORDER NO. | ISSUE MARK △0 H12/○/○

△△ 株式会社
工場配置図（参考図）

1/1

縮尺 1／300

AB－0841－001－△0

＜参考資料6＞ 「設備レイアウト（固形燃料化）」の作成例

（施設審査関係書類作成時の参考として下さい。図面のサイズはA3以上として下さい。）

1. 固形燃料製造に必要な機械類の設置位置を記入してください。
2. 紙製容器包装引取り品（原料）、他材料の保管場所、製品の固形燃料の保管場所の位置、寸法、面積、保管数量を記入してください。
3. 図面の縮尺を記入してください。
4. 模式的な図ではなく、実際の配置を縮尺して描いてください。

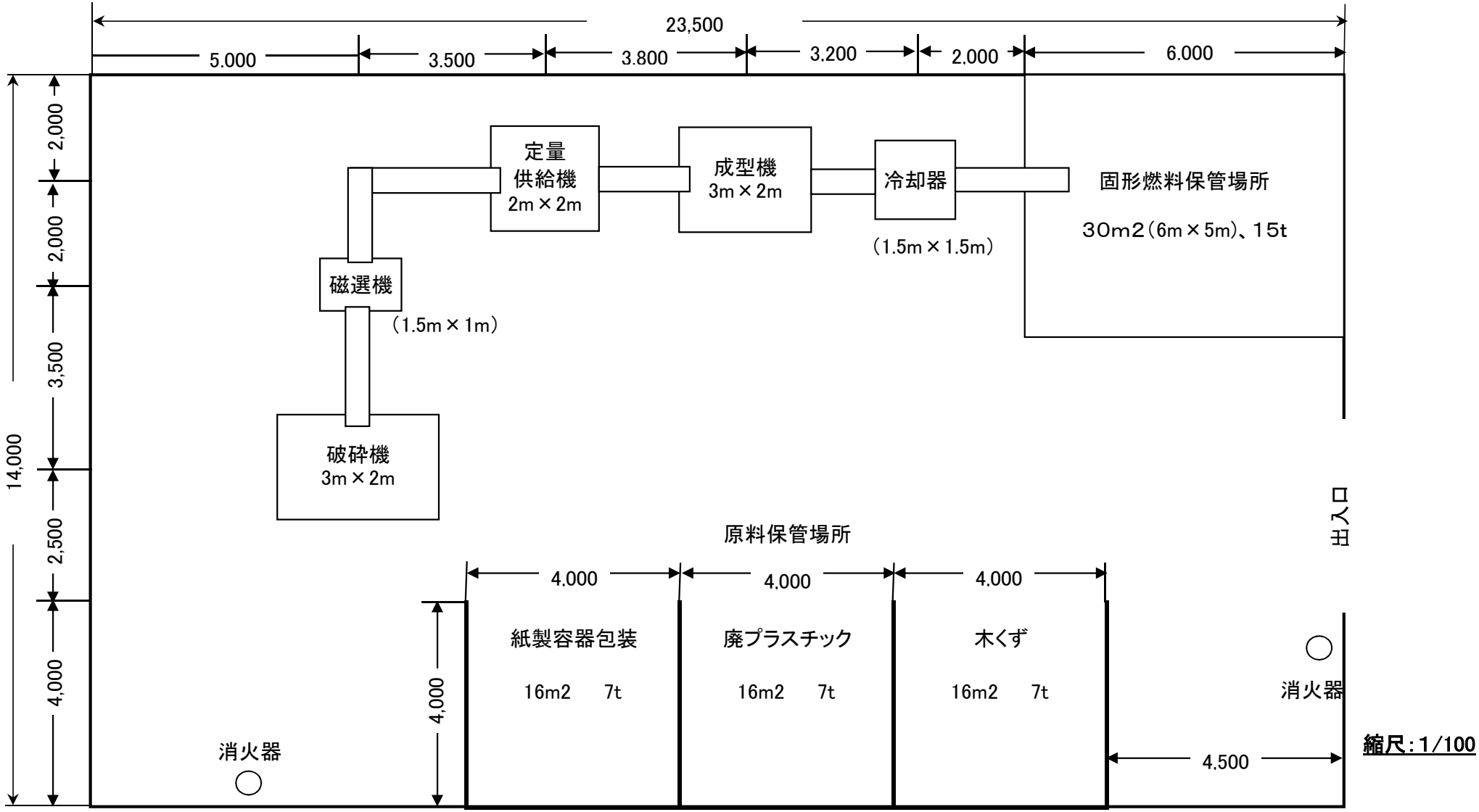

紙製容器包装サーマル・リサイクル施設技術指針

平成１１年３月

容器包装サーマル・リサイクル施設技術指針検討委員会

目　　次

まえがき――１
１．目的――２
２．技術指針の位置づけ――３
３．施設の管理項目――５
４．固形燃料化施設――７
４．１　受け入れ設備――７
４．２　固形燃料化不適物対策――８
４．３　悪臭対策――９
４．４　排ガス処理――９
４．５　排水処理――１０
４．６　廃棄物処理――１０
４．７　粉じん対策――１１
４．８　騒音・振動対策――１１
４．９　保管・貯蔵設備――１１
４．10　固形燃料の品質――１２
４．11　物質収支――１３
４．12　その他――１５
５．固形燃料利用施設――１６
５．１　受け入れ設備――１６
５．２　粉じん対策――１７
５．３　排ガス処理――１７
５．４　排水処理――１７
５．５　廃棄物処理――１８
５．６　騒音・振動対策――１８
５．７　エネルギー収支――１９
５．８　その他――２１
参考　　セメントキルンにおけるエネルギー利用率の考え方――――――――――――――――――――――２２

本技術指針は、容器包装のサーマル・リサイクルに関する知見を有する委員にて構成される「容器包装サーマル・リサイクル技術指針検討委員会（委員長：永田勝也 早稲田大学理工学部教授）」により策定されたものである。

まえがき

（１）我が国においては、平成７年６月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という)」が制定され、一般廃棄物の減量化及びリサイクルの促進が進められることになった。

（２）既に、平成９年４月からはガラスびん及びＰＥＴボトルについて分別収集及び再商品化が実施されており、平成 12 年４月からは、その他プラスチック製容器包装、段ボール、紙箱等紙製容器包装(以下、「紙製容器包装」という)の分別収集及び再商品化が開始される予定である。

（３）このうち、紙製容器包装に関する再商品化の手法については、紙から紙へのマテリアル･リサイクル及び紙から紙以外へのマテリアル･リサイクルを可能な限り推進すべきとされているが、紙製容器包装のマテリアル･リサイクルは需要の拡大、コスト等経済的、技術的な課題が多く、相当程度困難であると考えられる。

（４）余剰となった雑誌古紙等による固形燃料化は、地球温暖化問題においても、再生可能な資源の利用と位置づけられていることから、紙製容器包装のサーマル･リサイクルについても温暖化対策の観点からは評価され得ると考えられる。ただし、この場合でも、熱の回収効率、規模、生活環境保全等の観点から高度な利用が可能なもの等、何らかの留保条件を付して慎重に検討すべきと考えられる。

（５）一般廃棄物を分別収集して得られる紙製容器包装には、紙製容器包装以外の固形燃料化不適物等の含有などが予想されるため、紙製容器包装を円滑にサーマル･リサイクルするためには、固形燃料化不適物の適正処理や燃焼排ガス及び燃焼残さの適正な処理などを行い再商品化を行うことができるよう施設を整備する必要がある。

（６）また、紙製容器包装のサーマル･リサイクルについては、適正な再商品化の実施に向けて、物質収支やエネルギー収支の確保が必要である。

（７）そこで、紙製容器包装を円滑にサーマル･リサイクルするために、固形燃料化施設および固形燃料利用施設について、サーマル･リサイクル事業に参入する事業者が自らの施設について整備する項目について参考となるべき技術的な指針を提示することとした。

（８）なお、本技術指針における固形燃料は、円柱型に加工したものに限定するものではなく、利用事業者との関係から、フラフ等を含めエネルギーとして利用することが可能な状態に加工されたものを含んでいる。

１．目的

本技術指針は、容器包装リサイクル法により平成 12 年４月から実施される、紙製容器包装の再商品化の円滑な実施に向けて、市町村が分別収集した紙製容器包装について固形燃料化および固形燃料利用（以下サーマル･リサイクルという）を行う事業者が備えるべき施設や管理すべき項目について、参考となる指針を提示することを目的とする。

（解説）

容器包装リサイクル法の施行により、平成９年４月からガラスびん及びＰＥＴボトルの分別収集及び再商品化が実施されており、平成 12 年４月から紙製容器包装の分別収集及び再商品化が実施される予定である。

再商品化の実施に関しては、特定容器の利用及び製造を行う事業者、特定包装の利用事業者の責務であり、その方法として、国で定められた指定法人(財団法人日本容器包装リサイクル協会)に委託する方法、独自ルート、自主ルートの３通りが認められている。

財団法人日本容器包装リサイクル協会は、市町村が分別収集を行った分別基準適合物について、再商品化事業者に委託することにより再商品化を行う。この再商品化事業者の選定にあたっては、「ガラスびん再生処理施設ガイドライン（注)」及び「ＰＥＴボトル再生処理施設ガイドライン」を策定し、再商品化事業者に提示し、適正な再商品化を実施する能力を有する事業者に対して再商品化事業者として登録を行い、再商品化事業の入札に参加する資格を与えている。

平成 12 年４月からは、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装に関する分別収集及び再商品化が開始される予定である。このうち、紙製容器包装に関する再商品化の手法については、紙から紙へのマテリアル･リサイクル及び紙から紙以外へのマテリアル･リサイクルを可能な限り推進すべきとされているが、需要の拡大、コスト等経済的、技術的な課題が多く、相当程度困難であると考えられる。

余剰となった雑誌古紙等による固形燃料化は、温暖化問題においても再生可能な資源の利用と位置づけられていることから、紙製容器包装のサーマル･リサイクルについても温暖化対策の観点から評価され得ると考えられる。ただし、この場合でも、熱の回収効率、規模、生活環境保全等の観点から高度な利用が可能なもの等、何らかの留保条件を付して慎重に検討すべきとされている。

本技術指針は、市町村が分別収集した紙製容器包装のサーマル･リサイクル事業者が備える施設や管理項目について、参考となるべき指針を提示することを目的とする。

（注）

現在、ガラスびんとＰＥＴボトルの再商品化事業については、運搬事業者と再生処理事

業者とでジョイントグループを形成し事業を行うこととなっているため、実際には、再生処理事業者の施設に対するガイドラインとして定められている。ただし、本指針では、特に固形燃料の製造事業者及び固形燃料の利用事業者と運搬事業者を区別することなく、サーマル･リサイクル事業者として扱っている。

２．技術指針の位置づけ

本技術指針は、再商品化事業が適正に行われるために、サーマル･リサイクル事業者に対する施設の技術指針を提示する役割と、再商品化を委託する者が再商品化事業者および再商品化製品を利用する事業者の有する施設が適切であるかどうかを判断するための項目を提示する役割を有する。

そこで、本技術指針に示された項目は、サーマル･リサイクル事業者が事業を行うに際して必要な施設や施設の管理項目であると同時に、再商品化を委託する者が事業者を選定するときに施設が適切か否かを判断する基準となるべき項目でもある。

また、本技術指針は、紙製容器包装のサーマル･リサイクルが円滑に実施されるために、以下の３点に資するべきものであることに主眼をおいている。

①サーマル･リサイクル事業への参入を促進するものであること

②サーマル･リサイクル事業における不適正処理の未然防止に資するものであること

③サーマル･リサイクル事業が適正に実施されるための施設整備に資するものであること

なお、本技術指針は、あくまでも指針であり、サーマル･リサイクル事業者の施設の内容を詳細に規定するものではない。本指針の内容とは異なる施設であって適切にサーマル･リサイクルを実施することができる施設を排除するものではない。

（解説）

本技術指針は、サーマル･リサイクル事業が適正に行われるために、サーマル･リサイクル事業者に対する施設の技術指針を提示する役割と、サーマル･リサイクルを委託する者が固形燃料化事業者および固形燃料利用事業者の有する施設が適切であるかどうかを判断するための項目を提示する役割を有する。

具体的には、サーマル･リサイクル事業者が市場に参入する際に、本技術指針に沿って施設の整備を行うことやサーマル･リサイクルの委託者が、サーマル･リサイクル事業者の選定にあたって本技術指針に沿って施設の審査を行うことが考えられる。

そこで、本技術指針に示された項目は、サーマル･リサイクル事業者が事業を行うに際して必要な施設の管理項目であると同時に、サーマル･リサイクルを委託する者が事業者を選定するときに施設が適切か否かを判断する基準となるべき項目でもある。

なお、本技術指針は、紙製容器包装のサーマル･リサイクルが円滑に実施されるために、

以下の 3 点に資するべきものであることに主眼をおいている。

①サーマル･リサイクル事業への参入を促進するものであること

紙製容器包装のサーマル･リサイクルの推進に向けては、多くの企業のサーマル･リサイクル事業への参入を促進し、技術の向上と費用の低減を図っていく必要がある。

そこで、本技術指針は、多くの事業者が参入を検討する際の参考に資することを主眼としている。

②サーマル･リサイクル事業における不適正処理の未然防止に資するものであること

紙製容器包装の再商品化については、経済的合理性の範囲内において最大限、資源及びエネルギーが回収されることとともに、再商品化に伴い環境破壊が行われないことが必要である。

そこで、本技術指針は、サーマル･リサイクル事業における不適正処理の未然防止に向けて必要な施設の整備に資することを主眼としている。

③サーマル･リサイクルが適切に実施されるための施設整備に資するものであること

紙製容器包装のサーマル･リサイクルを実施するにあたっては、高度な利用との観点から、エネルギー収支等が確保されることが必要である。そこで、本技術指針は、エネルギー収支、物質収支の基準を定め、適正なリサイクルの実施に資することを主眼としている。

なお、本技術指針は、あくまでも指針であり、サーマル･リサイクル事業者の施設の内容を詳細に規定するものではない。本指針の内容とは異なる施設であって適切にサーマル･リサイクルを実施することができる施設を排除するものではない。

３．施設の管理項目

本技術指針では、サーマル･リサイクル事業者の有する施設が紙製容器包装を適正にサーマル･リサイクルすることが可能か否かを判断するために必要な項目を管理項目として示す。

そこで、施設については、施設における個別のプロセスの規定を行わず、施設に搬入される物質と施設から搬出される物質に関して管理することを基本とする。

また、施設全体の管理項目として、固形燃料の品質、固形燃料化施設の物質収支及び固形燃料利用施設のエネルギー収支等について基本項目を示す。

（解説）

本技術指針では、サーマル･リサイクル事業者の有する施設が紙製容器包装を適正にサーマル･リサイクルすることが可能か否かを判断するために必要な項目を管理項目として示す。

そこで、施設については、施設における個別のプロセスの規定を行わず、施設に搬入される物質と施設から搬出される物質に関して管理することを基本とする。

具体的な施設の管理項目としては、受け入れ設備、固形燃料化不適物対策、悪臭対策、廃棄物処理、排ガス処理、排水処理、粉塵対策、騒音・振動対策、固形燃料の保管・貯蔵設備に関する管理事項を示す。また、施設全体の管理項目として、固形燃料の品質、固形燃料化施設の物質収支及び固形燃料利用施設のエネルギー収支について示す。

なお、サーマル･リサイクル施設によっては必ずしも本技術指針どおりに適用することができない施設もありえるが、基本的に個々の項目について独自の方式で対処可能であれば適正と判断される。

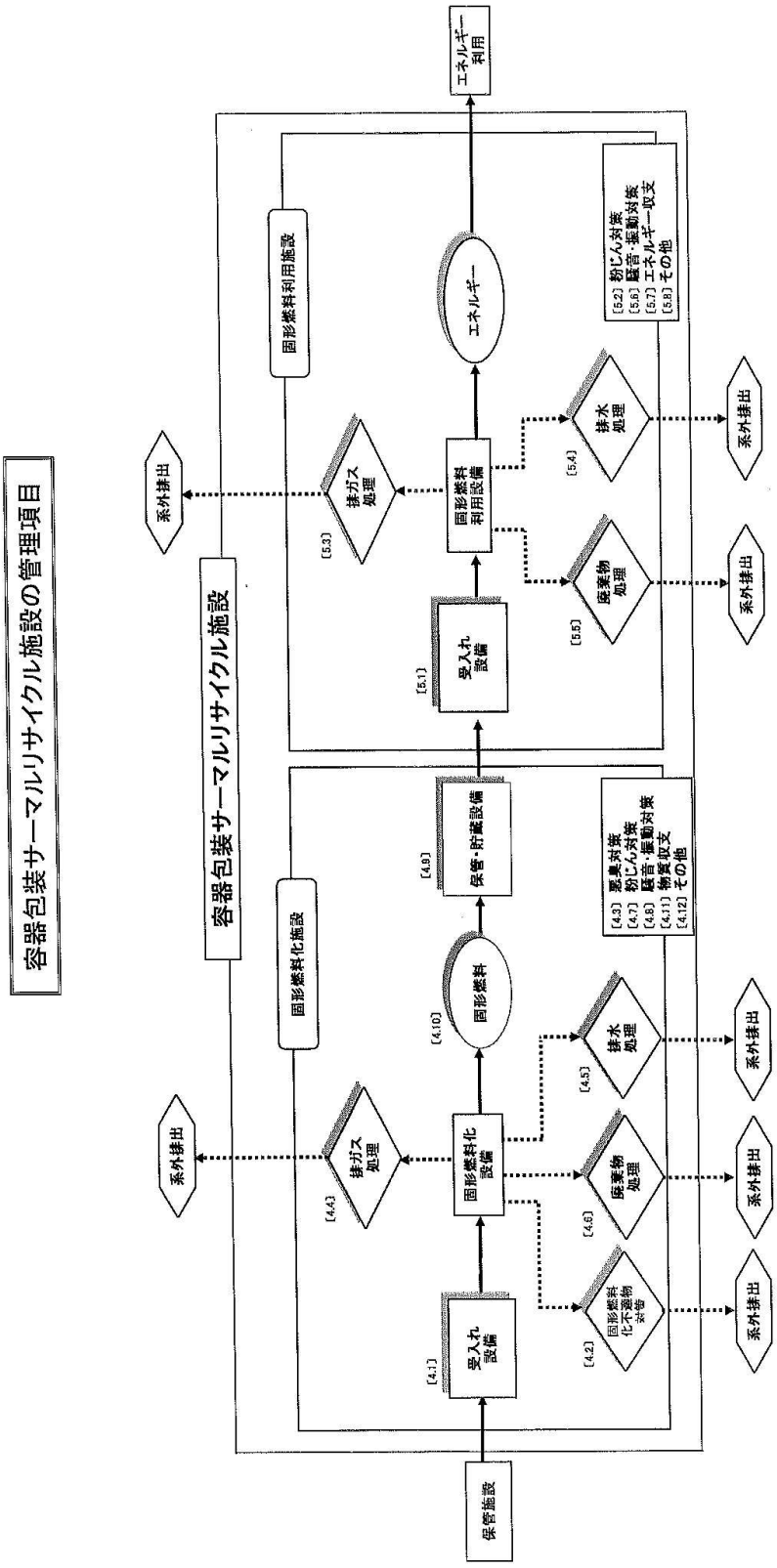

図　紙製容器包装サーマル・リサイクル施設の管理項目

４．固形燃料化施設

４．１　受け入れ設備

紙製容器包装の受け入れについては、受け入れ量の管理を行うことのできるよう計量装置を具備するとともに、火災対策、排水対策、飛散防止対策、衛生管理対策等、受け入れ紙製容器包装の保管中の安全管理、衛生管理を行うことが必要である。

（解説）

紙製容器包装の受け入れについては、受け入れ量の管理を行うことのできるよう計量装置を具備するとともに、紙製容器包装が可燃性物質であること、腐敗性物質の付着の可能性があることから、火災対策、衛生管理対策、排水対策、飛散防止対策等、受け入れ紙製容器包装の保管中の安全管理、衛生管理を行える設備とする。

①受け入れ紙製容器包装の量の把握

容器包装リサイクル法における再商品化事業については、現在、市町村の分別収集量と再商品化事業者が引き取った量の整合性を図るため、原則として市町村と再商品化事業者の双方において、受け渡し量の計量を行うこととなっている。紙製容器包装のサーマル・リサイクル事業については、市町村から直接受け入れるのではなく、材料リサイクルが可能な紙の選別を行った後に受け入れるとされているが、その場合においても受け入れ量の把握を行うことのできるよう計量装置を具備しておくことが必要である。

②火災対策

紙１ｔ以上を貯留・保管する場合は指定可燃物となる。そこで、受け入れ設備における保管量がそれを越える場合には、市町村の火災予防条例に基き、貯蔵・取り扱い、消防法の規定を満たすとともに、所管消防署への届け出を行い、指示に従った対策を講じなければならない。

③衛生管理

市町村から引き取った紙製容器包装については、生菓子等、腐敗性の物質が付着する可能性がある。そこで、悪臭対策や衛生管理を必要に応じて講じることが必要である。受入れ設備内外への衛生面に関する配慮として紙製容器包装の有機性付着物腐敗対策、悪臭対策等を講じることが必要である。また、汚水のたれ流しを防止するための設備を設置することが必要である。

④保管中の防湿、飛散防止

保管中の紙製容器包装については、風雨や犬猫・鳥等の小動物によって飛散する恐れがある。また、保管中の紙は増湿を防止する必要がある。そのため、屋根、建屋等を設置し、増湿や飛散防止対策をとることが必要である。

４．２　固形燃料化不適物対策

市町村が分別収集を実施する紙製容器包装には、紙製容器包装以外の異物が含まれ、このうち、金属類、ガラス、陶磁器、砂、石、砂利等、燃焼することが不可能な固形燃料化不適物の混入も予想されることから、これを対象とする固形燃料化施設では、これら固形燃料化不適物を除去するための手段を備えておかなくてはならない。

（定義）

異物とは、市町村が分別収集した紙製容器包装に混入している紙製容器包装以外の新聞、雑誌などの紙類、プラスチック、金属、ガラス、砂等及び付着している水分、食品かすなどをいう。

（解説）

ＰＥＴボトル及びガラスびんの例においては、容器包装リサイクル法で定める分別基準適合物には、原則として異物の混入がないこととされているが、実際に市町村が分別収集したものには金属類等の再生処理不適物が混入している。

平成12年4月から開始される紙製容器包装についても、紙製容器包装に金属類、ガラス、陶磁器、砂、石、砂利等、燃焼することの不可能な固形燃料化不適物の混入が予想され、固形燃料化施設では、これら固形燃料化不適物を除去するための手段を備えておかなくてはならない。

これら固形燃料化不適物については、産業廃棄物として法律に定められた方法により適正に処理することが必要である。金属等についても可能な限り資源化を行い、施設の系外に排出される廃棄物を減量化することが望ましい。

なお、固形燃料化施設に受け入れる以前に材料リサイクル可能な紙の選別事業者において固形燃料化不適物が除去される場合、固形燃料化不適物対策は必要ない。

４．３　悪臭対策

紙製容器包装の固形燃料化施設より発生する悪臭については、悪臭防止法及び関係条例で定める基準値を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装には、食品かすなどが付着していて受け入れ設備や固形化工程において悪臭を発生する可能性があることから、これを適正に処理する設備を設け、悪臭については、悪臭防止法及び地方条例に定める基準値を満たさなければならない。

４．４　排ガス処理

紙製容器包装の乾燥工程や固形化工程で発生する排ガスについては、これを適正に処理することの可能な施設とすることが必要であり、これら排ガス処理については大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

また、紙製容器包装の乾燥工程における加熱用燃料の燃焼時の排ガス処理については大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装の乾燥工程や固形化工程で何らかのガスが発生する可能性があることから、これを適正に処理することの可能な施設とすることが必要であり、これら排ガス処理については大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

また、紙製容器包装の固形化工程における加熱用燃料の燃焼時の排ガス処理については、燃焼炉の能力によっては大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当するので、大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

①排ガスの処理

紙製容器包装の乾燥工程や固形化工程で何らかのガスが発生する可能性があることから、これを適正に処理することの可能な施設とすることが必要である。

②加熱用燃料の燃焼排ガスの処理

固形化工程における加熱用燃料の燃焼排ガスについては、燃焼炉の能力によっては大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当するので、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物等について、大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

また、その他ダイオキシン類等についても、廃棄物焼却炉に準じた排出基準を満たすことが必要である。

４．５　排水処理

紙製容器包装の固形化工程で発生する排水の処理については、水質汚濁防止法及び地方条例等に定める基準値を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化施設の受け入れ設備及び排ガス処理工程等において、各種の排水が発生する場合、これら排水の処理については、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、有害物質等に関する水質汚濁防止法に定める規制基準及び地方条例に定める基準値を満たさなければならない。

４．６　廃棄物処理

紙製容器包装の固形燃料の製造において、飛灰、燃焼灰などが残さとして発生する。固形燃料化施設では、これら残さの他に、固形燃料の製造工程で除去された固形燃料化不適物を系外に排出するときには、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連条例に定める規定に基づいて処理されなければならない。

（定義）

本技術指針では、紙製容器包装の固形燃料の製造において、同施設で製造した固形燃料、または他の燃料を加熱用の燃料として使用する際に発生する飛灰及び燃焼灰を燃焼残さと定義する。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料の製造においては、同施設で製造した固形燃料、または他の燃料を加熱用の燃料として使用することが考えられる。この際、燃料の燃焼時に燃焼灰および飛灰が残さとして発生する。固形燃料化施設では、これら残さの他に、固形燃料の製造工程で除去された固形燃料化不適物などが廃棄物として発生する。これら廃棄物が系外に排出されるときには、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連条例に定める規定に基づいて処理されなければならない。

４．７　粉じん対策

紙製容器包装の固形燃料化施設で発生する粉じんについては発じんを抑制する設備、集じん設備などにより対策を講じることが必要である。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化施設においては、不燃物除去施設および乾燥機等で粉じんが発生する可能性がある。この粉じんについては、発じんを抑制する設備とする。あるいは、集じん設備を設置するなどにより粉じんが発生しないよう対策を講じることが必要である。

４．８　騒音・振動対策

紙製容器包装の固形燃料化施設で発生する騒音・振動については敷地境界において、それぞれ騒音規制法、振動規制法及び関連条例で定める基準値を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化施設においては、破砕機、粉砕機、成型機、送風機等で騒音や振動が発生する可能性がある。これら発生する騒音・振動については敷地境界において、それぞれ騒音規制法、振動規制法及び関連条例で定める基準値を満たさなければならない。

４．９　保管・貯蔵設備

紙製容器包装を固形化して得られる燃料については、保管中の増湿を防止する設備が必要である。このため、屋根、建屋等を設置し、増湿対策をとることが必要である。

（解説）

紙製容器包装を固形化して得られる燃料については、保管中の増湿を防止する設備が必要である。このため、屋根、建屋等を設置し、増湿対策をとることが必要である。

また、紙製容器包装１ｔ以上を保管・貯蔵する場合は指定可燃物となる。そこで、保管・貯蔵施設における保管量がそれを越える場合には、地方自治体が定める火災予防条例に基き貯蔵・取り扱い、消防法の規定を満たすとともに、所管消防署への届け出を行い、指示に従った対策を講じなければならない。

４．10　固形燃料の品質

紙製容器包装の固形燃料には水分、灰分、塩素等が含まれている。そこで、固形燃料の製造事業者は固形燃料の発熱量、性状（水分、塩素含有率、灰分等）について定期的な試験を行い、その結果を利用事業者に情報連絡することにより固形燃料の適正利用に努めなければならない。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料には水分、灰分、塩素等が含まれている。また、発熱量はプラスチックのラミネート紙の含有率等により変化する。

そこで、固形燃料の利用にあたっては、固形燃料の製造事業者が予め品質検査を行い、その性状を提示することや、供給事業者と利用事業者とで品質の管理項目について合意を交わすこと等により不適正処理等を防止し、適正利用に務めなければならない。

なお、固形燃料の品質について管理することが望ましい項目については、下記「固形燃料の形状及び性状の管理項目」を参照のこと。

表　　固形燃料の形状及び性状の管理項目

形状	
寸法	
かさ密度	g/cm^3
発熱量（総、低位）	ｋcal/kg（ｋJ/kg）
水分	wt%
灰分	wt%
窒素分	wt%
全塩素分	wt%
硫黄分	wt%

４．11　物質収支

紙製容器包装の固形燃料化施設が適正な施設として機能しているかを判断するために、その全体性能として固形燃料化施設の物質収支を管理することが必要である。

物質収支については、重量ベースで下記の式に定められた紙製容器包装の収率の基準値90%以上を確保することが必要である。

$$\text{紙製容器包装の収率} = \frac{\text{固形燃料生産量} - \text{添加物量}}{\text{引取量} - \text{異物量}} \times 100 \quad \%$$

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化が適正な施設として機能しているかを判断するために、施設の全体性能として固形燃料化施設の物質収支を管理することが必要である。

なお､管理項目としては､下記のような項目に関して管理されていることが必要であり、物質収支については、重量ベースで下記の式に定められた紙製容器包装の収率で90%以上の基準を確保することが必要である。

（管理項目）

紙製容器包装の受け入れ量及び固形燃料化施設への投入量、添加物（バインダー、中和剤など）の投入量、固形燃料化不適物等の除去量、固形燃料の生産量及び自家使用量、固形燃料の利用事業者への販売量、副次生成物(残さ等)の量、固形燃料化不適物等の産業廃棄物としての排出量等

$$\text{紙製容器包装の収率} = \frac{\text{固形燃料生産量} - \text{添加物量}}{\text{引取量} - \text{異物量}} \times 100 \quad \%$$

注）

・異物とは、紙製容器包装以外の新聞、雑誌などの紙類、プラスチック、金属、ガラス、砂等及び水分、食品かすなどをいう。

・紙とプラスチックなどとの複合物については、重量比で多い方に分類される。

･添加物とは固形燃料の製造において加えるバインダーとしてのプラスチック､中和剤　の石灰等をいう。

（収率の考え方）

固形燃料化施設の収率については、再商品化するべき容器包装廃棄物について、再商品化される量の割合を定める。

容器包装廃棄物量は、固形燃料化することが可能なものを含め容器包装廃棄物以外のものを異物と定義して、引取量から減算することで表わされる。

再商品化される容器包装廃棄物量は、固形燃料化の際に添加されるプラスチック等を固形燃料生産量より減算することで表わされる。

なお、異物には固形燃料化可能な材料が含まれることが予想され、それが多い場合には収率が１を超えることもあり得る。しかし、収率は固形燃料生産量の管理指標ではないので問題とはならない。

この式に関して、引取り量に含まれる異物の計測は容易でない。つまり、収率は、通常管理する数値ではなく、計算上の数値として存在する。

しかし、この数値を定めることにより、不適正処理等の疑わしい事業者に対しては、異物の組成分析を行うこと等により収率の管理を行い、不適正処理を防止することが可能となる。

４．１２ その他

紙製容器包装の固形燃料化施設は、廃棄物処理法、電気事業法等において定められた届け出および、施設の運転には廃棄物処理法、電気事業法、労働安全衛生法等で定められた資格が必要となる。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化施設は、廃棄物処理法、電気事業法等に該当するので、これらに関係する法規においてそれぞれ定められた届け出を行うとともに、施設の運転には廃棄物処理法、電気事業法、労働安全衛生法等で定められた資格が必要となる。なお、必要な資格および関連する法規制は以下のとおりである。

（必要な資格等）

①廃棄物処理法

ごみ処理施設技術管理者

②電気事業法

電気主任技術者

③労働安全衛生法

乾燥設備作業主任者技能講習修了者

酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者

玉掛け技能講習修了者

④公害防止組織整備法

大気関係

水質関係

騒音関係

（参考）

固形燃料化施設に関連する法規制

廃棄物処理法、公害防止組織整備法、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、消防法、労働安全衛生法、電気事業法、毒物及び劇物取締法、工場立地法、建築基準法、都市計画法、電波管理法、各地域の公害防止条例及びそれに基づく協定　等

５．　固形燃料利用施設

５．１　受け入れ設備

紙製容器包装の固形燃料の受け入れについては、受け入れ量の管理を行うことのできるよう計量装置を具備するとともに、受け入れ設備に関しては、火災対策、増湿防止対策等、受け入れ固形燃料の保管中の管理を行うことが必要である。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料の受け入れについては、受け入れ量の管理を行うことのできるよう計量装置を具備するとともに、受け入れ設備に関しては、火災対策等、増湿防止対策等受け入れ固形燃料の保管中の管理を行うことが必要である。

①受け入れ紙製容器包装の固形燃料の量の把握

固形燃料製造事業者が固形燃料利用事業者に引き渡した量と固形燃料利用事業者が引き取った量の整合性を図るため、原則として双方において、受け渡し量の計量を行うことが必要である。そこで、紙製容器包装の固形燃料の受け入れについても、受け入れ量の把握を行うことのできるよう計量装置を具備しておくことが必要である。

②火災対策

紙製固形燃料１ｔ以上を貯留・保管する場合は指定可燃物となる。そこで、受け入れ設備における保管量がそれを越える場合には、地方自治体が定める火災予防条例に基き貯蔵・取り扱い、消防法の規定を満たすとともに、所管消防署への届け出を行い、所管消防署の指示に従った対策を講じなければならない。

③保管中の増湿防止対策

保管中の紙製容器包装の固形燃料については、保管中の増湿を防止する必要がある。そのため、屋根、建屋等を設置し、増湿防止対策をとることが必要である。

５．２　粉じん対策

紙製容器包装の固形燃料利用施設で発生する粉じんについては発じんを抑制する設備、集じん設備などにより対策を講じることが必要である。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料利用施設においては受け入れ設備等で粉じんが発生する可能性があるので、発じんを抑制する設備の設置、集じん設備の設置などにより対策を講じることが必要である。

５．３　排ガス処理

紙製容器包装の固形燃料利用施設は、大気汚染防止法におけるばい煙発生施設に指定されるので、排ガス処理については、大気汚染防止法び地方条例等に定める基準値を満たすことが必要である。

（解説）

排ガス処理については、大気汚染防止法び地方条例等に定める基準値を満たすことが必要である。紙製容器包装の固形燃料利用施設は、燃焼炉の能力によっては大気汚染防止法におけるばい煙発生施設に指定されており、排ガス処理については、同法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

①大気汚染防止法の指定物質の処理

固形燃料の燃焼により発生する硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物を系外に排出するときは大気汚染防止法等に定められた規制基準値以下にしなければならない。

②その他の排ガスの処理

ダイオキシン類については、１年に１回測定を行い廃棄物焼却炉に準じた排出基準を満たすことが必要であり、測定結果の提出を求められたときには開示しなければならない。

５．４　排水処理

紙製容器包装の固形燃料利用施設の排水処理については、水質汚濁防止法及び地方条例等に定める基準値を満たすことが必要である。特に、燃焼排ガスを湿式処理する際に発生する排水については適正な管理を行うことが必要である。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料をボイラー燃料に使用し、燃焼排ガスを湿式処理する際に発生する排水については適正な管理を行うことが必要である。

これら排水の処理については、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳに関する水質汚濁防止法に定める規制基準及び地方条例に定める基準を満たすことが必要である。

５．５　廃棄物処理

紙製容器包装の固形燃料を燃焼することにより発生する、燃焼灰やばいじん（飛灰）等を系外に排出するときには、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連条例に定める規定に基づいて処理されなければならない。

（定義）

本技術指針では、紙製容器包装の固形燃料を燃焼したときに発生する燃焼灰や紙に含まれる灰分や燃焼により発生した塩化水素の中和物などのばいじん（飛灰）を残さと定義する。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料を燃焼することにより、燃焼灰や紙に含まれる灰分や燃焼により発生したばいじん（飛灰）が残さとして発生する。

これら残さの他に、固形燃料利用施設で発生する廃棄物を系外に排出するときには、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連条例に定める規定に基づいて処理されなければならない。

５．６　騒音・振動対策

紙製容器包装の固形燃料利用施設で発生する騒音・振動については敷地境界において、それぞれ騒音規制法､振動規制法及び関連条例で定める基準値を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料利用施設においては、ボイラー等の送風機や計装用空気圧縮機等で騒音や振動が発生する可能性がある。これら発生する騒音・振動については敷地境界において、それぞれ騒音規制法、振動規制法及び関連条例で定める基準値を満たさなければならない。

５．７　エネルギー収支

紙製容器包装の固形燃料利用施設が、固形燃料の高度利用の観点から適正な施設として機能しているかを判断するために、施設の全体性能として同施設のエネルギー収支を管理することが必要である。

エネルギー収支としては、熱量ベースで下記の式で定められた①ボイラー効率及び②エネルギー利用率で管理するものとし、ボイラー効率７５％以上で、且つ、エネルギー利用率７０％以上の基準を満たさなければならない。

①ボイラー効率

$$\text{ボイラー効率}=\frac{\text{有効出熱（発生蒸気保有熱量－給水保有熱量）}}{\text{燃料低位発熱量＋その他入熱（空気顕熱等）（ＪＩＳＢ８２２２を適用）}}\times 100\quad\%$$

②エネルギー利用率

$$\text{エネルギー利用率}\quad=\frac{\text{熱利用量＋電力発生量（一次エネルギー換算値）}}{\text{燃料低位発熱量＋その他入熱（空気顕熱等）}}\times 100\quad\%$$

（解説）

容器包装の固形燃料利用施設が、固形燃料の高度利用の観点から適正な施設として機能しているかを判断するために、施設の全体性能として同施設のエネルギー収支を管理することが必要である。

なお、管理項目としては、下記の項目に関して管理されていることが必要であり、固形燃料利用施設で使用した固形燃料の発熱量、回収した熱量、回収した熱量の熱利用及び電力への変換量について管理することが必要である。

エネルギー収支としては、熱量ベースで下記の式で定められた①ボイラー効率及び②エネルギー利用率で管理するものとし、ボイラー効率で７５％以上で、且つ、エネルギー利用率７０％以上を満たさなければならない。

なお、ボイラー効率及びエネルギー利用率については、原則として実績値で管理し、施設稼動前においては設計値を用いる。

また、熱利用において季節や時間帯により負荷変動がある場合は、年間全体の平均値を用いる。

（管理項目）

紙製容器包装の固形燃料の受け入れ量およびボイラー等への投入量、投入した固形燃料の発熱量、ボイラでの回収熱量、電力発生量、電力使用量、電力及び熱（蒸気、温水等）の利用事業者への販売量、熱（蒸気、温水等）の自家消費量

①ボイラー等での熱回収

$$\text{ボイラー効率} = \frac{\text{有効出熱（発生蒸気保有熱量－給水保有熱量）}}{\text{燃料低位発熱量＋その他入熱（空気顕熱等）}} \times 100\% >= 75\%$$

（ＪＩＳＢ８２２２を適用）

・セメントキルンについては、ボイラー効率を適用しない。

②エネルギー利用率

$$\text{エネルギー利用率} = \frac{\text{熱利用量＋電力発生量（一次エネルギー換算値）}}{\text{燃料低位発熱量＋その他入熱（空気顕熱等）}} \times 100 >= 70\%$$

・電力発生量は発電端とし、プラント使用量は考慮しない
・他の燃料と混合して利用する場合は、全体のボイラー効率およびエネルギー利用率で管理する。
・一次エネルギー換算値は、主要各国の汽力発電所の発電端効率等と同等以上の効率を前提に、０．３９を用いる。
・セメント焼成利用については、ＥＰ排ガス損失、調湿用熱、放射損失を損失として、燃料低位発熱量から損失を減算した数値の燃料低位発熱量に対する割合をエネルギー利用率とする。（詳細については、参考資料. セメントキルンにおけるエネルギー利用率の考え方を参照）

５．８　その他

紙製容器包装の固形燃料利用施設は、公害防止組織整備法、省エネルギー法、労働安全衛生法、電気事業法等において定められた届け出を行うとともに、施設の運転には、公害防止組織整備法、省エネルギー法、労働安全衛生法、電気事業法等で定められた資格が必要となる。

(解説)

紙製容器包装の固形燃料利用施設は、公害防止組織整備法、省エネルギー法、労働安全衛生法、電気事業法に該当し、これら法規において定められた届け出を行うとともに、施設の運転には公害防止組織整備法、省エネルギー法、労働安全衛生法、電気事業法等で定められた資格が必要となる。なお、必要な資格および関連する法規制は以下のとおりである。

(必要な資格等)

①公害防止組織整備法

大気関係、水質関係、騒音関係

②省エネルギー法

熱管理士、電気管理士

③労働安全衛生法

安全管理者、ボイラー技士

④電気事業法

ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者

⑤毒物・劇物取締法

毒物劇物取り扱い責任者

(参考)

固形燃料利用施設に関連する法規制

廃棄物処理法、公害防止組織整備法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、消防法、労働安全衛生法、電気事業法、熱供給事業法、毒物及び劇物取締法、工場立地法、建築基準法、都市計画法、電波管理法、各地域の公害防止条例及びそれに基づく協定等

以上

（参考）

セメントキルンにおけるエネルギー利用率の考え方

１．セメント焼成工程の概要

図１に代表的な仮焼炉、排熱ボイラ付きセメント焼成工程のフローシートを示す。プレヒータ最上段サイクロンに投入された乾燥粉砕調合済みのセメント原料はプレヒータの 4～5 段のサイクロンでロータリーキルンの燃焼排ガスと熱交換、さらにプレヒータ中程に設けられた仮焼炉の燃焼熱などにより原料粘土中の結晶水の離脱、石灰石の分解（脱炭酸）の大半が完了して、ロータリーキルンに入る。ロータリーキルン内では、石灰石の分解とクリンカ鉱物の生成が、最高 1450℃程度の高温で行われる。生成したクリンカはクリンカクーラで燃焼用空気（キルンバーナ用二次空気および仮焼炉用燃焼空気）と熱交換することによって冷却されて系外に出る。

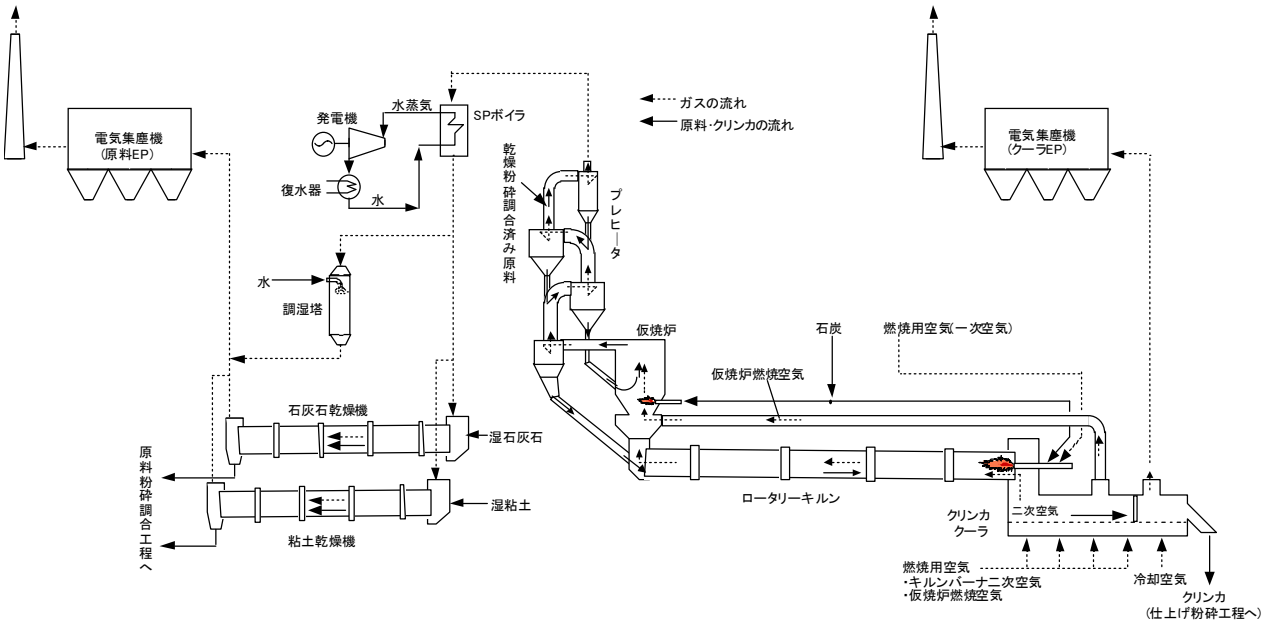

図１　セメント焼成工程フローシート

２．セメントクリンカ焼成工程に投入される熱エネルギー

セメントクリンカ焼成に用いられる燃料は以下の通りである。燃焼熱以外の熱源としては原燃料の顕熱があるが量的にはわずかである。また、焼成後のクリンカの保有熱の一部は、クリンカクーラに吹き込まれた燃焼用空気との熱交換により、焼成エネルギーとして循環使用される。

主　燃　料：キルンバーナおよび仮焼炉バーナで主に使用される燃料のことで、我が国の場合、ほとんどが石炭（微粉炭）である。

副　燃　料：廃タイヤ、廃油、廃プラスチックなど、可燃性成分の割合が高く主燃料に近い使い方のできるもの（含廃棄物）を言う。廃油など液状の場合は仮焼炉およびキルンバーナで使用される。廃タイヤはそのまま、またはカットしてキルン後部（窯尻部）へ投入されるのが普通であるが、ガス化して仮焼炉およびキルンバーナで使用することも可能である。

可燃性原料：ボタ、廃白土など主成分がシリカ、アルミナ等でセメント原料として使用されるが、含有する油分などの可燃分を熱源として利用できるものを言う。他の原料と共に乾燥粉砕して使用される。

３．セメントクリンカ焼成に必要なエネルギー
クリンカの焼成は以下の４段階を経て行われる。

１゜原料（石灰石、粘土など）の加熱
２゜粘土中のカオリンの脱水（結晶水の離脱 at 450℃）
３゜石灰石の分解（脱炭酸 at 900℃）
４゜クリンカ鉱物の生成（at 1400℃～1450℃）

上記の各反応に必要な熱量とそれぞれの反応温度までの加熱に必要な熱量の合計がセメントクリンカの焼成に必要なエネルギーである。反応熱、比熱などは、原料の化学組成より計算される。

４．セメントクリンカ焼成におけるエネルギー利用率の考え方
４．１．セメントクリンカ焼成段階でのエネルギ利用
上述のクリンカ焼成に必要なエネルギーから、循環熱（製品クリンカと熱交換した燃焼用空気により供給される熱）を差し引いたものが、クリンカ焼成エネルギとして有効に利用された熱量となる。

４．２．燃焼排ガスのエネルギー利用
プレヒータを出た燃焼ガスの顕熱は、排熱ボイラで回収され排熱発電の熱源として利用される。実際にエネルギーとして有効に利用されるのは発電電力であり、これを一次エネルギー換算したものを有効利用エネルギーとしてカウントする。排熱ボイラでも回収されなかった燃焼ガス顕熱は、後続の石灰石ドライヤおよび粘土ドライヤで乾燥用熱源として有効に利用される。原料中の水分が少ない場合には排ガス径路終端の原料 EP（電気集塵機）の集塵効率維持のため、調湿塔から水を噴霧する。この調湿水の昇温と蒸発に使用された熱は有効利用とはみなさず、損失として計上する。

４．３．まとめ
以上述べたエネルギー利用の考え方を図２にまとめて示す。エネルギー利用としてカウントすべき項目には下線を付してある。実際の工程では、燃焼用空気との熱交換後のクリンカはさらに冷却され、その冷却空気はクーラ EP を経て大気へ排出される。すなわち、図中のクリンカ保有熱とはクリンカクーラから出たクリンカの顕熱とクーラ EP 排気へ移行した顕熱との合計を意味している。

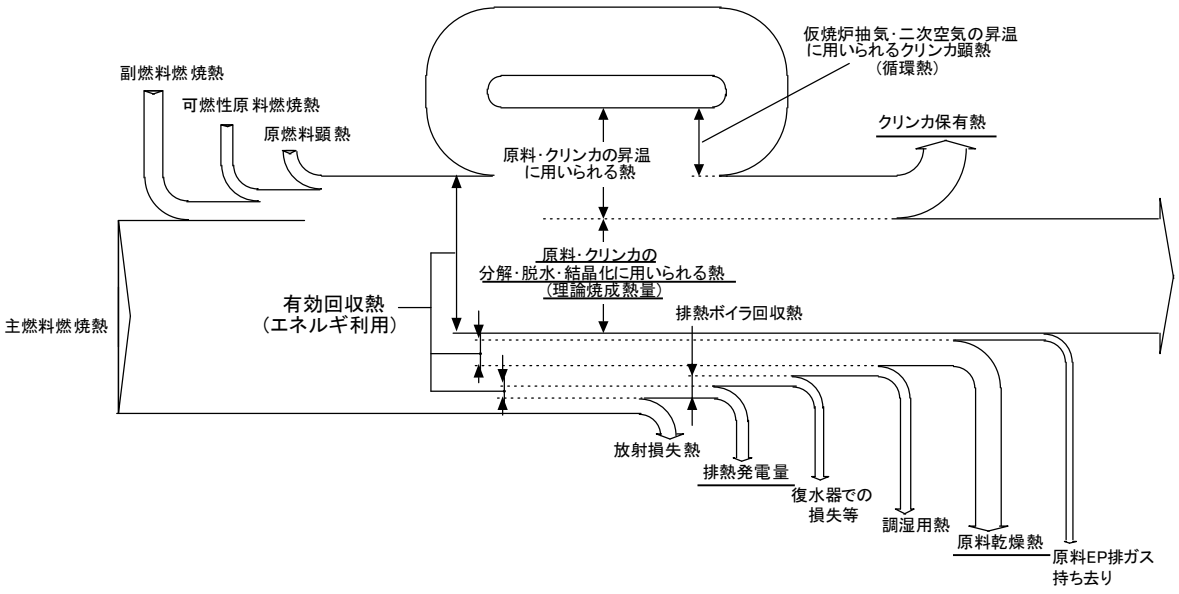

図2　セメント焼成工程　におけるエネルギ利用の考え方

以上

資料１１

平成 29 年 7 月 1 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

紙容器事業部

（改定日：平成 28 年 7 月 1 日）

オンラインによる事業者登録申請の概要
（紙製容器包装・固形燃料化事業者）

オンラインによる事業者登録の申込方法は以下をご参照ください。なお、「オンラインによる事業者登録の手続きについて」もあわせてご確認をお願いします。

（１）事業者登録申請書類の構成

① 様式類（定められた様式で提出する書類）

書類名	施設ごと	作成方法	提出方法	備考
様式１：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書		オンライン入力後印刷	オンライン及び印刷書類を郵送	印刷した書類に必ず代表者の署名押印をしてください
様式１－②：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申請書		オンライン入力後印刷	オンライン及び印刷書類を郵送	
様式２：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書	○	オンライン入力後印刷	オンライン及び印刷書類を郵送	
様式３：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書	○	オンライン入力後印刷	オンライン及び印刷書類を郵送	
様式１－③：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書		書類をダウンロード（印刷）して記入	記入した書類を郵送	新規登録申請事業者のみ
様式２－②：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書	○	オンライン入力後印刷	オンライン及び印刷書類を郵送	
様式４：紙製容器包装再商品化製品引き取り同意書（固形燃料化事業者用）		オンライン入力後印刷	オンライン及び印刷書類を郵送	再商品化製品利用事業者の署名押印必要
様式５：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書	○	書類をダウンロード（印刷）して記入	記入した書類を郵送	施設（工場）の新設又は改造実施中の事業者のみ
提出書類チェックリスト（固形燃料化事業者用）		同上	同上	

② その他提出書類

経営関連の提出書類、施設関連の提出書類等は、全て紙の書類で提出していただきます。オンラインの対象ではありません。

（２）書類の提出

上記の提出書類チェックリストを確認の上、様式１～５、提出書類チェックリスト、経営関連、施設関連等の全ての書類をそろえた上で、正副（コピー）２部を平成 29 年 7 月 31 日（月）（当日消印有効）までに簡易書留にて書類を郵送してください。なお、オンラインによる入力や修正は 31 日の 17:00 まで可能ですが、送付書類に 31 日（月）までの消印がない場合はオンライン入力データが無効となりますのでご注意ください。

（３）注意事項

オンラインで入力した様式１、様式１－②、様式２、様式３のデータと協会へ郵送で提出する様式１、様式１－②、様式２、様式３の内容は必ず同一となるようにしてください。印刷後にオンライン修正した場合は、必ず修正後の書類を再度印刷し、期日までに郵送いただく必要があります。

資料１２

平成 29 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

オンラインによる事業者登録の手続きについて

（紙製容器包装・固形燃料化）

オンラインでの事業者登録のお申込方法は以下をご参照ください。尚、末尾の３０年度オンライン手続きの流れ（予定）もあわせてご確認をお願いします。

１．オンラインによる事業者登録申請の流れ

１．事業者登録に必要な書類の入手 （ページ 4）

・・・「最新のお知らせ」から事業者登録に必要な書類のダウンロードを行います。
資料は登録説明会に持参頂くものがありますのでご確認ください。

↓

２．登録説明会の参加申込み （ページ 6）

・・・「登録説明会出欠入力」で登録説明会の出席者名や連絡先の入力を行います。
回答期限　平成 29 年 7 月 10 日（月）　23:00（オンライン終了）

↓

３．登録説明会へのご参加

平成 29 年 7 月 12 日（月）13:00～15:00　浜松町東京會舘「チェリールーム」
（世界貿易センタービル３９Ｆ）

※開始時間が昨年とは異なり、13:00 からとなっておりますのでご注意ください。

↓

４．登録申込：事業者基本情報の入力 （ページ 8）

・・・貴社の社名、代表者名、所在地などの入力を行います。

↓

５．登録申込：本社担当者の入力 （ページ 11）

・・・貴社のご担当者名、ご連絡先などの入力を行います。

↓

６．登録申込：工場基本情報の入力 （ページ 12）

・・・再生処理施設の名称、所在地などの入力を行います。

↓

７．登録申込：工場属性情報の入力 （ページ 15）

・・・再生処理施設の能力などの入力を行います。

施設ごとに繰り返し入力します

↓

８．登録申込：事業者事業状況情報の入力 （ページ 18）

・・・貴社の事業状況の入力を行います。

↓

次ページへ

前ページから

９．登録申込：製品利用事業者情報の入力 (ページ 19)

・・・製品利用事業者の社名、代表者名、所在地などの入力を行います。**引取同意書情報を入力する前に行っていただく必要があります。**

１０．登録申込：製品利用事業者工場情報の入力 (ページ 21)

・・・製品利用事業者の施設、所在地などの入力を行います。**引取同意書情報を入力する前に行っていただく必要があります。**

１１．登録申込：引取同意書情報の入力 (ページ 23)

・・・製品利用事業者が引き取りを行う量などの入力を行います。

１２．登録申込：状況確認（印刷および申請） (ページ 25)

・・・登録申込書を印刷し、登録申込を行います。
修正を行った場合も再度登録申込書を印刷してください。

１３．送付書類の確認および郵送

１でダウンロードした「「紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録」の申請方法について」及びその他関連書類をご参照いただき、「チェックリスト」による確認を行った上で、**１２で印刷した書類と手書き記入した提出書類および添付書類**を郵送してください。オンライン入力の訂正を含む書類の訂正が発生した場合は再度郵送していただく必要があります（いずれも書類は返却しません）。

提出期限　平成 29 年 7 月 31 日（月）（当日消印有効）

登録申込完了

２．オンラインお申込受付期間・時間

受付期間　：　平成２９年７月３日（月）～　**７月３１日（月）**

受付時間　：　7:00　～　23:00（土日祝日も利用可能）　**但し７月３１日（月）は17:00まで**

期限までお申込内容の修正が可能です。

※）登録説明会のお申し込みは**７月１０日（月）**までですのでご注意ください。

※）登録申込書を郵送後に修正を行った場合は、登録申込書を再度印刷して郵送してください。（７月３１日（月）消印有効）

３．オンラインに関するお問い合わせ先

事業者登録申込のオンライン操作のお問い合わせは下記へお願いします。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　オペレーションセンター

電話　０３－５６１０－６２６１

ＦＡＸ　０３－５６１０－６２４５

受付時間　：　9:30　～　17:30（土日祝祭日は除く）

※）オンライン受付時間とは異なりますのでご注意ください。

４．オンラインご利用の動作環境

（１）パソコン：　Windows 7(SP1 以上)、Windows 8.1(Update1) 、Windows 10

（２）ブラウザ：Windows 7 (SP1 以上) / IE 11.0
Windows 8.1 (Update1) / IE 11.0
Windows 10 / IE 11.0

注１）Windows 8.1 および Windows 10 をご利用の方はデスクトップモードの IE をご利用ください。

注２）Windows および IE 環境は、Windows Update にて Windows 用更新プログラムを最新化してください。

注３）Windows XP、Windows Vista、Windows 8 は対応しておりません。

ログインにはブラウザのインターネットオプションの設定が必要な場合があります。（設定内容は「オンライン手続き」画面の下欄「ログインできない場合はこちらをご確認ください」をクリックしてオンライン操作Ｑ＆Ａを参照してください）

（３）印刷時に必要な環境
プリンタ
印刷用ソフト：Adobe Reader 9.0 以上
※ヘルプページでダウンロードできます。
※ブラウザの設定についてはヘルプページに詳しい説明があります。

（４）推奨解像度等
推奨画面解像度　1024×768 ピクセル、 推奨ブラウザフォントサイズ　中

５．オンラインでの操作方法（オンライン操作マニュアル）

（1）　事業者登録に必要な書類の入手

ログインすると以下のトップページが表示されます。

最新のお知らせに掲載されている「平成 30 年度 再生処理事業者の事業者登録について」をクリックして、お知らせ内容をご参照ください。

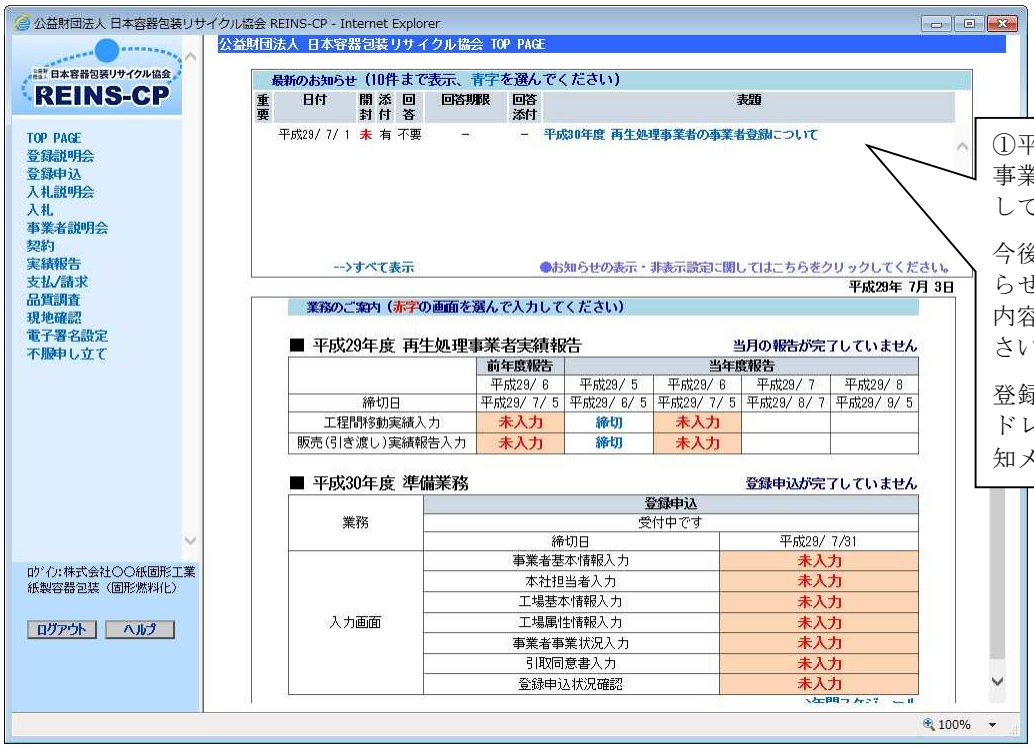

①平成 30 年度 再生処理事業者の事業者登録について」をクリックしてください。

今後も未開封（赤色表示）のお知らせは必ず表題をクリックして内容を確認し、開封済にしてください。

登録申込でご登録頂くメールアドレスへ協会からのお知らせ通知メールが送信されます。

内容欄の「登録申請書類一式」をクリックすると、登録申込に必要な書類のダウンロードが行えます。必ずダウンロードして内容をご精読ください。ダウンロードが終了したら、「登録説明会出欠入力」をクリックして登録説明会の開催日時､場所のご確認と出席者のお名前などを入力してください。

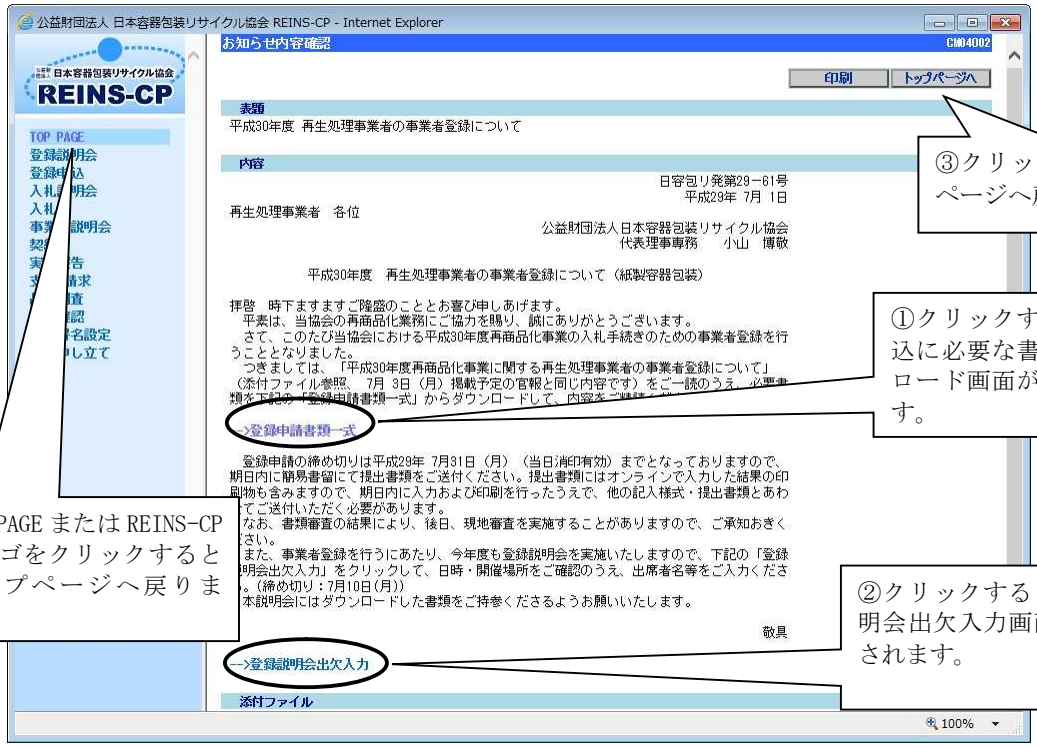

③クリックするとトップページへ戻ります。

①クリックすると登録申込に必要な書類のダウンロード画面が表示されます。

TOP PAGE または REINS-CP のロゴをクリックするとトップページへ戻ります。

②クリックすると登録説明会出欠入力画面が表示されます。

下記画面から書類をダウンロードして、必ず内容をご精読ください。

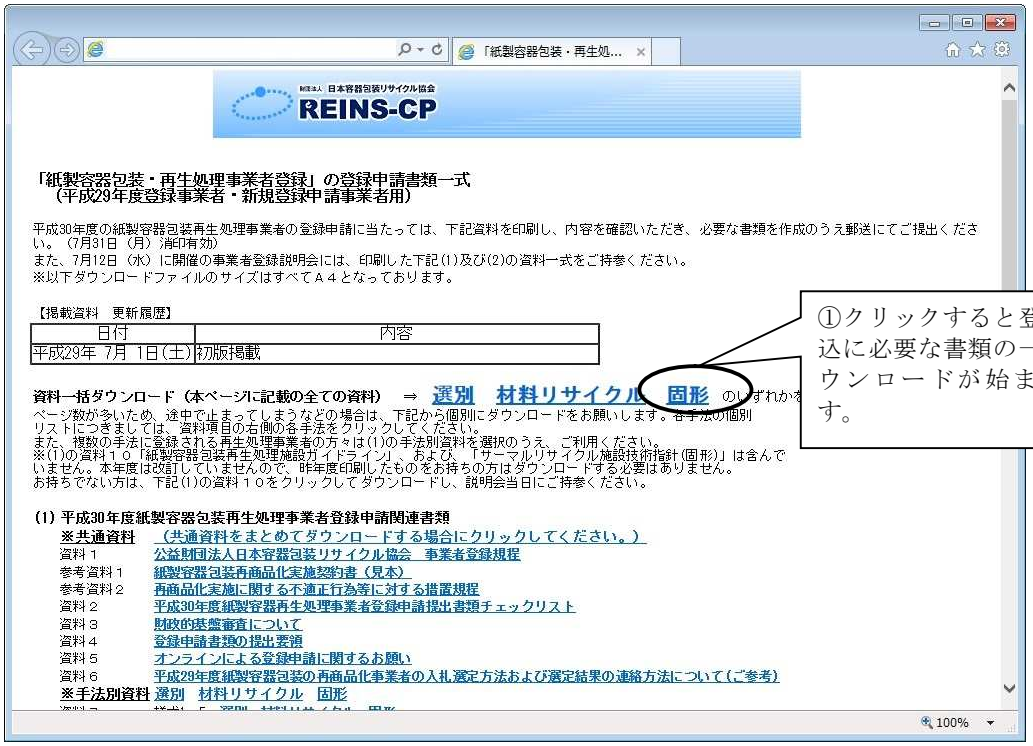

（2） 登録説明会の参加申込み

前項（１）のお知らせ画面または、左側のメニューの「登録説明会出欠入力」から登録説明会出欠入力を開始します。開催場所、開催日時などをご確認いただき、該当欄へ入力してください。入力が完了しましたら、次へボタンをクリックしてください。

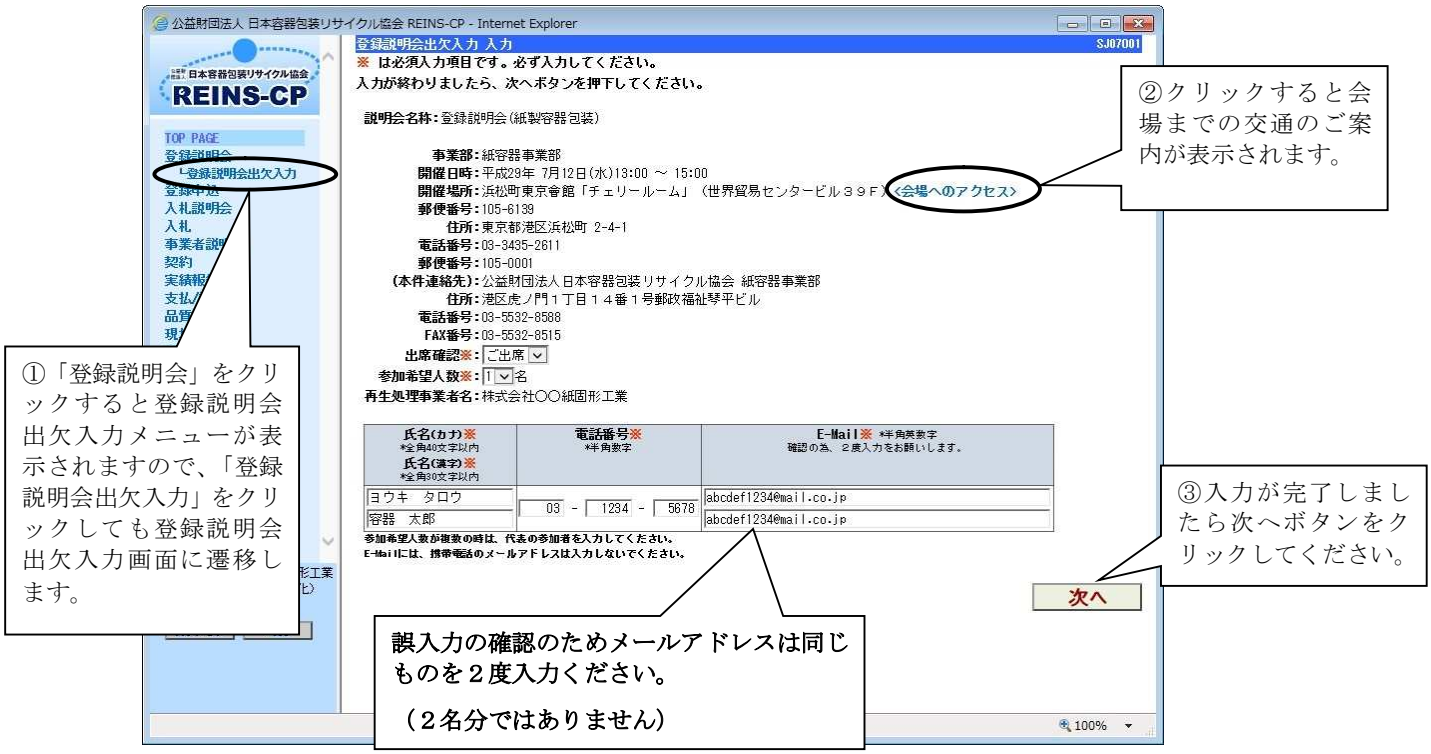

次へボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。入力内容に間違いがないか確認し、間違いがなければ登録ボタンをクリックしてください。

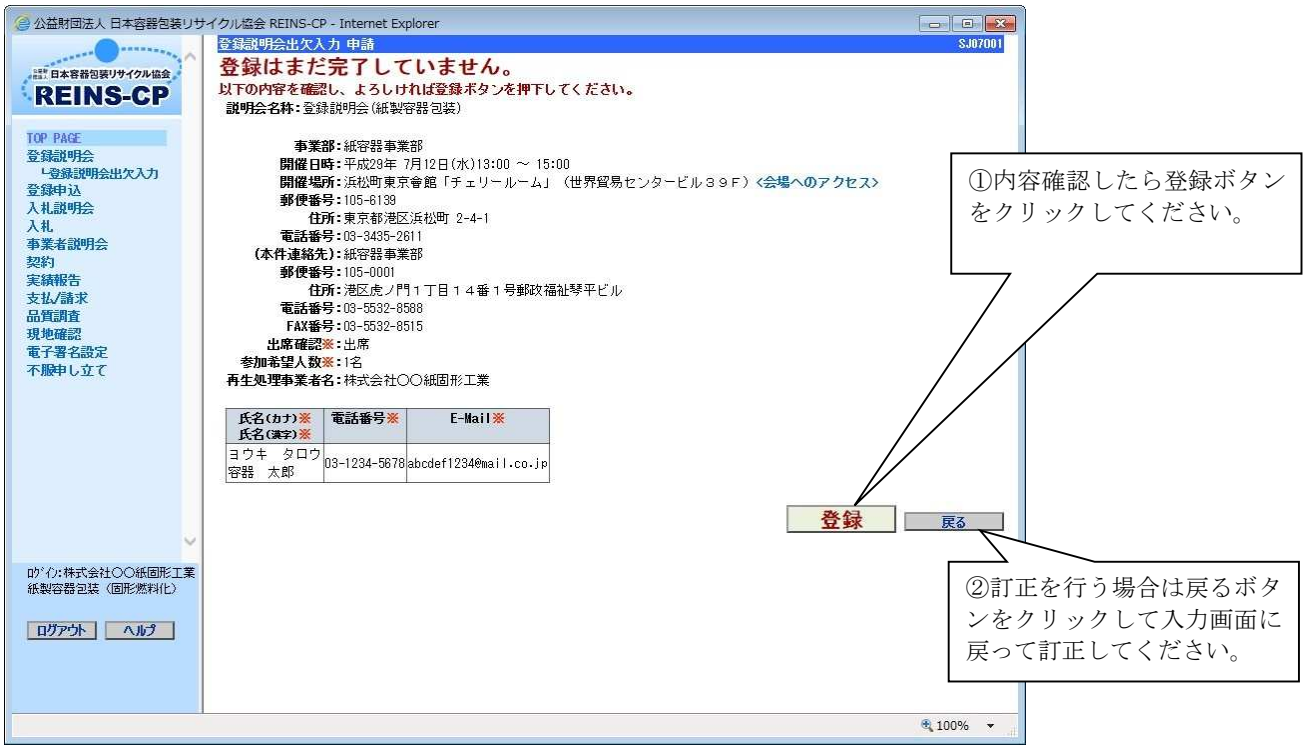

以下の画面が表示されると、登録説明会の出欠入力は完了です。入力していただいたメールアドレスへ確認メールが送信されます(メールが送信されない場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください)。

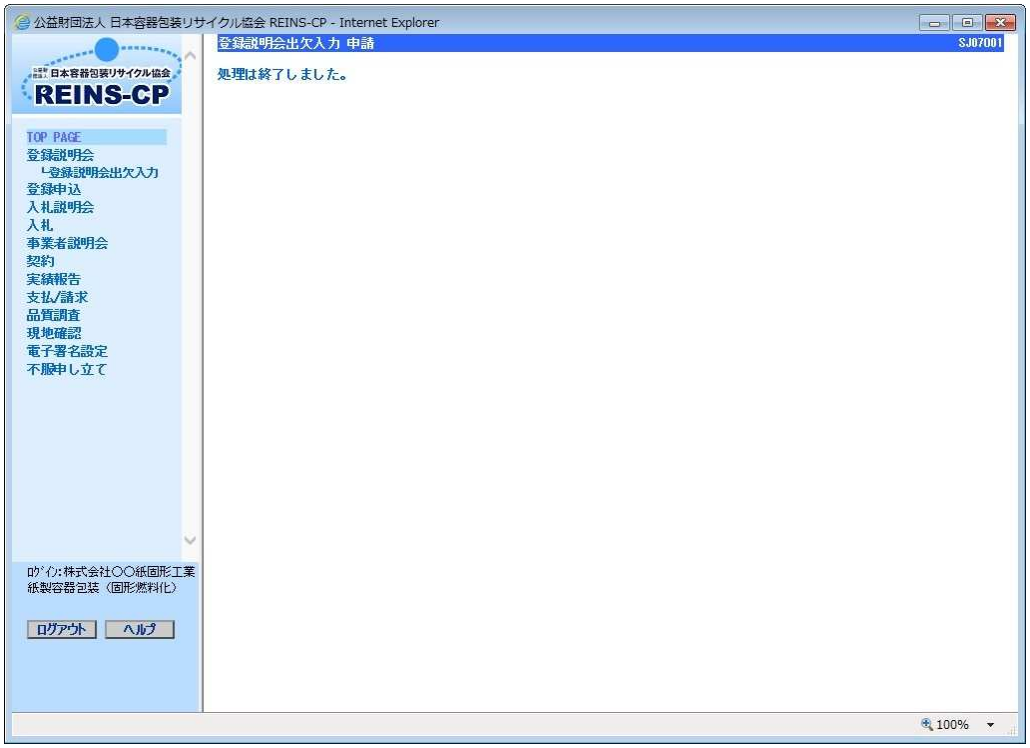

（3） 事業者基本情報の入力（様式１）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「事業者基本情報入力」から事業者基本情報入力を開始します（画面中央の赤字の未入力またはメニューの事業者基本情報入力をクリックします）。

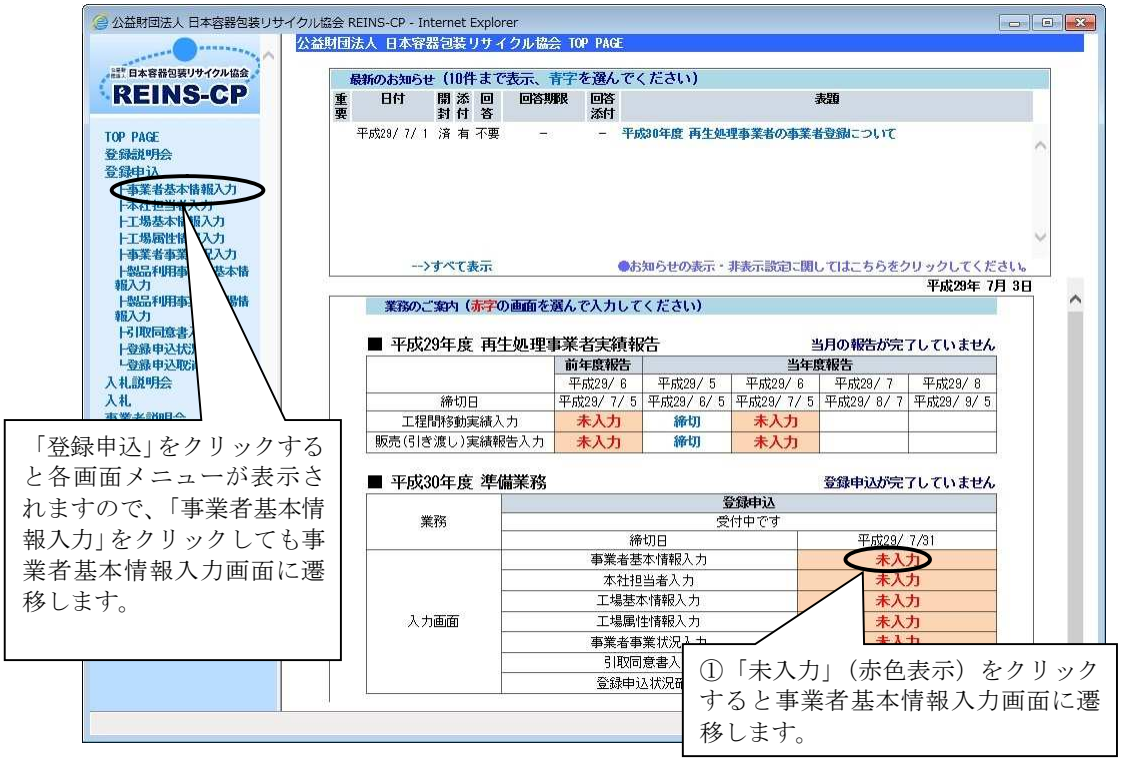

事業者基本情報入力画面が表示されますので、入力ボタンをクリックします。

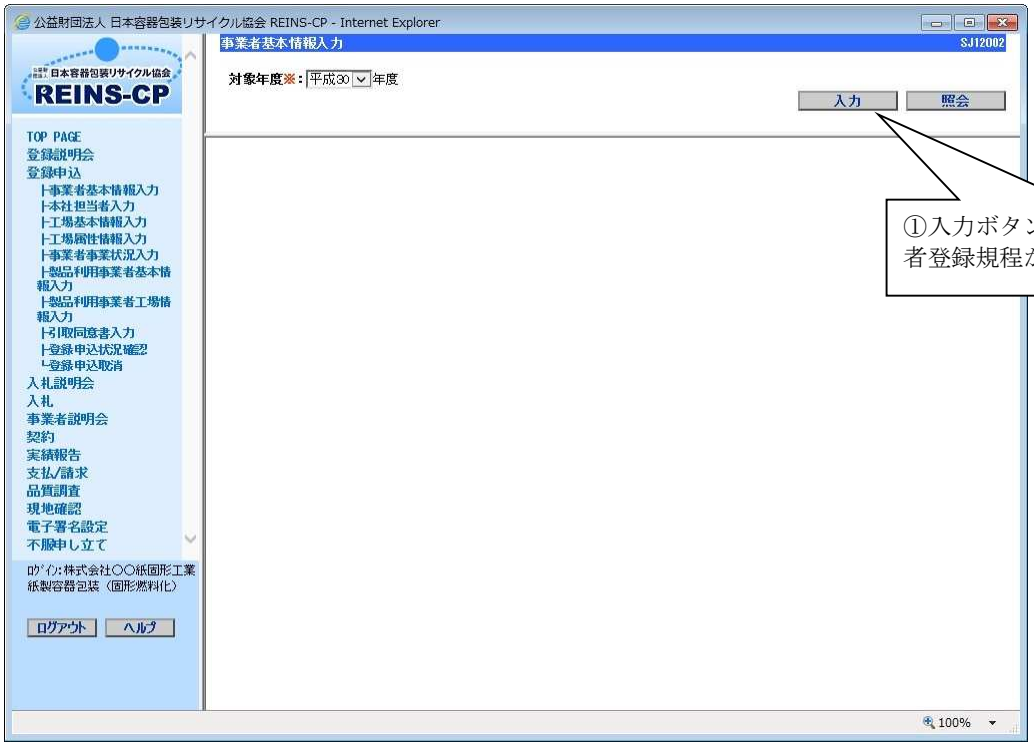

下記の事業者登録規程が表示されましたら、規程についてご精読いただき、ご了承される場合は了承ボタンをクリックし、入力画面に進んでください。ご了承されない場合は登録申込が行えません。

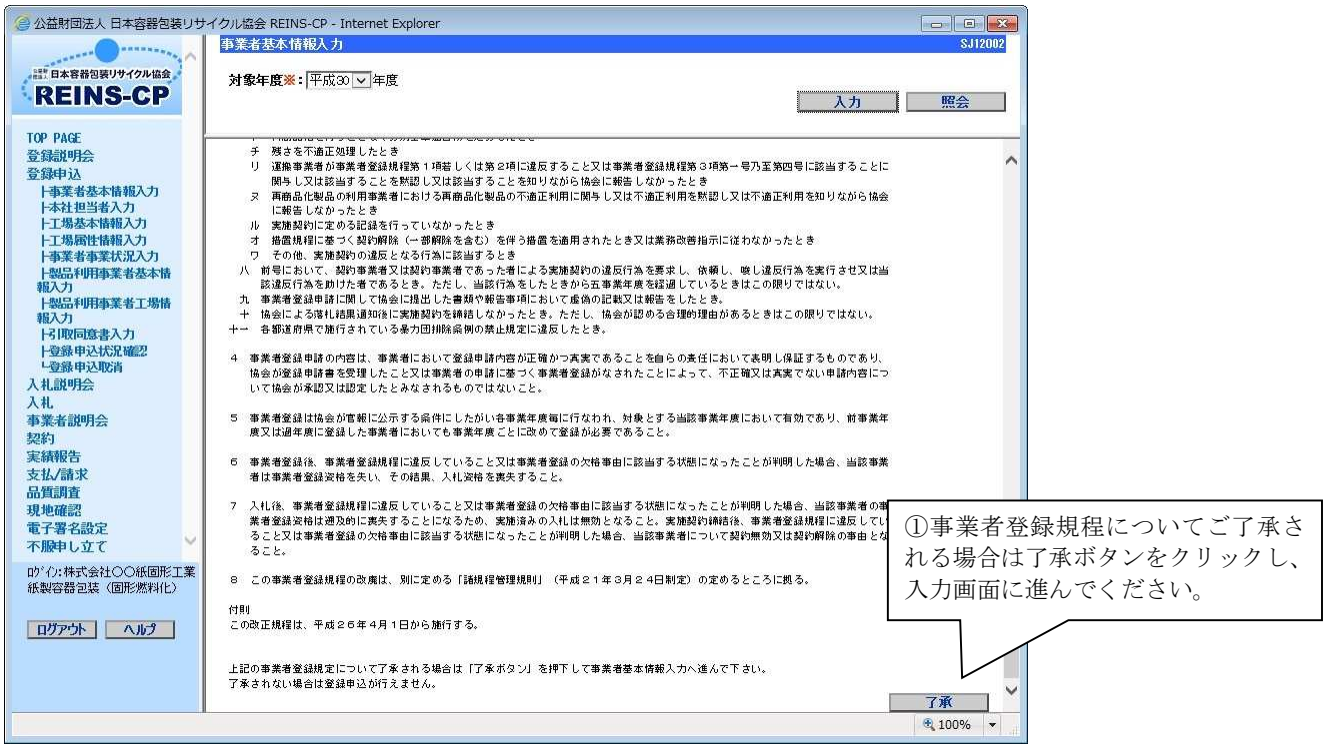

事業者登録規程について了承すると事業者基本情報入力画面が表示されますので該当欄へ入力をしてください。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。なお、前年度登録されている方は、過去情報引用ボタンをクリックすると該当欄に前年度の内容が表示されますので、確認のうえ変更があれば修正してください。

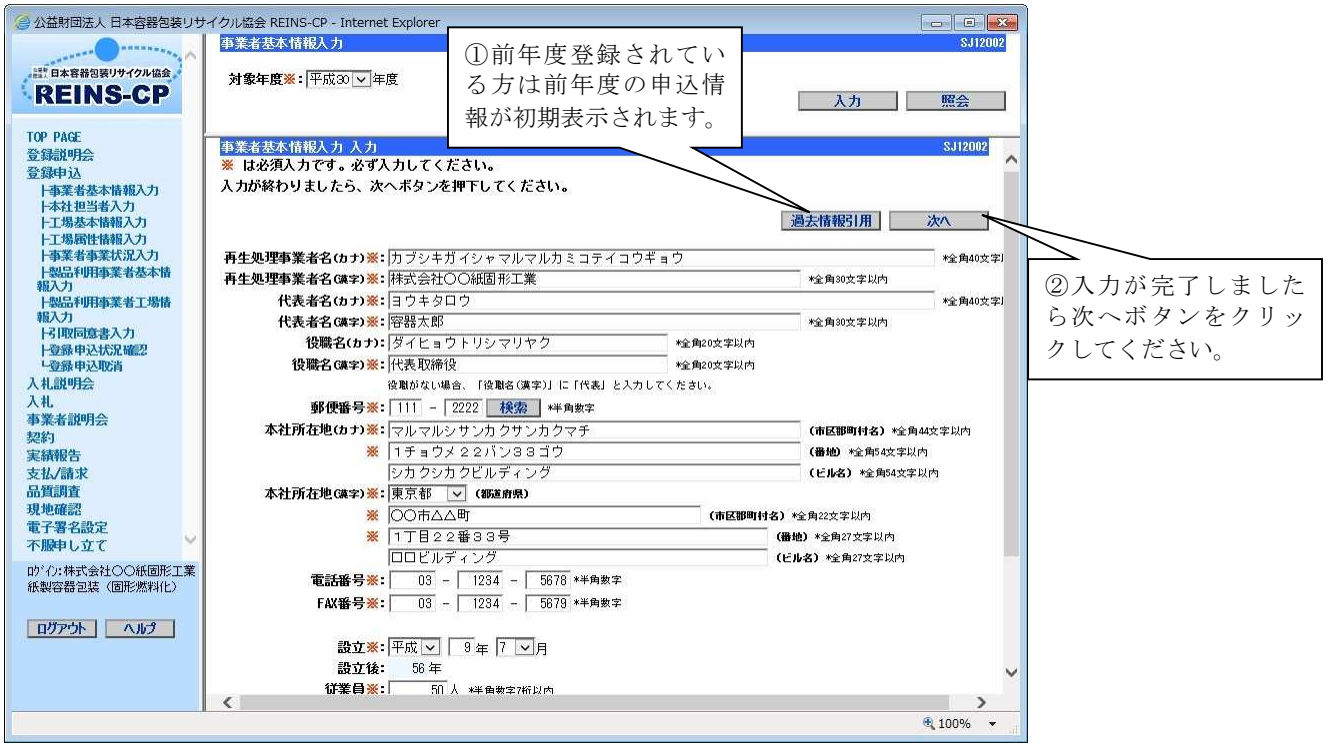

次へボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。入力内容に間違いがないか確認し、間違いがなければ登録ボタンをクリックしてください。

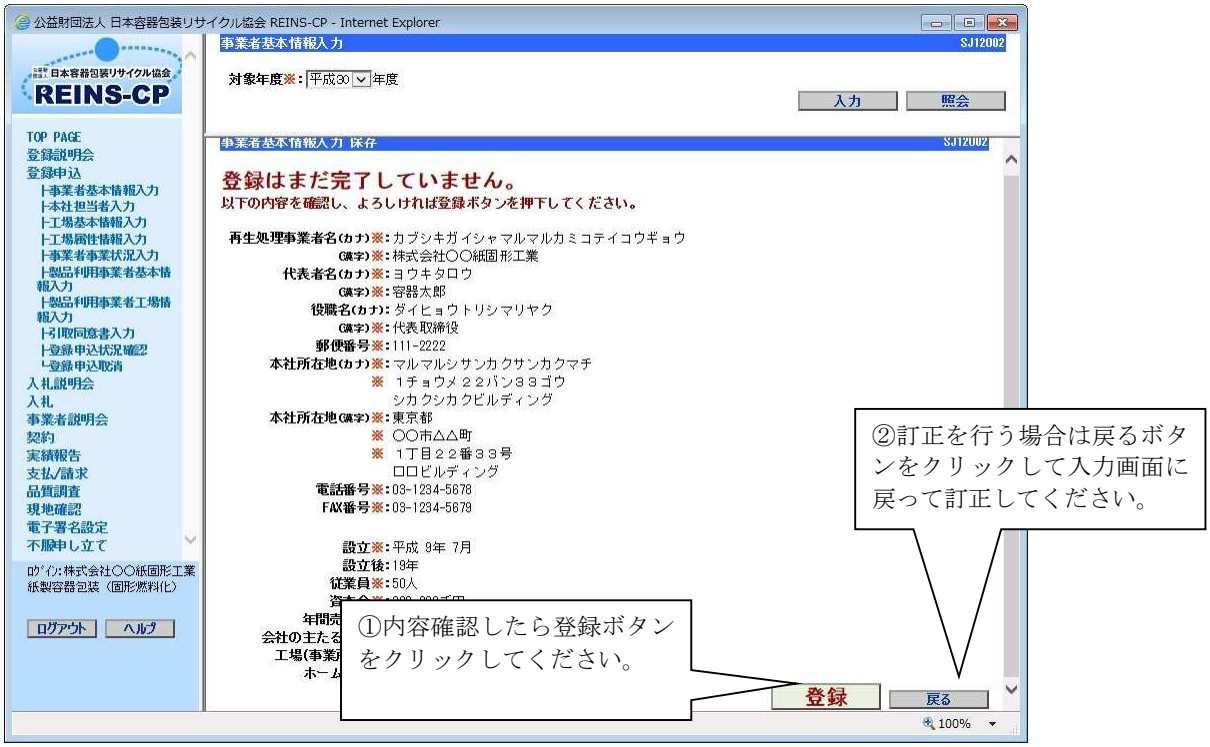

保存が完了すると下記の画面が表示されます。次の入力画面を選択します。

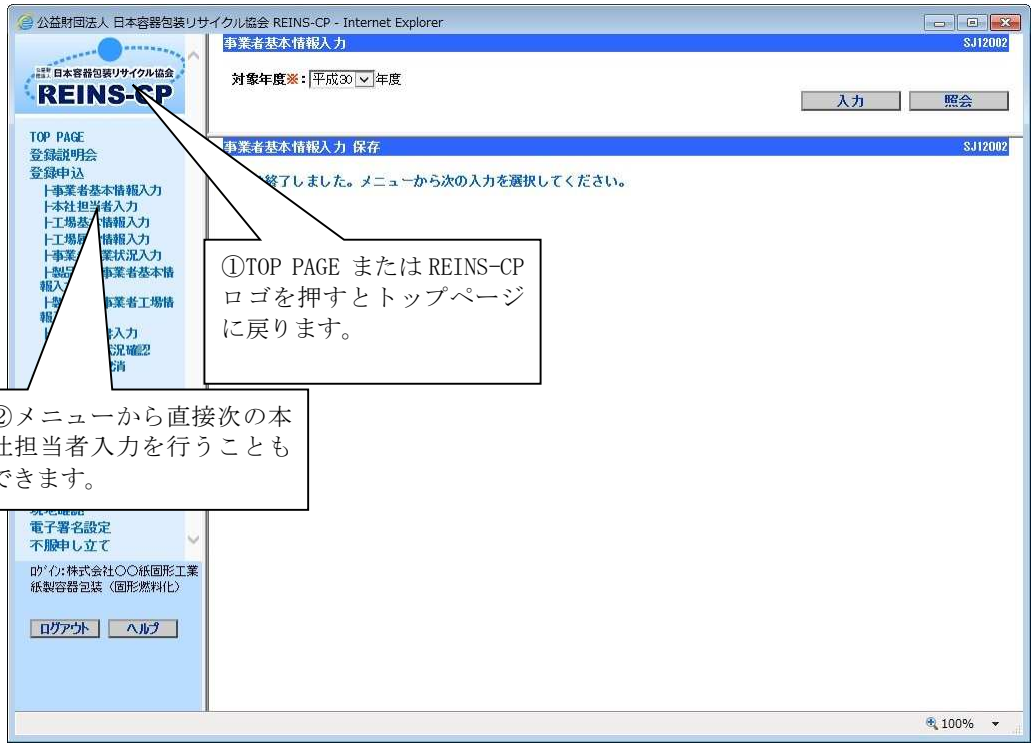

以上で事業者基本情報入力が完了します。

（4） 本社担当者の入力（様式１）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「本社担当者入力」から本社担当者入力を開始します。

入力ボタンをクリックすると下記の画面が表示されます。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

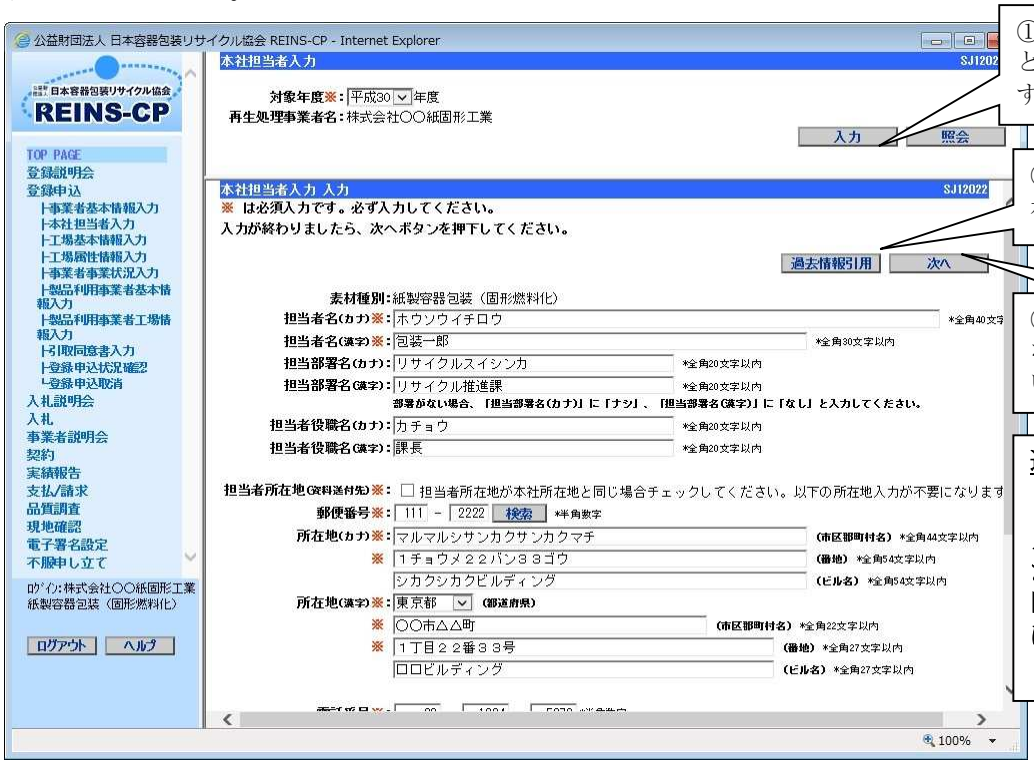

次へボタンクリック後は、事業者基本情報入力画面と同様に、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。以上で本社担当者入力が完了します。

（5） 工場基本情報の入力（様式２）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「工場基本情報入力」から工場基本情報入力を開始します。

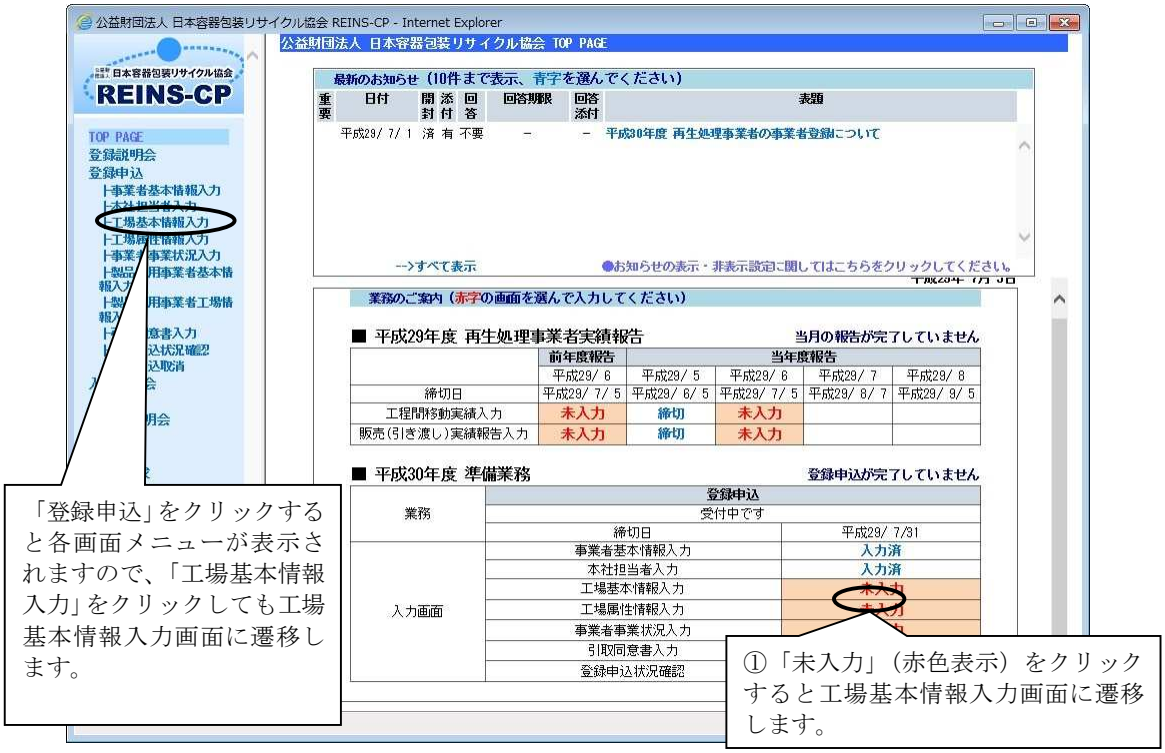

検索ボタンをクリックすると前年度までに申請したことのある工場が一覧表示されます。引き続き申請を行う場合は引用登録ボタンをクリックしてください。一覧にない工場を新規に申請する場合は、新規入力ボタンをクリックしてください。

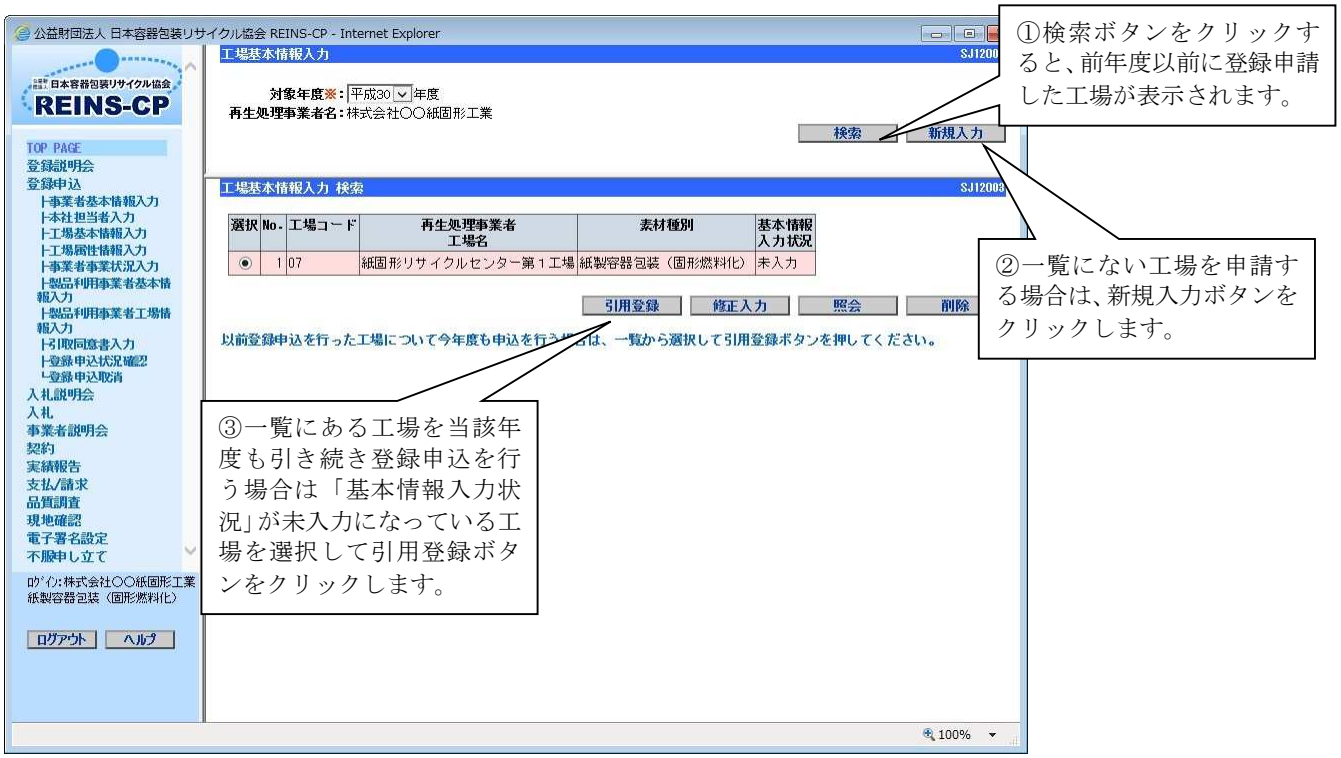

引用登録ボタンまたは新規入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます（引用登録ボタンをクリックした場合は前年度までに登録した情報が初期表示されます。内容を確認のうえ、変更があれば修正してください）。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

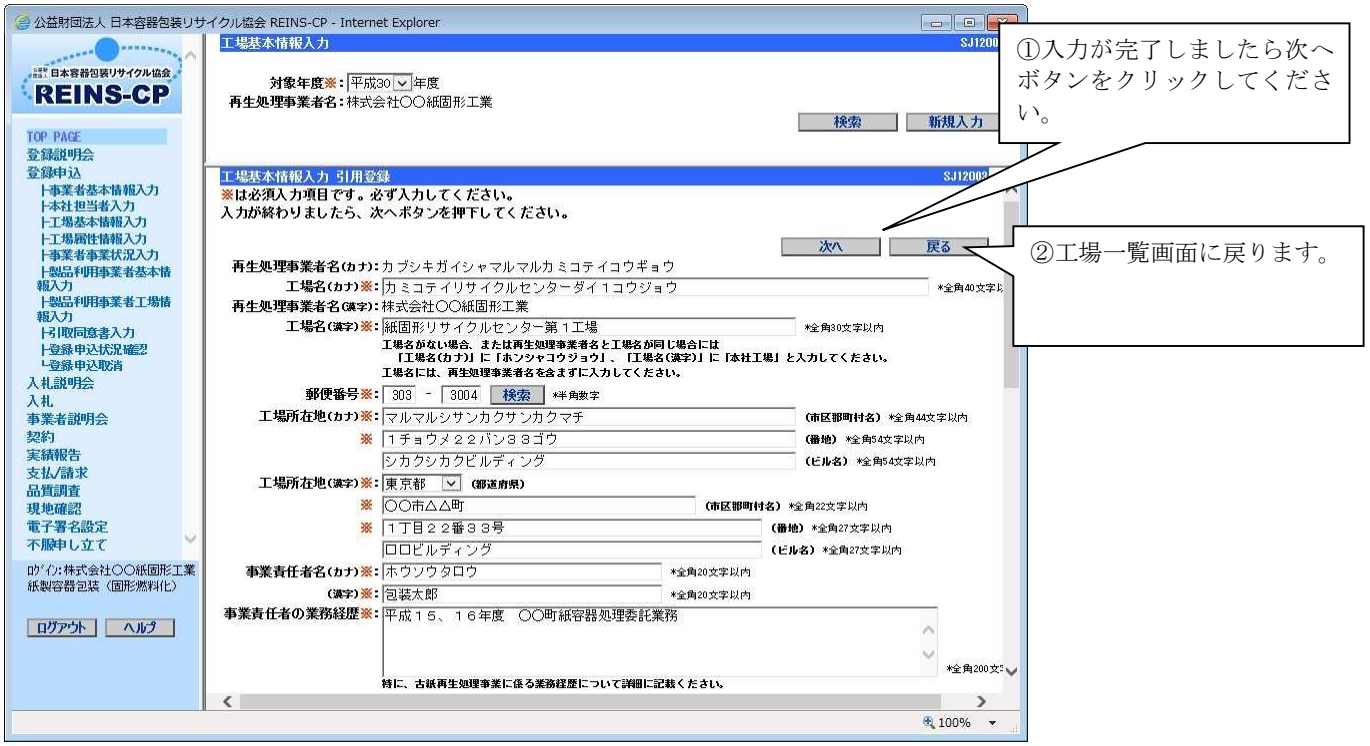

次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタンクリック後、下記の画面が表示され、工場基本情報入力が完了します。一覧ボタンをクリックすると、工場一覧画面に戻ります。

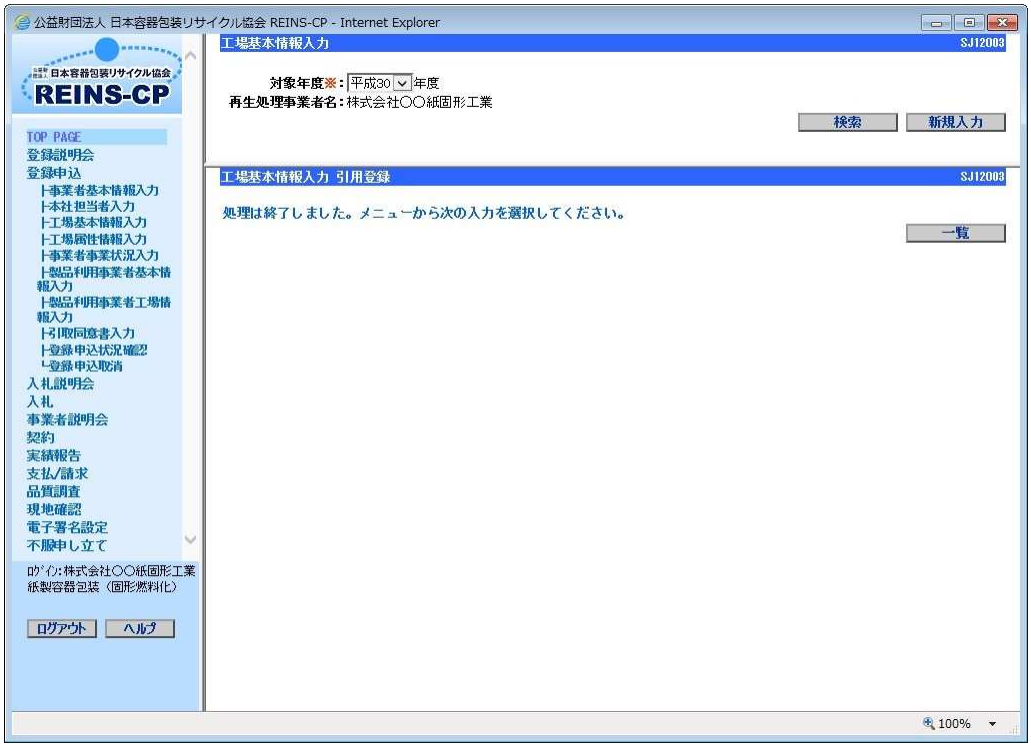

他にも申請する工場がある場合、引き続き工場基本情報の入力を行ってください。

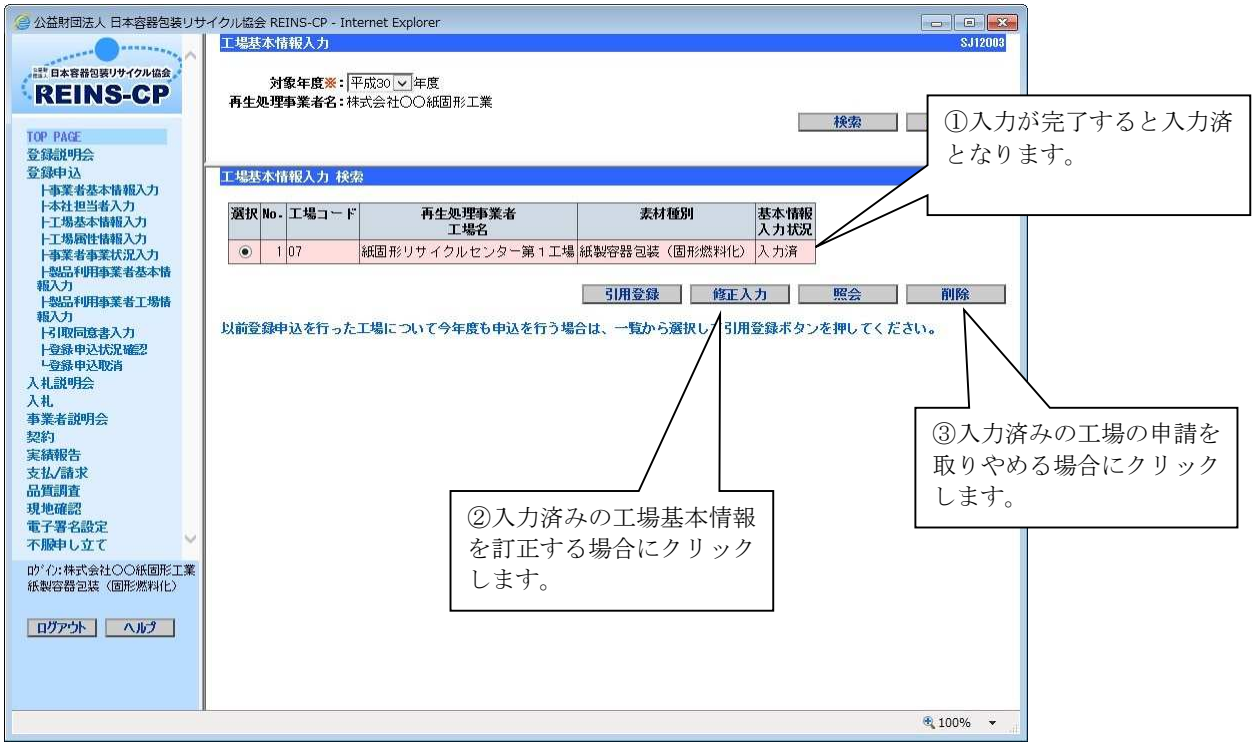

（6） 工場属性情報の入力（様式２、様式３）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「工場属性情報入力」から工場属性情報入力を開始します。

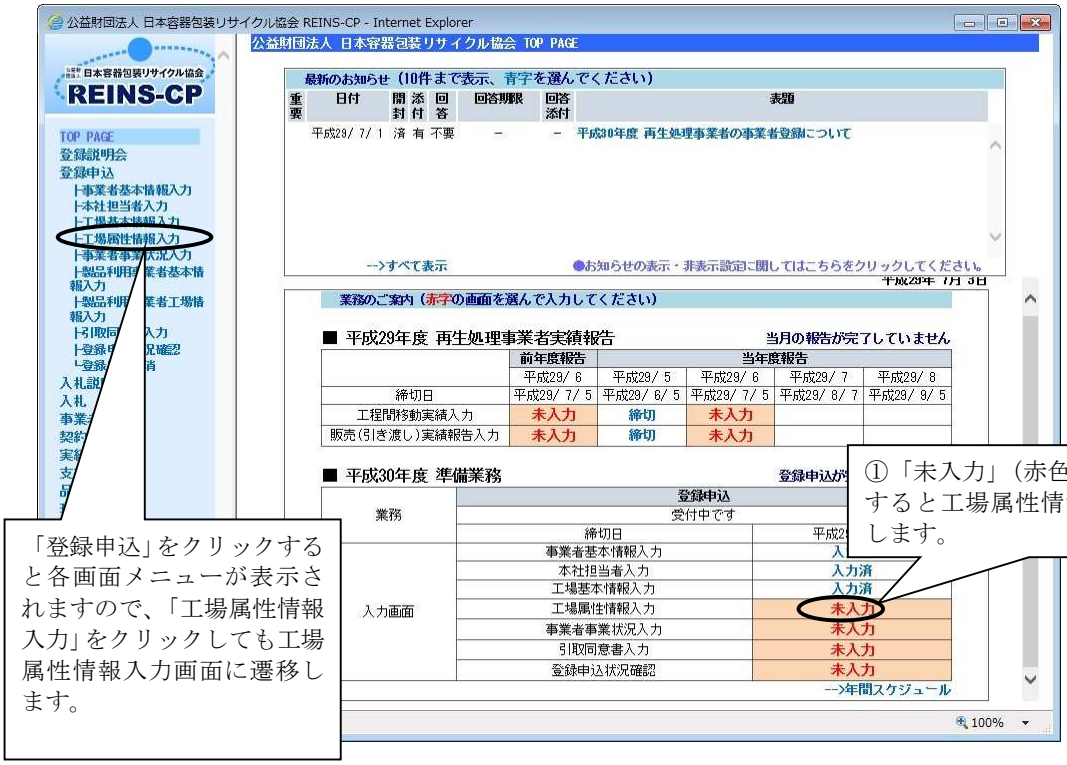

検索ボタンをクリックすると工場基本情報入力画面で入力した工場が一覧に表示されます。

属性情報入力状況が「未入力」の工場の選択チェックをして入力ボタンをクリックします。

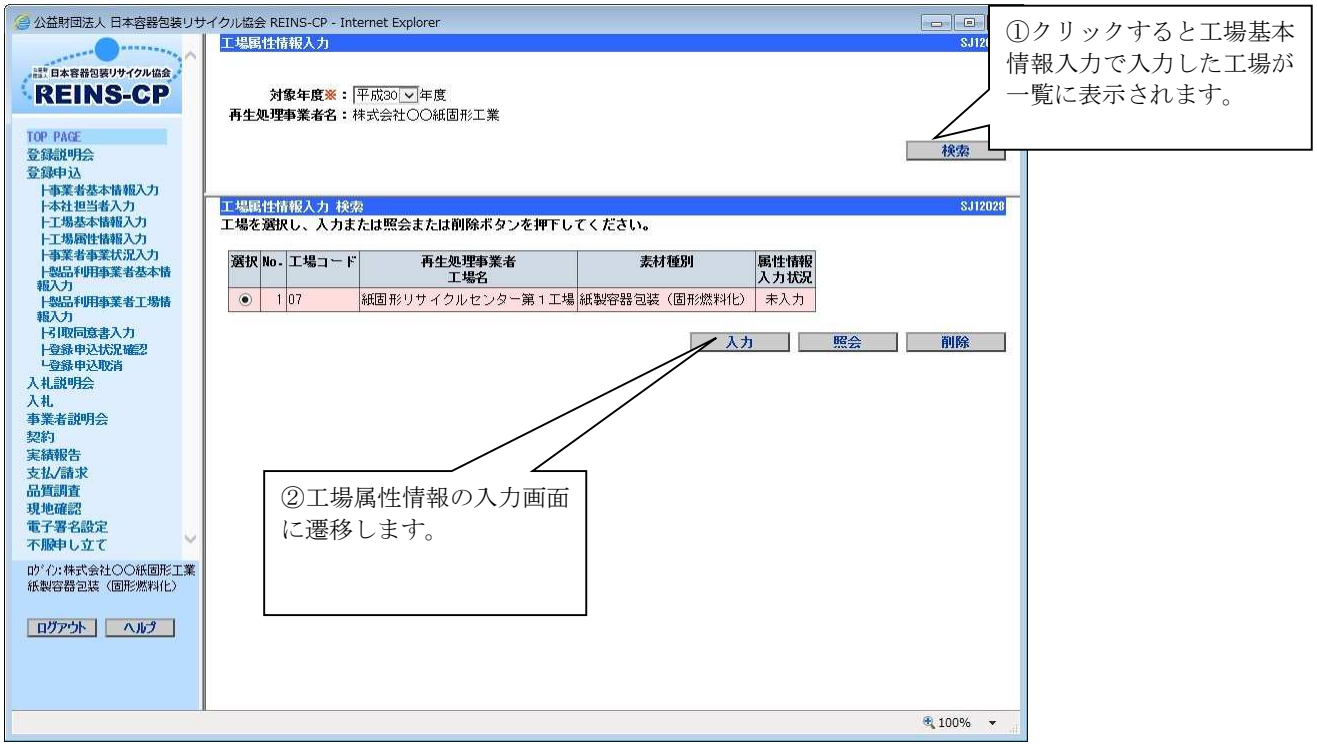

入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます。工場属性情報の入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

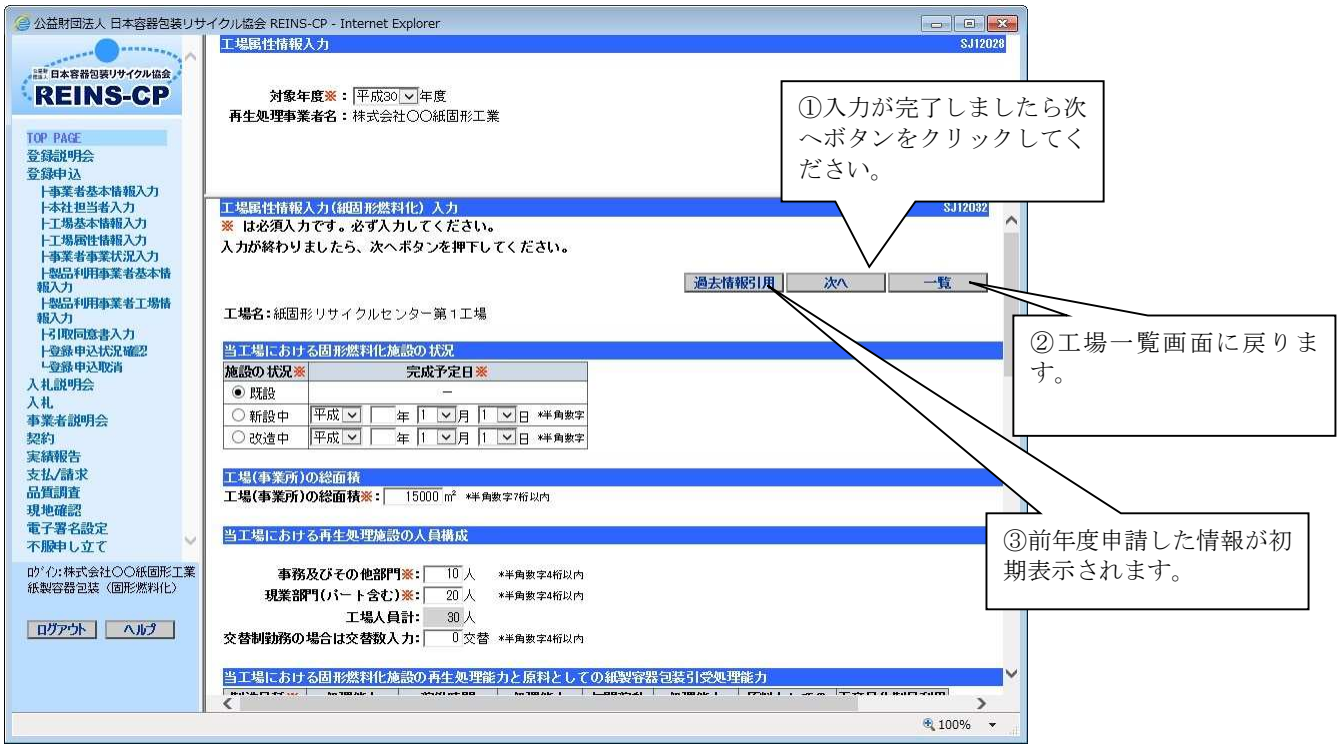

次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタン押下後、下記の画面が表示され、工場属性情報入力が完了します。一覧ボタンをクリックすると、工場一覧画面に戻ります。

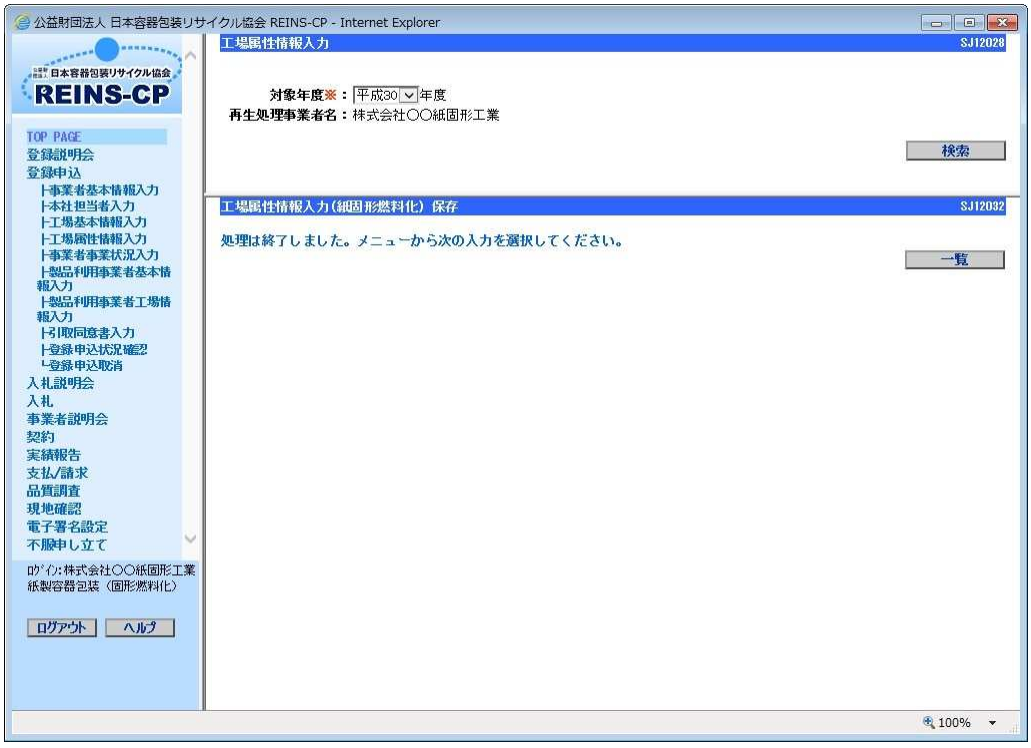

他にも申請する工場がある場合、引き続き工場属性情報の入力を行ってください。

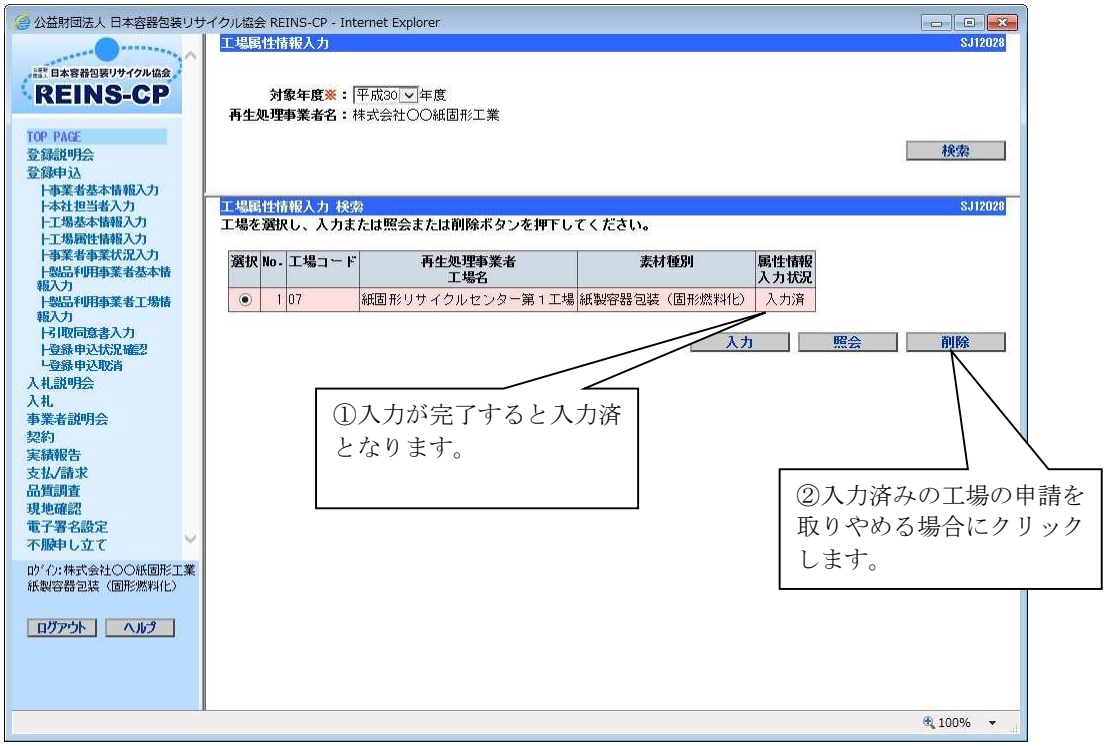

（7） 事業者事業状況入力

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「事業者事業状況入力」から事業者事業状況入力を開始します。

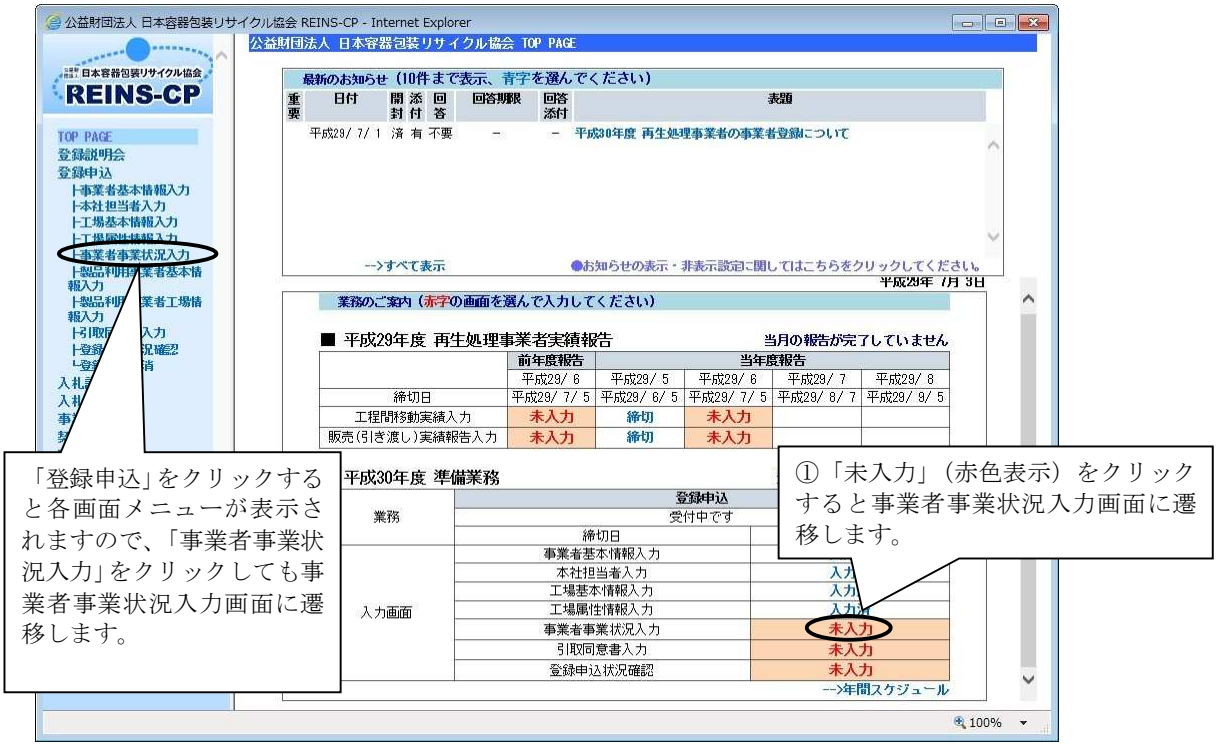

入力ボタンをクリックすると下記の画面が表示されます。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。

以上で事業者事業状況入力が完了します。

（8） 製品利用事業者情報の入力

引取同意書の入力を行う前に、製品利用事業者の社名や代表者名などを事前に入力しておく必要があります。ログイン後に表示される左側のメニューの「製品利用事業者基本情報入力」から製品利用事業者情報入力を開始します。

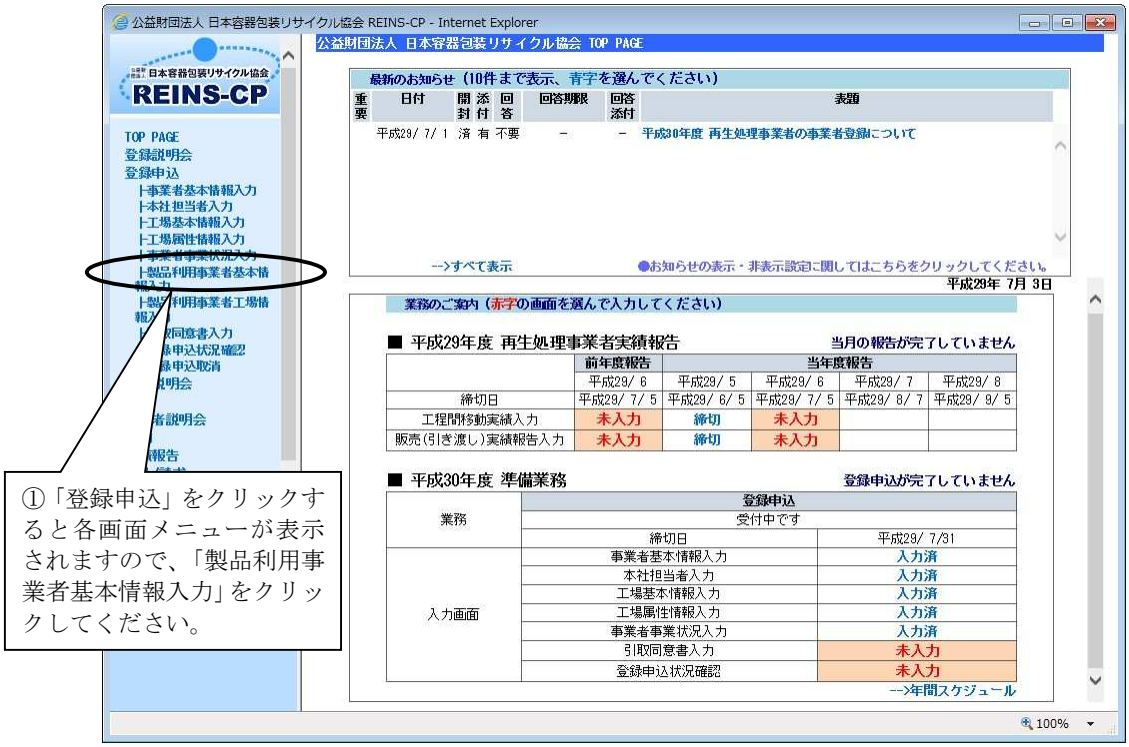

①「登録申込」をクリックすると各画面メニューが表示されますので、「製品利用事業者基本情報入力」をクリックしてください。

検索ボタンをクリックすると、過去に引取同意書に記入した製品利用事業者が一覧表示されます。引き続き製品利用事業者の情報変更を行う場合は修正入力ボタンをクリックしてください。一覧にない製品利用事業者を新規に入力する場合は、新規入力ボタンをクリックしてください。

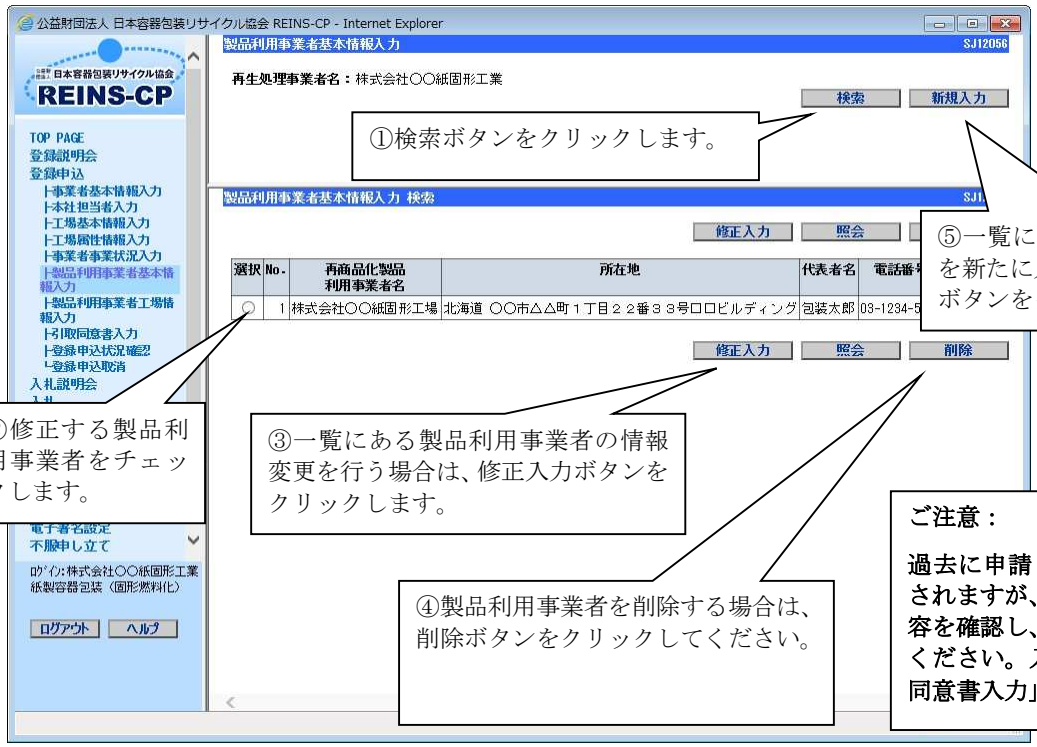

①検索ボタンをクリックします。

②修正する製品利用事業者をチェックします。

③一覧にある製品利用事業者の情報変更を行う場合は、修正入力ボタンをクリックします。

④製品利用事業者を削除する場合は、削除ボタンをクリックしてください。

⑤一覧にない製品利用事業者工場を新たに入力する場合は、新規入力ボタンをクリックします。

ご注意：

過去に申請した製品利用事業者が表示されますが、住所や代表者などの登録内容を確認し、必ず最新の情報に変更してください。入力をしていないと、「引取同意書入力」画面で引用ができません。

修正入力ボタンまたは新規入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

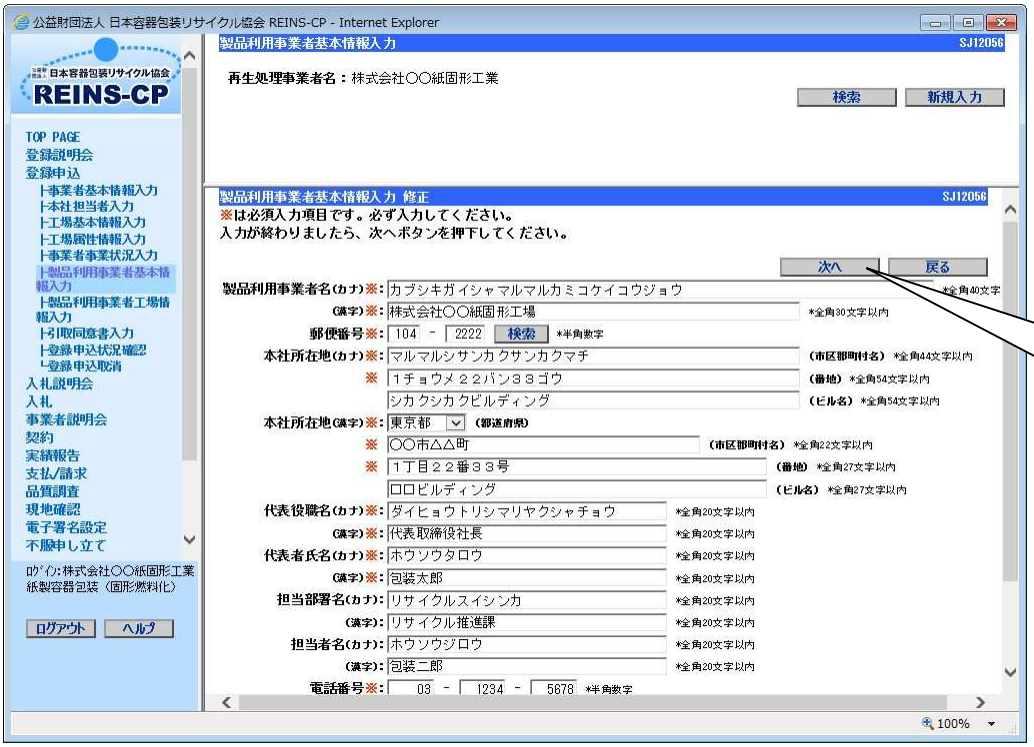

①入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタンクリック後、下記の画面が表示され、製品利用事業者入力が完了します。引き続き製品利用事業者の新規入力を行う場合は、新規入力ボタンをクリックして入力を行ってください。一度登録したデータの修正入力を行う場合は、検索ボタンをクリックして、一覧画面より該当製品利用事業者を選択し、修正を行ってください。全ての製品利用事業者の入力が完了しましたら、トップページへ戻ってください。

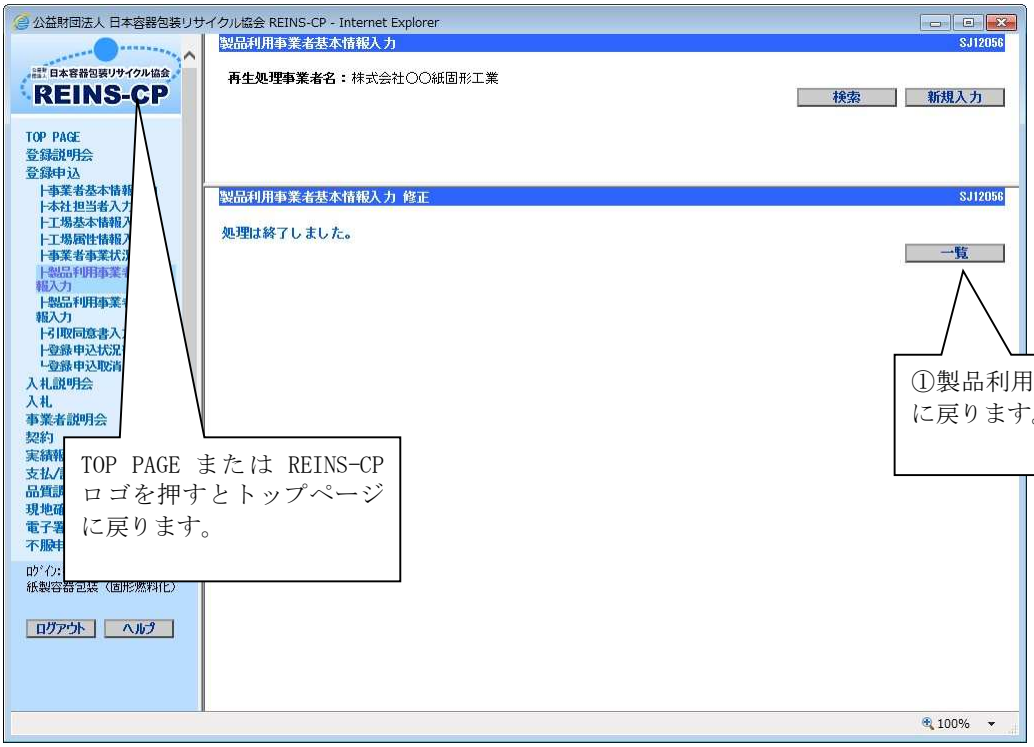

TOP PAGE または REINS-CP ロゴを押すとトップページに戻ります。

①製品利用事業者一覧に戻ります。

（9） 製品利用事業者工場情報の入力

引取同意書の入力を行う前に、製品利用事業者の工場名や所在地などを事前に入力しておく必要があります。ログイン後に表示される左側のメニューの「製品利用事業者工場情報入力」から製品利用事業者工場情報入力を開始します。

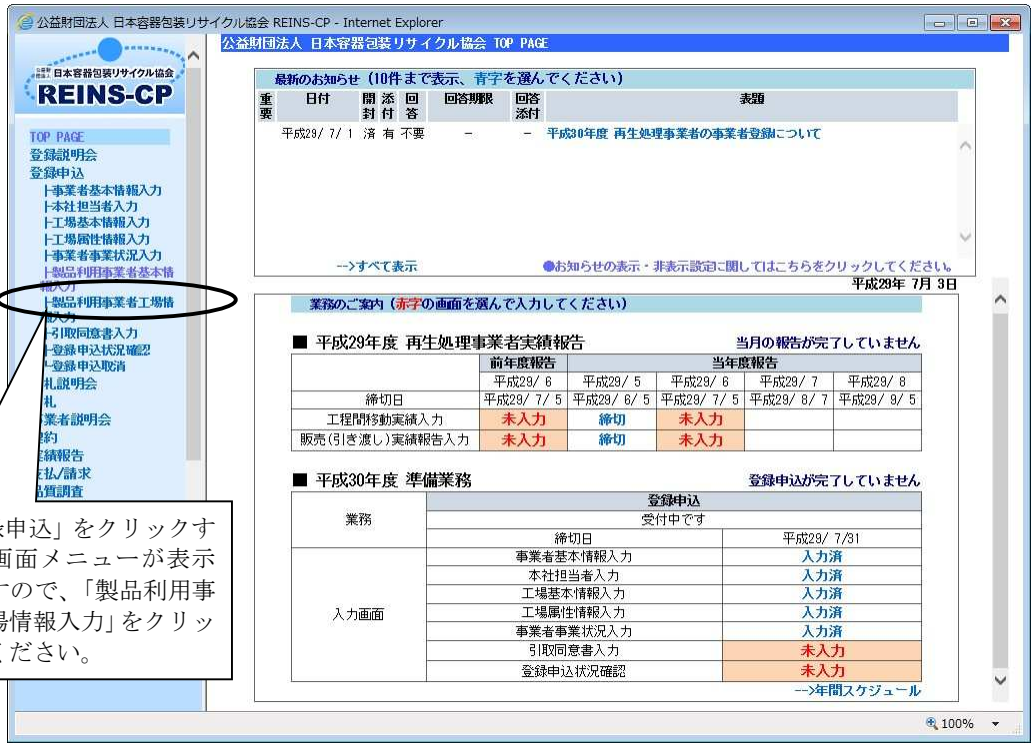

検索ボタンをクリックすると、過去に引取同意書に記入した製品利用事業者工場が一覧表示されます。引き続き製品利用事業者工場の情報変更を行う場合は修正入力ボタンをクリックしてください。一覧にない製品利用事業者工場を新規に入力する場合は、新規入力ボタンをクリックしてください。

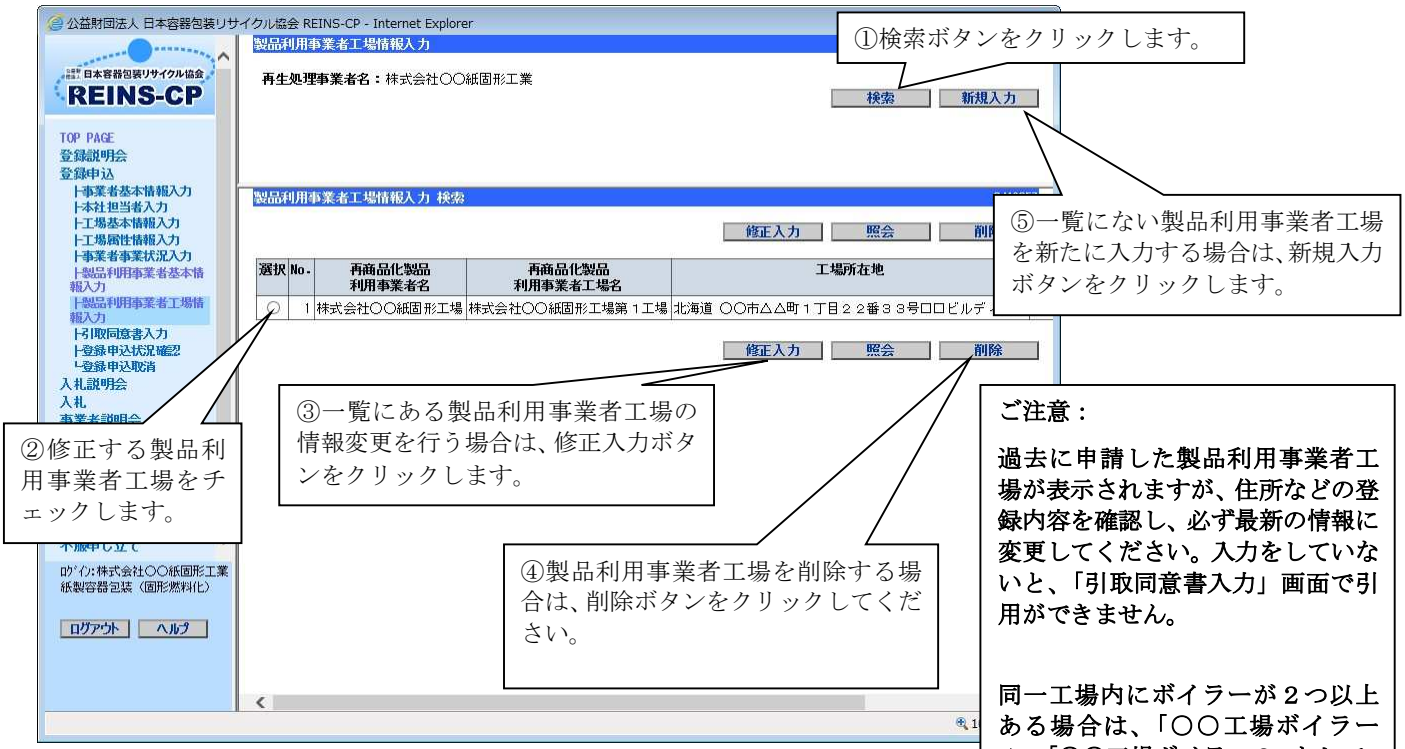

ご注意：

過去に申請した製品利用事業者工場が表示されますが、住所などの登録内容を確認し、必ず最新の情報に変更してください。入力をしていないと、「引取同意書入力」画面で引用ができません。

同一工場内にボイラーが２つ以上ある場合は、「○○工場ボイラー１」「○○工場ボイラー２」として、２つそれぞれの工場として新規に登録をしてください。

修正入力ボタンまたは新規入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます。入力完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

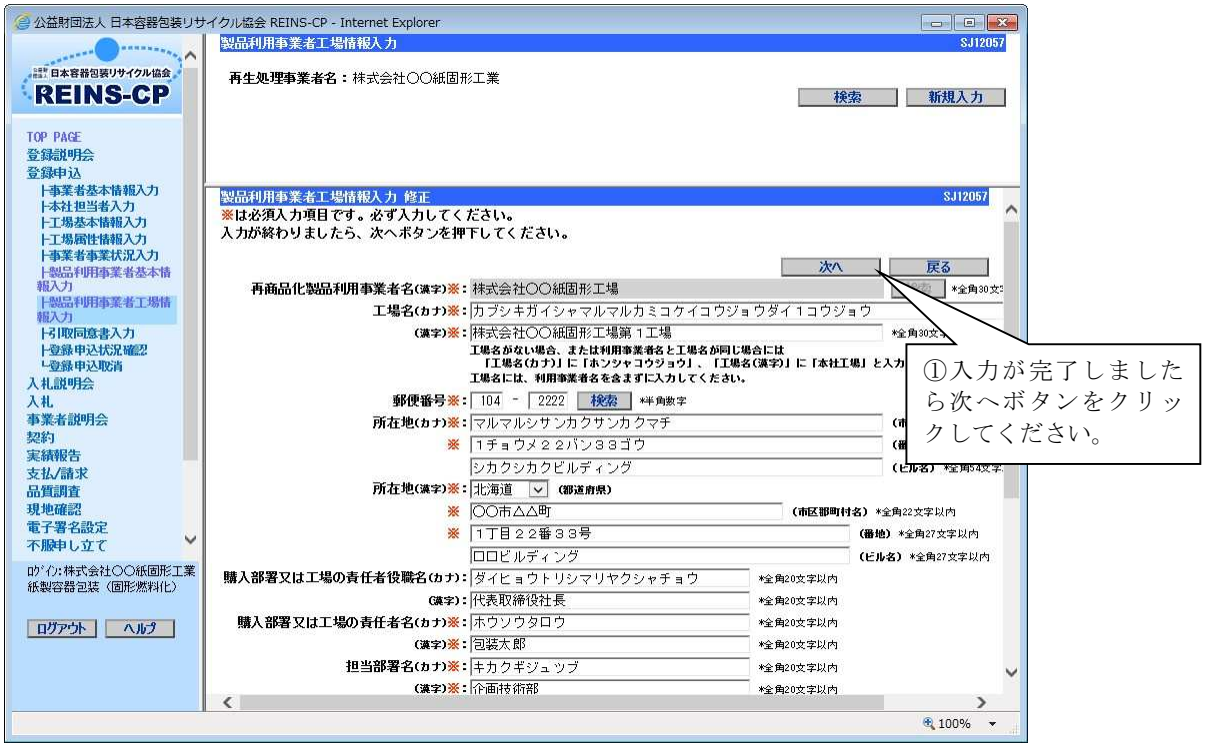

次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタンクリック後、下記の画面が表示され、製品利用事業者工場入力が完了します。引き続き製品利用事業者工場の新規入力を行う場合は、新規入力ボタンをクリックして入力を行ってください。一度登録したデータの修正入力を行う場合は、検索ボタンをクリックして、一覧画面より製品利用事業者工場を選択し、修正を行ってください。全ての製品利用事業者工場の入力が完了しましたら、トップページへ戻ってください。

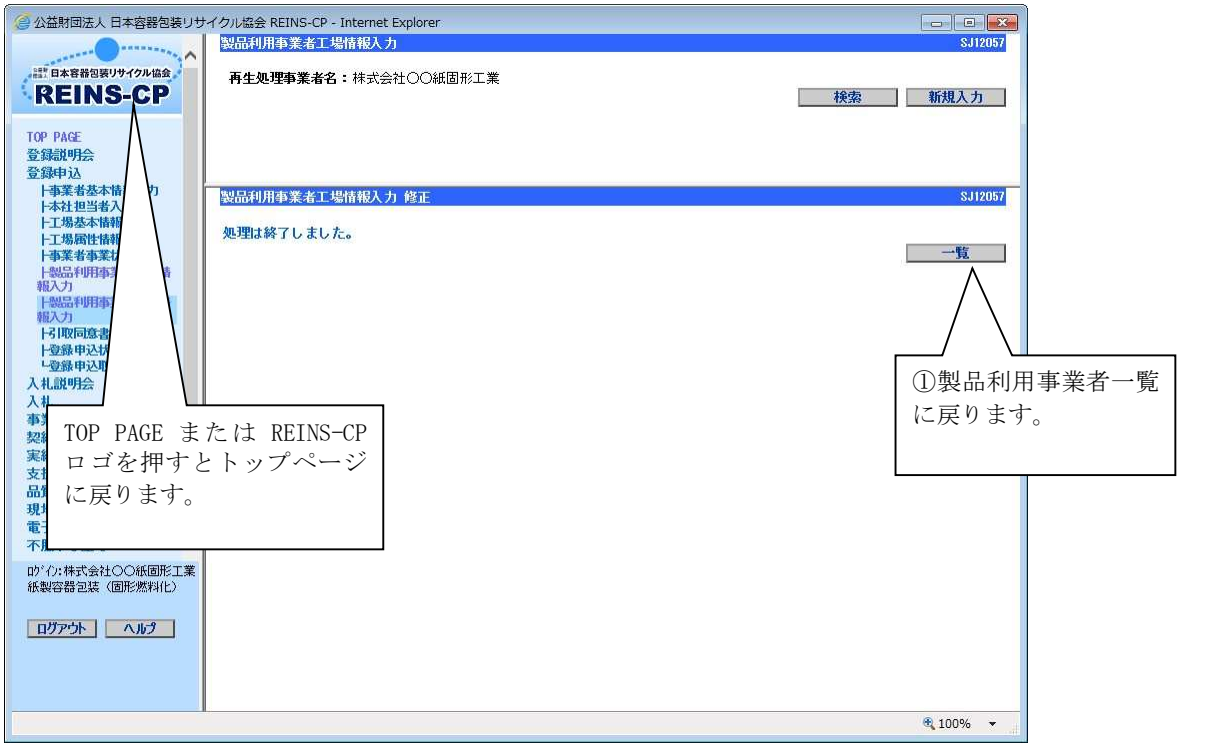

（１０） 引取同意書情報の入力（様式４）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「引取同意書入力」から引取同意情報入力を開始します。

検索ボタンをクリックすると、前年度の引取同意書が一覧表示されます。引き続き引取同意書の情報変更を行う場合は修正ボタンをクリックしてください。一覧にない引取同意書を新規に入力する場合は、新規入力ボタンをクリックしてください。

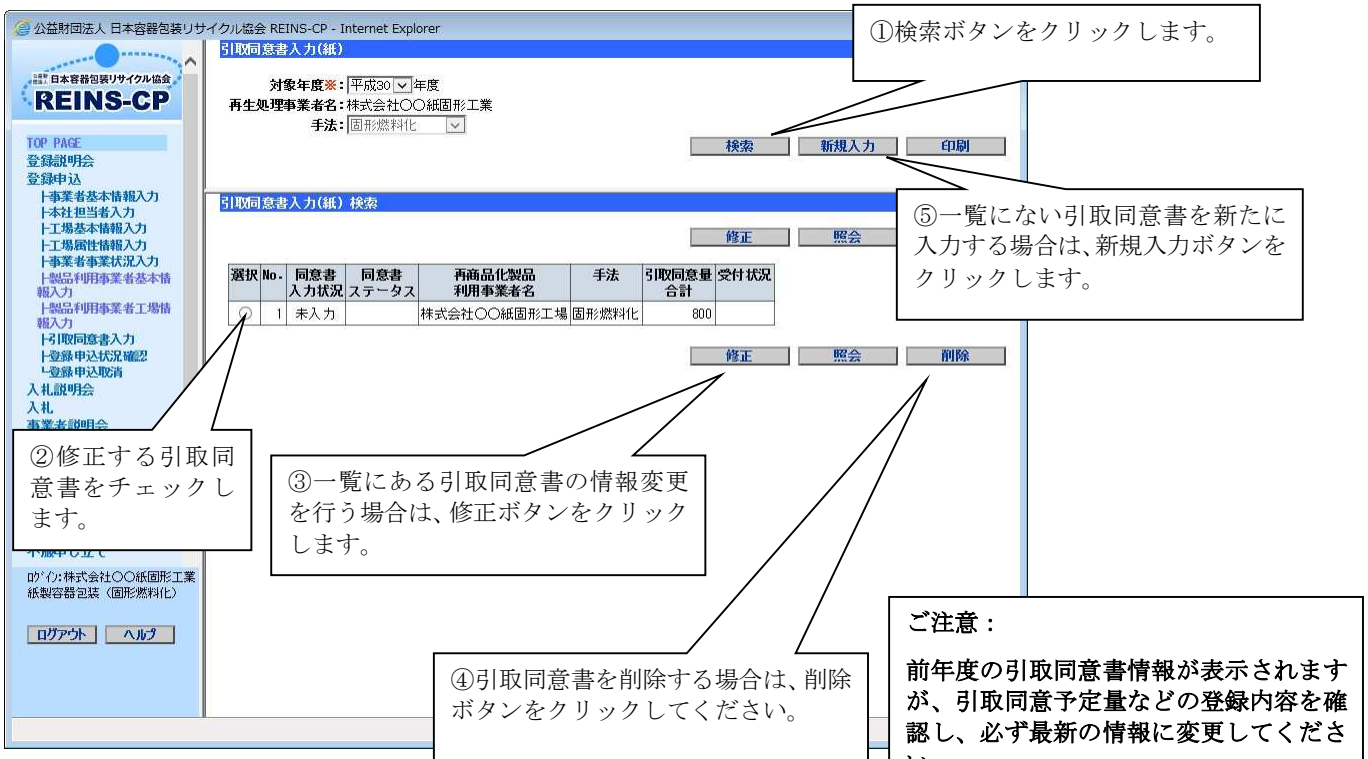

修正入力ボタンまたは新規入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます。製品利用事業者を選択し、入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

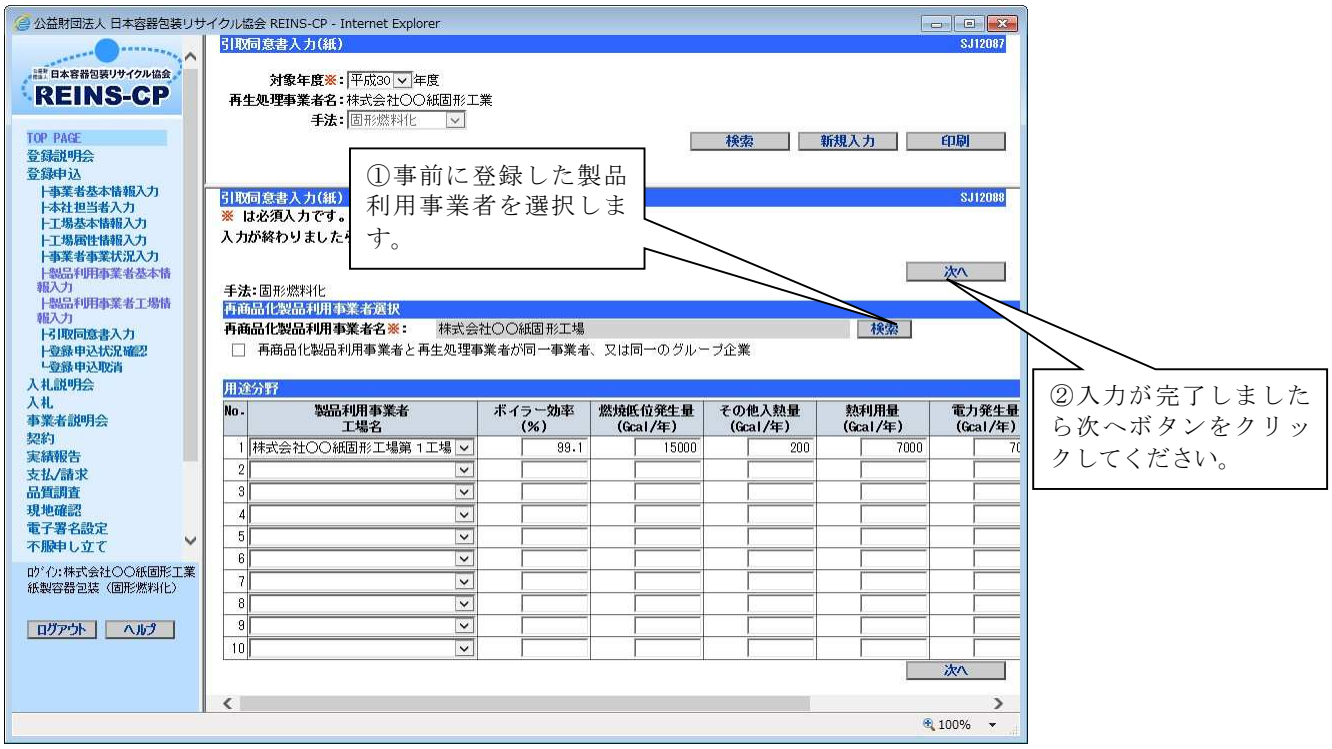

次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタンクリック後、下記の画面が表示され、引取同意書入力が完了します。引き続き引取同意書の新規入力を行う場合は、新規入力ボタンをクリックして入力を行ってください。一度登録したデータの修正入力を行う場合は、検索ボタンをクリックして、一覧画面より製品利用事業者を選択し修正を行ってください。全ての引取同意書の入力が完了しましたら、トップページへ戻ってください。

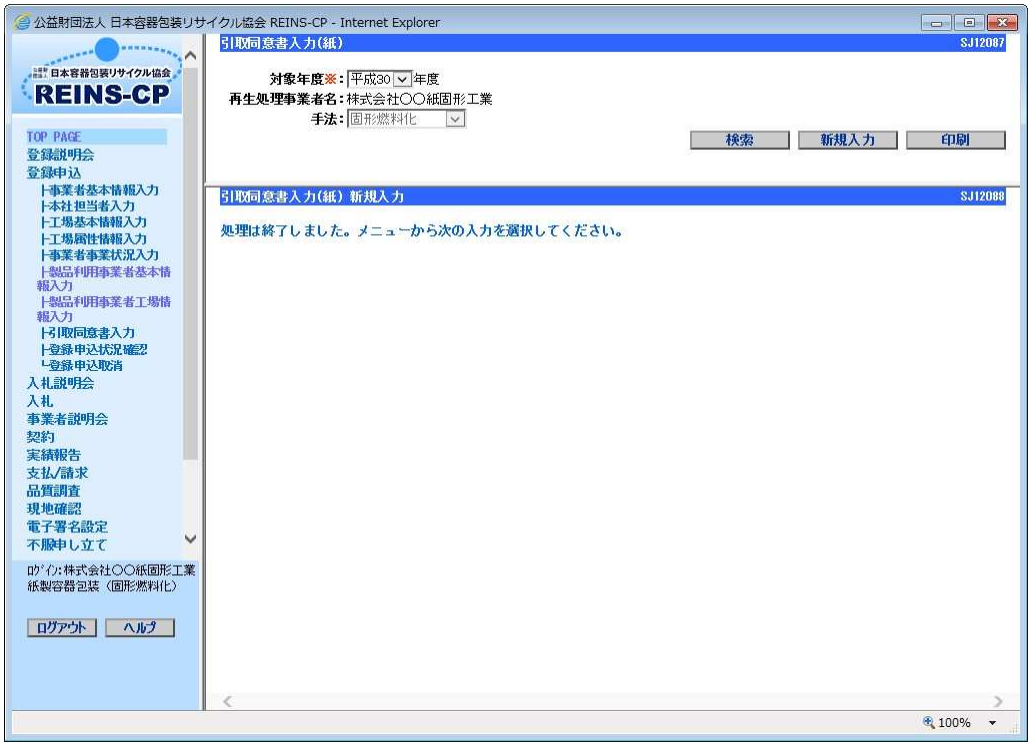

（１１） 登録申込状況確認

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「登録申込状況確認」から登録申込書類の印刷および登録申込を行います。

入力状況が全て「入力済」となっていることを確認して、印刷ボタンをクリックして登録申込書の印刷を行います。印刷した登録申込書の内容を確認し、間違いなければ登録申込ボタンをクリックしてください。<u>本社担当者入力にて入力いただいたメールアドレスへ受付メールが送信されます（メールが送信されない場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください）。</u>なお、登録申込書を印刷していないと登録申込ボタンがクリックできませんのでご注意ください。

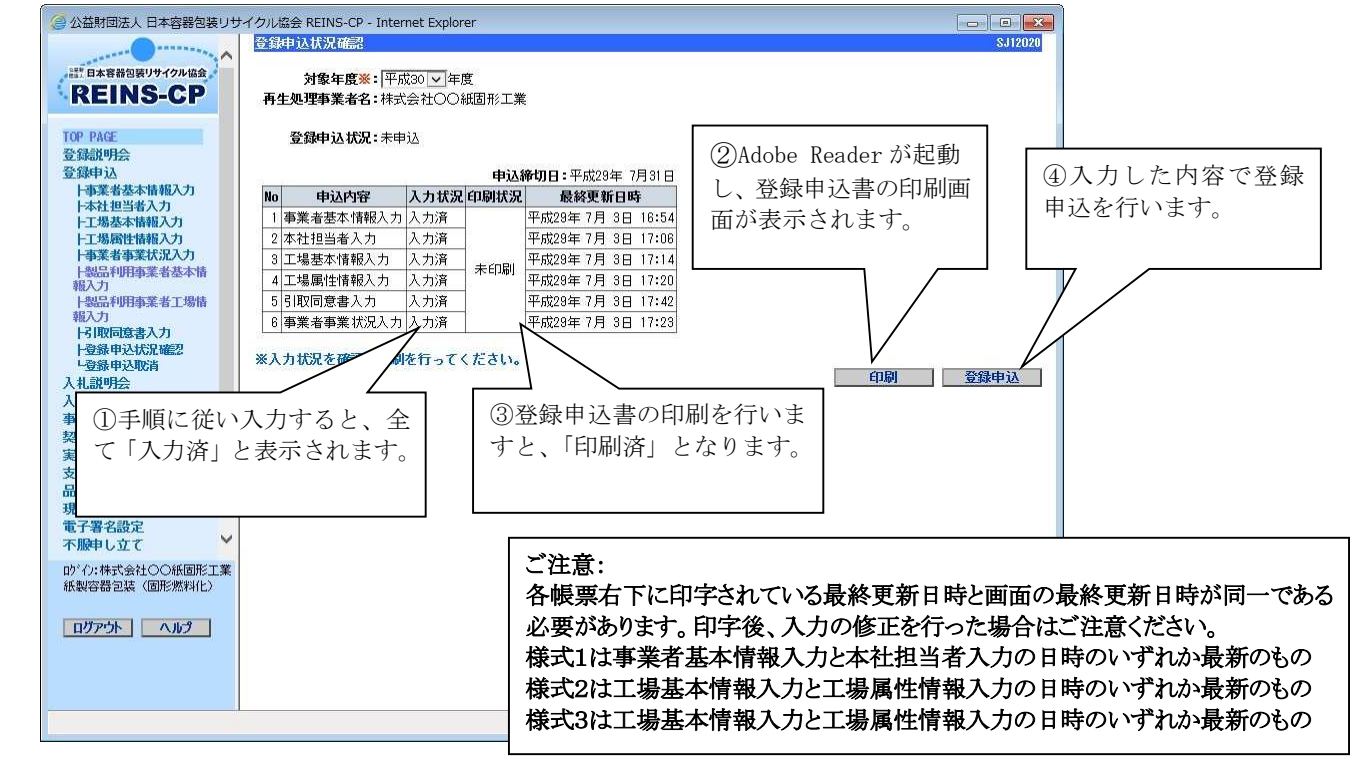

以下の印刷画面が表示されたら印刷ボタンをクリックしてプリンタに出力してください。用紙のサイズはＡ４横で設定されています。印刷画面は様式１、様式１－②、様式２、様式２－②、様式３、様式４の６種類表示されますので、それぞれ印刷を行ってください。印刷が終了したら、ウインドウを終了させてください。印刷物をご確認のうえ、よろしければ、登録申込状況照会画面に戻り、「登録申込」ボタンをクリックしてください。

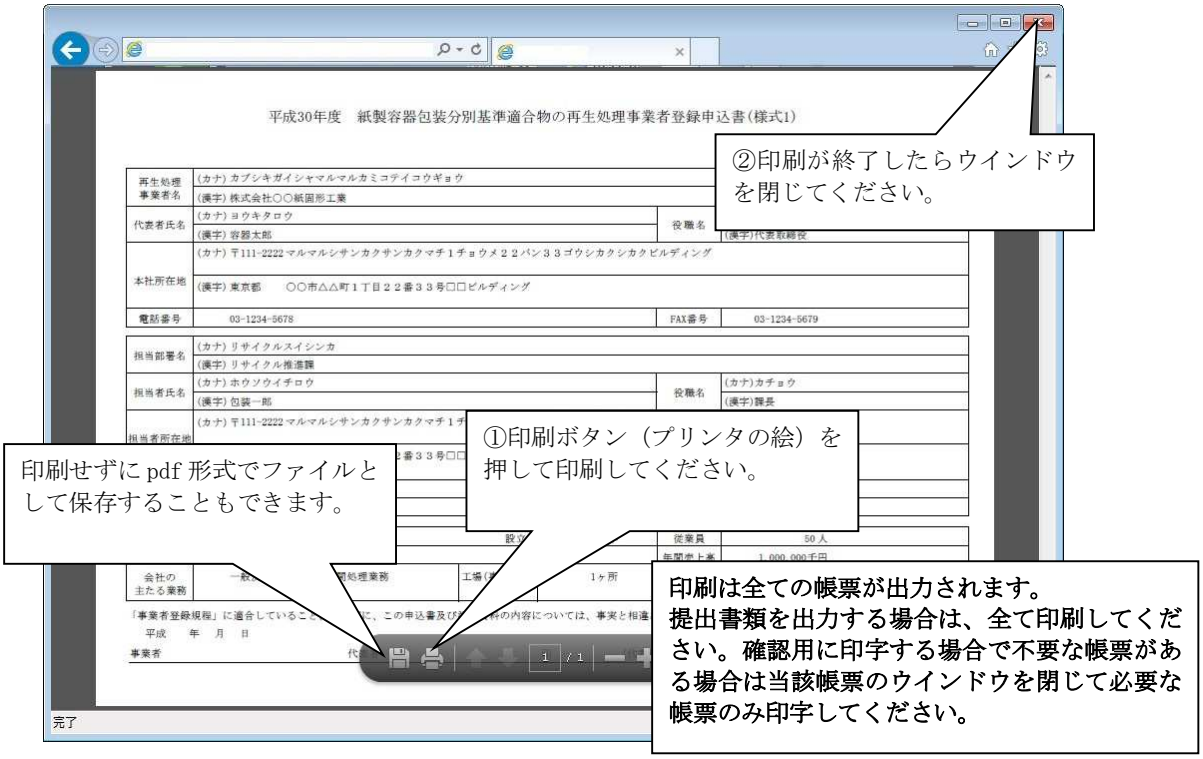

（１２） ログアウト

画面の左上のロゴをクリックするとトップページが表示されます。下記のように全て「入力済」となっていることを確認し、ログアウトしてください。

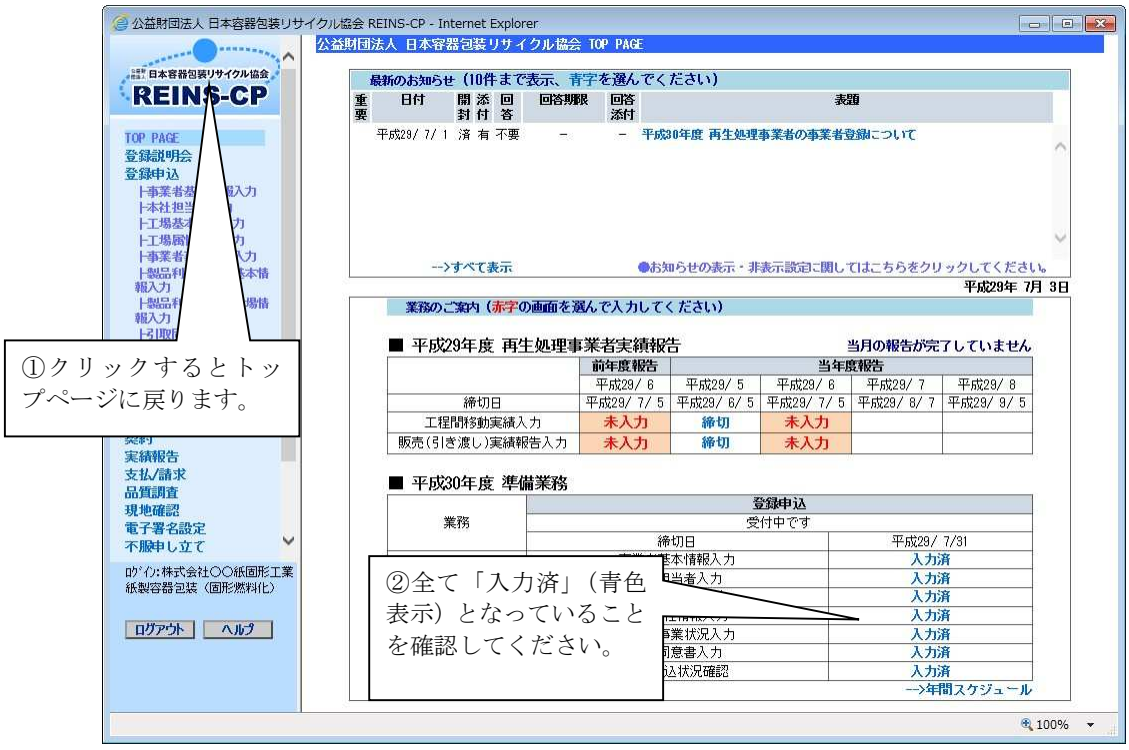

以上でオンラインによる登録申込が完了します。登録申込締切（７月３１日　１７：００）まで修正入力ができますが、<u>修正した場合は、登録申込書を再度印刷し、登録申込ボタンをクリックしなおしてください。必ず修正後の登録申込書を郵送してください。</u>

ご参考）３０年度オンライン手続きの流れ（予定）

＜３０年度準備業務＞

事業者登録　平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日

↓

審査結果表示　平成 29 年 11 月中旬

審査結果をオンライン画面上で照会できます。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

審査結果によって以降の手続きは行なえない場合があります

↓

入札説明会参加申込み　平成 29 年 11 月中旬

事業者登録説明会と同様にオンラインで申込していただきます。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

↓

査定再商品化能力の通知　平成 29 年 12 月下旬

査定再商品化能力をオンライン画面上で照会できます。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

↓

入札入力　平成 29 年 12 月下旬～平成 30 年 1 月下旬

電子証明書による電子入札をしていただきます。（ジョイントを構成する事業者の委任状は別途必要）。
※）別途電子証明書（ＩＣカード）、ＩＣカードリーダライタが必要になります。

↓

入札選定結果表示　平成 30 年 2 月下旬

入札選定結果をオンライン画面上で照会できます。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

入札選定結果によって以降の手続きは行なえない場合があります

↓

事業者説明会参加申込み　平成 30 年 3 月上旬

事業者登録説明会と同様にオンラインによる申込です。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

↓

契約書署名　平成 30 年 3 月末

入札時に使用した電子証明書（ＩＣカード）による電子契約となります。

＜３０年度業務＞

実績報告入力　平成 30 年 5 月～平成 31 年 7 月上旬（利用時期）

オンラインによる実績報告を行います。市町村の報告値と異なる場合は自動でメールにてご連絡し、オンライン画面で市町村の報告値がご確認いただけます。

↓

品質調査結果入力　平成 30 年 5 月～平成 30 年 10 月下旬

29 年度分別基準適合物の品質調査結果についてオンラインによる報告を行います。

以上

平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書 (様式1)

印字サンプル

作成日 平成29年　7月　3日

再生処理事業者名	(カナ)カブシキカイシャマルマルコウギョウ		
	(漢字)株式会社○○工業		
代表者氏名	(カナ)ヨウキタロウ	役職名	(カナ)ダイヒョウトリシマリヤク
	(漢字)容器太郎		(漢字)代表取締役
本社所在地	(カナ)〒 123-4567マルマルクサンカクサンカク		
	(漢字)東京都　　○○区△△１－２－３		
電話番号	03-5678-8901	FAX番号	03-5678-8901

担当部署名	(カナ)リサイクルスイシンカ		
	(漢字)リサイクル推進課		
担当者氏名	(カナ)ホウソウジロウ	役職名	(カナ)カチョウ
	(漢字)包装　次郎		(漢字)課長
担当者所在地(資料送付先)	(カナ)〒 156-7890シカクシカクシバツバツ		
	(漢字)東京都　　□□市××１－２－３		
電話番号	0234-567-8901	FAX番号	0234-567-8901
E-Mail	abc@def.co.jp	連絡用E-Mail	abc@def.co.jp

設立	昭和○ 年△ 月	設立後	30 年	従業員	30人
資本金	1,000千円			年間売上高	1,000,000千円
会社の主たる業務	産業廃棄物収集運搬	工場(事業所)数	1ヶ所	ホームページ	http://www.jcpra.or.jp/

「事業者登録規程」に適合していること、ならびに、この申込書及び添付資料の内容については、事実と相違ありません。

平成　　年　　月　　日

事業者　　代表者　　印　　（代表者登録印（個人の場合は実印））

最終更新日時 平成29年　7月　3日　11:02:03

平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申請書（様式１－②）

印字サンプル

事業者名	代表者名	作成日
株式会社○○工業	容器太郎	平成29年　7月　3日

１．固形燃料化事業に係る収支見通し

（金額は千円単位）

		平成29年度 実績	平成30年度 見込み	平成31年度 計画	平成32年度 想定	平成33年度 想定
収入（固形燃料製造販売）	再生処理委託料（イ）	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,100,000
	内）協会からの受託料	3,000	3,500	3,700	3,700	3,700
	販売収入（ロ）	200,000	210,000	230,000	250,000	270,000
	販売量（t）	50,000	50,000	52,000	54,000	56,000
	その他固形燃料化事業に関する収入（ハ）	300,000	350,000	370,000	390,000	420,000
	計　（イ）+（ロ）+（ハ）　⇒　①	2,500,000	2,560,000	2,600,000	2,640,000	2,790,000
支出（固形燃料製造販売）	人件費	650,000	610,000	630,000	650,000	660,000
	減価償却費	100,000	100,000	80,000	80,000	80,000
	土地・建物・設備等の賃借料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	その他経費（メンテナンス費・運賃・電熱用水費・その他）	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
	計　⇒　②	1,780,000	1,840,000	1,840,000	1,860,000	1,870,000
差引収支差額（①－②）		720,000	720,000	760,000	780,000	920,000

２．協会扱い分のみの収支

（金額は千円単位）

		平成29年度 実績	平成30年度 見込み	平成31年度 計画	平成32年度 想定	平成33年度 想定
収入（固形燃料製造販売）	協会からの受託料（ニ）	3,000	3,500	3,700	3,700	3,700
	再商品化製品販売収入（ホ）	1,200	1,200	1,500	1,500	1,500
	トン当たりの販売単価（※千円単位）	3	3	3	3	3
	販売量（t）	400	400	500	500	500
	計　（ニ）＋（ホ）　⇒　③	4,200	4,700	5,200	5,200	5,200
支出（固形燃料製造販売）	人件費	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600
	減価償却費	200	200	200	200	200
	土地・建物・設備等の賃借料	70	70	70	70	70
	その他経費（メンテナンス費・運賃・電熱用水費・その他）	2,200	2,100	2,100	2,200	2,200
	計　⇒　④	3,970	3,870	3,970	4,070	4,070
差引収支差額（③－④）		230	830	1,230	1,130	1,130

３．事業全体

（固形燃料化事業以外も含めた全事業）

（金額は千円単位）

	平成29年度 実績	平成30年度 見込み	平成31年度 計画	平成32年度 想定	平成33年度 想定
売上高	3,000,000	3,100,000	3,200,000	3,200,000	3,300,000
経常利益	300,000	275,000	286,000	290,000	292,000

最終更新日時 平成29年　7月　3日 11:02:03

印字サンプル

平成30年度 紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者(固形燃料化)登録申込書(様式2)

再生処理事業者 ： 1234567 株式会社○○工業

工場 ： 01 第一工場

作成日 平成29年 7月 3日

再生処理施設の所在地及び担当部署	工場名又は事業所名	(カナ)ダイイチコウジョウ				
		(漢字)第一工場				
	所在地	(カナ)〒457-1234 シカクシカクシバツバツ				
		(漢字)愛知県 □□市××1－2－3				
	担当部署名	RPI事業部	役職名	課長	電話番号	0234-567-8901
	担当者名	分別 良夫			FAX番号	0234-567-8901
	e-mail	abc@def.co.jp			工場(事業所)の総面積	300㎡

1.当工場における再生処理施設の人員構成

人員構成	事務及びその他部門	現業部門(パートを含む)	工場人員計	交替制勤務の場合は交替数
	15人	25人	40人	2交替

2.当工場における固形燃料製品の年間販売量(前年度実績)

100トン

3.当該リサイクル製品に使用する紙類の有無 前年度の年間使用量(貴社の決算ベース)

紙類の使用の有無	年間使用量(うち紙製容器包装の使用量)
あり	20トン(0トン)

4.紙製容器包装を原料とした固形燃料製造での配合予定比率

紙製容器包装	他材料(産廃プラなど)
80 %	20 %

5.当工場における固形燃料化施設の状況・再生処理能力と原料としての紙製容器包装引受処理能力・引取同意書合計量 ※ 引受処理能力 = 1年の処理能力×紙製容器包装の配合比率

固形燃料化施設の状況	製造品種	再生処理能力			原料としての紙製容器包装引受処理能力 ※	再商品化製品利用事業者の引き取り同意量合計
		1時間の処理能力	1日の処理能力	1年の処理能力		
■既設 □新設中(完成予定) □改造中(完成予定)	■固形燃料 □フラフ	121kg/時間	1.4トン/日 1日の稼動時間：(12時間)	183トン/年 1年の稼動日数：(131日)	146トン/年	200トン/年

最終更新日時 平成29年 7月 3日 15:05:37

印字サンプル

平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書（様式２－②）

事業者名	代表者名	作成日
株式会社○○工業	容器太郎	平成29年　7月　3日

紙製容器包装再生処理事業に係る事業責任者および現場責任者などの業務経歴
(申請する再生処理事業に係る責任者の氏名および主な業務経歴を記載してください。業務経歴は印字サンプルを参考に具体的に記載ください)

施設名	事業責任者氏名	現場責任者氏名
第一工場	事業太郎	現場太郎

１．事業責任者の業務経歴

主な業務経歴
平成○年株式会社○○工業入社 平成○年○○工場へ異動第一製造課に勤務 平成○年○○工場第一製造課課長を拝命 平成○年第一工場へ異動、製造部長を拝命 平成○年第一工場長を拝命、現在に至る

２．現場責任者の業務経歴

主な業務経歴
平成○年株式会社○○工業入社 平成○年○○工場へ異動第二製造課に勤務 平成○年○○工場第二製造課主任を拝命 平成○年第一工場へ異動、製造課長を拝命 平成○年第一工場製造部長を拝命、現在に至る

３．再生処理事業の実施に係る資格所有者

資格	氏名
廃棄物処理施設技術管理者	事業太郎
フォークリフト、クランプリフト	包装太郎
パワーショベル等	現場太郎、包装太郎

印字サンプル

平成30年度 紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書（様式3）

再生処理事業者 ： 1234567 株式会社○○工業
工場 ： 01 第一工場

作成日 平成29年 7月 3日

1.紙製容器包装の保管場所

選別事業者等から引き取った固形燃料化原料向け選別品の保管場所の面積、保管可能量	保管場所の面積 (屋内)	保管可能量
	1,000㎡	100トン

2.主要設備の仕様 (固形燃料化製品の製造に必要な主要設備を工程順に表示)

	設備名	設備の有無	台数	製造メーカー・型式	能力 (処理量)	動力
1	計量設備（トラックスケール）	あり	2台	製造メーカーA	10トン	―
2	選別機	なし	台		kg/時	kw
3	砕枠機（粗破枠用）	なし	台		kg/時	kw
4	砕枠機（細破枠用）	なし	台		kg/時	kw
5	乾燥機	なし	台		kg/時	kw
6	定量供給機	なし	台		kg/時	kw
7	成形機	なし	台		kg/時	kw
8	成型品冷却器	なし	台		kg/時	kw
9			0台		0 kg/時	0 kw
10			0台		0 kg/時	0 kw

3.紙製容器包装固形燃料化製品の保管場所

保管場所の面積、保管可能量	保管場所の面積 (屋内)	保管可能量
	1,000㎡	100トン

最終更新日時 平成29年 7月 3日 11:02:03

印字サンプル

平成29年　7月31日（月）締め切り

平成30年度　紙製容器包装再商品化製品引き取り同意書（固形燃料化事業者用）（様式４）

株式会社○○工業　殿
（再生処理事業者名）

平成　年　月　日

社　　名　株式会社利用工業
工　場　名　本社工場
〒 123-4567
工場所在地　東京都□□市××１－２－３

工場責任者役職名　工場長
工場責任者　利用太郎　印
（再商品化製品利用事業者）
担当部署　リサイクル部
担当者　包装太郎
電話番号　03-9876-5430
ＦＡＸ番号　03-9876-5429

当社は再生処理事業者株式会社○○工業が製造する固形燃料について、当社が提示する品質規格を満足していることを確認の上、当該固形燃料を引き取り、適正に利用することに同意します。

平成30年度　紙製容器包装の固形燃料 引き取り同意量　：			4,555トン /年
ボイラー効率の利用施設の	ボイラー効率〔JIS B8222適用〕		54.9%
エネルギー利用率の利用施設の	①燃料低位発熱量	：	334,442 Gcal／年
	②その他入熱量（空気顕熱等）	：	9,800 Gcal／年
	③熱利用量	：	322 Gcal／年
	④電力発生量（一次ｴﾈﾙｷﾞｰ換算値）	：	64,500 Gcal／年
	エネルギー利用率＝（③熱利用量＋④電力発生量）／（①燃料低位発熱量＋②その他入熱量）×100%	：	18.8%
再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者、又は同一のグループ企業で（□ ある　/ ■ ない）			

上記の各数値の定義については「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」を参照してください。

※ 本同意書は再商品化製品利用事業者の工場（事業所）毎に作成してください。
また、コピーではなく原本を送付ください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会より利用事業者の方へお願い

１：本同意書には、引き取り品質規格書を添付してください。なお、引き取り品質規格書にも再商品化製品利用事業者の社名・工場（事業所）名の明記、押印が必要です。

２：引き取り同意量は、貴社（再商品化製品利用事業者）が本書持参の再生処理事業者から平成30年度中に引き取り可能な紙製容器包装再商品化製品の量をご記入ください。この数値は、当協会が再生処理事業者の再商品化受託可能量を査定する際の重要な資料となります。
なお、引き取り同意量の記入がなければ、登録はできませんので十分ご注意ください。

３：下記書類につきましては、当協会より利用事業者の方へ直接確認させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
◆利用施設の燃料使用実績
・燃料別使用実績（官庁報告書類のコピー等）
・平成30年度新規稼働施設にあっては計画届出書
◆ボイラー効率算出計算書
・使用数値等については、同数値の記載された各種官庁提出書類等
◆エネルギー利用率算出計算書
・使用数値等については、同数値の記載された各種官庁提出書類等
◆利用施設を保有することを示す書類（写し）
・電気事業法、労働安全衛生法、大気汚染防止法関連の許可書等
・平成30年度新規稼働施設にあっては計画届出書類
◆紙製容器包装固形燃料使用ボイラーの使用条件に関する書類
・蒸発量、蒸気圧力、蒸気温度、ボイラー型式等

４：再商品化製品につきまして利用状況など調査を行うことがございますがご協力をお願いいたします。

ご不明な点等につきましては、下記までお問い合わせください。
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　紙容器事業部
電話：０３－５５３２－８５８８、８６０９

TDB

TEIKOKU DATABANK

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

REINS-cp(レインズ)：REcycling INformation System for containers and packaging

電子入札・契約対応

電子証明書の取得･更新について

1.電子証明書購入前の確認事項
2.電子証明書の購入方法
3.電子証明書の有効期間・利用料金
4.パソコン要件
5.Windows10について
6.お問合せ先

平成２９年７月

１．電子証明書購入前の確認事項

平成３０年度再商品化事業者入札にあたり、**新規登録事業者の方で帝国データバンクの電子証明書（ICカード）をお持ちでない方は、購入が必要**となります。

対象者		電子証明書（ＩＣカード）	ＩＣカードリーダ
①	**帝国データバンク**の電子証明書（ＩＣカード）をすでにお持ちの方	電子証明書の**ご購入の必要はありません（※１）**	ICカードリーダの**ご購入の必要はありません（※２）**
②	平成２９年度新規登録事業者の方で**帝国データバンクの**電子証明書（ＩＣカード）をお持ちでない方	電子証明書（ＩＣカード）、ＩＣカードリーダの**ご購入が必要**です。 ジョイントグループの代表事業者はご購入が必要ですが、代表以外の事業者はご購入の必要はありません。	

※１ ご購入時より　１、名義人氏名　２、名義人住所　３、商号　４、商業登記簿謄本記載の本店所在地以上4点いずれかに変更がある場合には、電子証明書の買い直しが必要となります。

※２ スマートワイヤレス製、および富士通製（右画像）をお使いの場合は、現行品への買換が必要です。

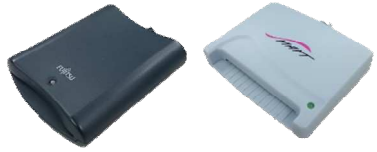

「ICカードの名義人に関するご注意」

ICカードの名義人は、入札に参加する企業の「代表者」でご用意ください。
電子入札の操作をする方ではありませんので、ご注意ください。

2．電子証明書の購入方法

1　申請書類を作成・準備し、提出をお願いします。

・準備するもの　①代表者個人の住民票　②代表者個人の印鑑登録証明書
③商業登記簿謄本　④会社代表印の印鑑証明書
⑤日本商工会議所割引クーポン券（日商会員のみ）

・作成するもの　⑥TDB電子証明書利用申込書　⑦在職証明書
⑧ICカードリーダ申込書（必要な場合）

※①の住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもののご用意をお願いします。
※⑥には②と同一の実印、⑦には④と同一の実印の押印をお願いします。

2　電子証明書（ICカード）等の受け取り確認と受領書の返送

・電子証明書（ICカード）は**「本人限定受取郵便」**により、代表者個人の住民票住所宛に発送されます。
・ICカードの暗証番号（ＰＩＮ）は**「一般書留」**で代表者個人の住民票住所宛に発送されます。
・ICカードリーダは、申込時に指定された場所に宅配便にて発送されます。
・受領後、必要となるソフトのインストールを行い、電子証明書の記載内容および動作を確認のうえ、電子認証局宛に受領書を送信します。

3　電子証明書代金の支払い

・電子証明書（ICカード）、ICカードリーダの発送後に請求書を発送いたします。

3．電子証明書の有効期間・利用料金

•新規に必要な方は、「電子証明書（ＩＣカード）」とICカードリーダの購入が必須です。

•日商ユーザ様にはクーポン券（A4判1枚）を利用した割引が適用されます。
（割引内容はクーポン券参照）

１．電子証明書（ＩＣカード）

（金額：本体価格、税抜き）

		2年版	3年版	4年版	5年版
料金（1枚あたり）	有効期間 / 価格体系	約2年1ヶ月（760日）	約3年1ヶ月（1,125日）	約4年1ヶ月（1,490日）	約4年10ヶ月（1,765日）
	1枚目	**28,000円**	**33,000円**	**42,000円**	**48,000円**
	1年あたりの参考価格	13,440円	10,703円	10,286円	9,931円
	2枚目以降	**26,000円**	**30,000円**	**38,000円**	**43,000円**
	1年あたりの参考価格	12,480円	9,730円	9,306円	8,897円
	10枚以上同時申込	**20,000円**	**28,000円**	**36,000円**	**41,000円**
	1年あたりの参考価格	9,600円	9,081円	8,816円	8,483円

２．ＩＣカードリーダ

USBタイプ	**６,５００円／1台（本体価格、税抜き）**

4. パソコン要件

項目	仕様
パソコン本体	以下のOS(全て日本語）のいずれかをサポートしているPC/AT互換機（DOS/V） **※シンクライアント等の仮想OSはサポート外です。**
	Windows 7 Home Premium SP1 / Professional SP1 Windows 8.1 エディションなし/Pro Windows 10 Home/Pro **Windows XP、Windows Vista、Windows 8は非対応です。**
CPU	CoreDuo 1.6GHz 同等以上推奨
メモリ	1.0GB以上推奨
HDD	1ドライブに1.0GB以上の空き容量
ブラウザ	Internet Explorer 11（32bit版） **Windows 10のMicrosoft Edgeは非対応です。** **Windows 8.1のModern UI版Internet Explorerは非対応です。**
インターフェイス	USBポート×1（空いていること）
解像度	1024×768（XGA）以上

※最新情報はTypeAホームページ（http://www.tdb.co.jp/typeA）にてご確認ください。

5. Windows10について

•ICカードリーダについて

•以下のカードリーダ４種類はメーカーのサポート終了により、Windows10非対応となります。
ご利用の事業者様は現行のカードリーダをお求めください。

シャープ製：RW-5100
対応：Windows8.1まで

シャープ製：SSC-001
対応：Windows7まで

富士通製：F3972G403
対応：Windows7まで
（現ICカード非対応）

スマートワイヤレス製：ACR-30U
対応：WindowsVistaまで
（現ICカード非対応）

•ブラウザについて

•Windows10の標準ブラウザである**Microsoft Edge**は非対応です。
Internet Explorer11をご利用ください。

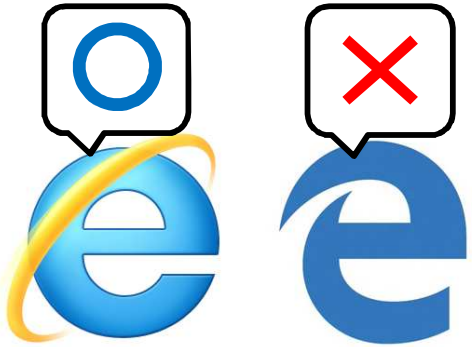

IE11　　Edge

６．お願いとお問合せ先

後日、電子署名に関する設定方法のお知らせがREINSで通知されますので、過去に電子署名を行っている場合でもご一読のうえ、**電子署名の動作確認を極力早めに実施**いただきますよう、お願い申しあげます。

「電子証明書取得に関するご質問」

株式会社帝国データバンク
電子認証局ヘルプデスク

TEL：０５７０－０１１９９９

受付時間： 平日9：00から17：00まで
（土日、祝祭日、年末年始12月30日から
翌年1月4日までを除く）

上記の電話番号はナビダイヤルです。
ナビダイヤルに発信不可能な電話をご利用の
場合は、お手数ですが発信可能な電話、
またはFAX、E-mailをご利用ください。

FAX　：03-5775-3128

E-mail：certinfo@mail.tdb.co.jp

ＵＲＬ：http://www.tdb.co.jp/typeA/

「割引クーポン券取得依頼」

最寄の商工会議所へ

提携電子証明書の割引販売制度のご案内

http://www.jcci.or.jp/it/toritsugi.html

各地会議所一覧

http://www.jcci.or.jp/it/bcs-toi.html